

厚生労働省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定、平成 17 年 12 月 16 日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「厚生労働省における政策評価の評価書」（平成 18 年 7 月 31 日付け厚生労働省発政第 0731001 号による送付分）における実績評価方式による 108 件の政策評価
- イ 「厚生労働省における政策評価の評価書」（平成 18 年 3 月 31 日付け厚生労働省発政第 0331011 号、平成 18 年 4 月 28 日付け厚生労働省発政第 0428002 号、平成 18 年 8 月 31 日付け厚生労働省発政第 0831003 号及び平成 18 年 9 月 15 日付け厚生労働省発政第 0915003 号による送付分）における事業評価方式による 94 件の政策評価（事前 35 件、事後 59 件）

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注 1、2）。

○ 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注 1）目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

（注 2）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「厚生労働省における政策評価の評価書」における実績評価方式による 108 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
基本目標 1 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること										
1－1 －IV	地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること	○	○医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること	P						
		○	実績目標1	○特定機能病院等への立入検査を徹底すること		2 (参考指標1)	<実績目標に示されていない評価指標>			
						立入検査数（件）	P	－	－	
						立入検査の結果（遵守率）（％）	CM	－	－	
						<参考指標> 立入検査の実施率（％）	P	全国病院 年1回	○	
1－4 －I	広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療等（政策医療）を推進すること	－	○政策医療を着実に実施すること	P						
		－	実績目標1	○政策医療の実施体制の整備を図ること		3	<実績目標に示されていない評価指標>			
						地域の医療従事者を対象とした研修会等の受入数（人）	P	－	－	
						政策医療に係る研究機能（臨床研究センター・臨床研究部の数）（箇所）	P	－	－	
						研究論文数（件）	P	－	－	
1－5 －I	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	－	○結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること	P						
		－	実績目標1	○結核・感染症対策の充実を図ること		7	<実績目標に示されていない評価指標>			
						20歳から29歳までの新登録結核患者数（人）	CM	－	－	
						保健所が感染症発生動向調査の状況を取得できるまでの時間	P	－	－	
						細菌性赤痢の年間報告数	CM	－	－	
						腸管出血性大腸菌（0157等）の年間報告数	CM	－	－	
						特定感染症指定医療機関数	P	－	－	
						第一種感染症指定医療機関	P	－	－	
						第二種感染症指定医療機関	P	－	－	
		－	実績目標2	○若年層の性感染症対策を図ること		5	<実績目標に示されていない評価指標>			
						淋菌感染症報告数	CM	－	－	
						性器クラミジア報告数	CM	－	－	
						性器ヘルペス報告数	CM	－	－	
						尖圭コンジローマ報告数	CM	－	－	
						梅毒報告数	CM	－	－	
		－	実績目標3	○法に基づく予防接種の実施を推進すること		7	<実績目標に示されていない評価指標>			
						百日せき報告数・死亡数	CM	－	－	
						急性灰白髄炎報告数・死亡数	CM	－	－	
						麻疹報告数・死亡数	CM	－	－	
						風しん報告数・死亡数	CM	－	－	

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
							日本脳炎報告数・死亡数	CM	—	—
							破傷風報告数・死亡数	CM	—	—
							インフルエンザ報告数・死亡数	CM	—	—
1－5 －Ⅱ		○	○治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること		C					
		－	実績目標1	○医療の受診機会を増加させること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
							都道府県の難病医療拠点病院・協力病院数	P	—	—
		○	実績目標2	○難病に係る情報を広く国民に提供すべく、難病情報センターへのアクセス件数について前年度を上回るものとする		1	<実績目標に示されている評価指標>			
							難病情報センターのアクセス件数（千件）	P	前年度を上回る	○
1－5 －Ⅲ		－	○ハンセン病対策の充実を図ること		P					
		－	実績目標1	○補償金支給事務の迅速な実施を図ること		2 （参考指標2）	<実績目標に示されていない評価指標>			
							支給件数（件）	P	—	—
							平均処理日数（日）	P	—	—
							<参考指標> 韓国療養所入所者への支給件数・平均処理日数	P	—	—
							<参考指標> 台湾療養所入所者への支給件数・平均処理日数	P	—	—
		－	実績目標2	○ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							普及啓発パンフレットの配布件数（部）	P	—	—
							ハンセン病資料館の入館者数（人）	P	—	—
1－5 －Ⅳ		－	○エイズの発生・まん延の防止を図ること		P					
		－	実績目標1	○HIV感染者・患者報告数の拡大防止に向け、国民がHIV・エイズに対する正しい知識を得、適切な予防行動をとることが可能となるようにすること		3 （参考指標2）	<実績目標に示されていない評価指標>			
							HIV抗体検査件数	P	—	—
							APIネットへのアクセス件数	P	—	—
							保健所等におけるエイズ相談受付件数（件）	P	—	—
							<参考指標> HIV感染者報告数	CM	—	—
							<参考指標> エイズ患者報告数	CM	—	—
1－5 －Ⅴ		○	○適正な臓器移植の推進等を図ること		C					
		－	実績目標1	○臓器移植法に基づく適正な臓器移植の普及・啓発を図ること		9	<実績目標に示されていない評価指標>			
							臓器提供意思表示カード等の配布枚数			
							・カード（千枚）	P	—	—
							・シール（千枚）	P	—	—
							心臓移植実施件数（件）	CM	—	—
							肺移植実施件数（件）	CM	—	—
							肝臓移植実施件数（件）	CM	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
1－5 －VI							腎臓移植実施件数 （件）	CM	－	－
							脾臓移植実施件数 （件）	CM	－	－
							小腸移植実施件数 （件）	CM	－	－
							角膜移植実施件数 （件）	CM	－	－
		○	実績目 標2	○造血幹細胞移植の普及・啓 発を図ること		5	<実績目標に示されていない評価指標>			
							骨髄提供希望登録者 数（人）	CM	30万人	○
							うち新規登録者数 （人）	CM	－	－
							骨髄移植実施件数 （件）	CM	－	－
							保存さい帯血公開個 数（個）	CM	－	－
							さい帯血移植実施件 数（件）	CM	－	－
1－5 －VI		－	○原子爆弾被爆者等を援護すること		C					
		－	実績目 標1	○迅速に原爆症の認定を図る こと		2 （参考 指標1）	<実績目標に示されていない評価指標>			
							認定処理件数（件）	P	－	－
							平均処理期間（日）	P	－	－
							<参考指標> 申請受理件数	P	－	－
		－	実績目 標2	○被爆者の健康の保持・増進 を図ること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
						被爆者健康診断受診 率（％）	P	－	－	
1－6 －I	品質・有 効性・安 全性の高 い医薬 品・医療 用具を国 民が適切 に利用で きるよう にすること	○	○有効性・安全性の高い新医薬品・医 療用具の迅速な承認手続を進めること		P					
		－	実績目 標1	○新医薬品・医療用具の優先 審査を進めること		1 （参考 指標1）	<実績目標に示されていない評価指標>			
							優先審査承認品目の 割合（％）	P	－	－
							<参考指標> 優先審査適用品目医 薬品の審査期間	P	－	－
		－	実績目 標2	○標準事務処理期間内に処理 すること		3 （参考 指標3）	<実績目標に示されていない評価指標>			
							申請件数（件）	P	－	－
							処理件数（件）	P	－	－
							標準事務処理期間 （審査事務処理期 間）	P	－	－
							<参考指標> 新医薬品の審査期 間・承認件数	P	－	－
							<参考指標> 新医療機器の審査期 間・承認件数	P	－	－
					<参考指標> 独法医薬品医療機器 総合機構における審 査部門の職員数	P	－	－		
1－6 －I	品質・有 効性・安 全性の高 い医薬 品・医療 用具を国 民が適切 に利用で きるよう にすること	○	実績目 標3	○リスクの低いものについて 基準を定めて策定する第三者 認証基準について、その総数 が前年度を上回るものとする こと		2	<実績目標に示されている評価指標>			
							第三者認証基準作成 総数	P	前年度 を上回 る	○
							第三者認証機関によ る認証品目数	P	－	－

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
1-6 -II		○	○医薬品・医療用具の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の情報提供に努めること	P					
		ー	実績目標1	○製造所、薬局等への立入検査を徹底すること	2	<実績目標に示されていない評価指標>			
						立入検査件数（件）	P	ー	ー
						指導等件数（件）	P	ー	ー
		ー	実績目標2	○不良品の回収を徹底すること	1	<実績目標に示されていない評価指標>			
						自主回収の件数（件）	CM	ー	ー
		○	実績目標3	○医薬品の安全性に関する情報を充実させ、医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス数を前年度より増加させること	2	<実績目標に示されている評価指標>			
						医薬品情報提供ホームページへのアクセス数（千件）	P	前年度以上	○
						医薬品の使用上の注意の改訂件数（件）	CM	ー	ー
1-6 -III		ー	○医薬分業を推進すること	P					
		ー	実績目標1	○地域単位での医薬分業を推進すること	2	<実績目標に示されていない評価指標>			
						地域ごとの分業計画整備率	P	ー	ー
						医薬分業率（%）	CM	ー	ー
1-7 -I	血液製剤の国内自給を推進するとともに、安全性の向上を図ること	○	○血液製剤の国内自給の推進を図ること	P					
		○	実績目標1	○効果的な献血の普及を推進し、年次計画による原料血漿確保目標量を確保すること	3	<実績目標に示されている評価指標>			
						原料血漿確保量（万L）	CM	90.0	○
						<実績目標に示されていない評価指標>			
						献血者数（万人）	CM	ー	ー
						献血量（万L）	CM	ー	ー
		○	実績目標2	○輸血用血液製剤の国内自給を維持し血漿分画製剤の国内自給を推進すること	4	<実績目標に示されている評価指標>			
						輸血用血液製剤の国内自給率（%）	CM	100	○
						アルブミン製剤の国内自給率（%）	CM	ー	ー
						免疫グロブリン製剤国内自給率（%）	CM	ー	ー
						血液凝固第Ⅷ因子製剤（血液由来）の国内自給率（%）	CM	ー	ー
1-7 -II		ー	実績目標3	○献血受入体制を整備すること	2 （参考指標1）	<実績目標に示されていない評価指標>			
						採血出張所	P	ー	ー
						成分採血装置数	P	ー	ー
						<参考指標>			
						献血ルームのベッド数	P	ー	ー
		○	○血液製剤の使用適正化を推進すること	C					
		○	実績目標1	○需給動向調査を実施すること	12	<実績目標に示されていない評価指標>			
						血液製剤使用量			
						・全血製剤（万本）	CM	ー	ー
						・赤血球製剤（万本）	CM	ー	ー
						・血小板製剤（万本）	CM	ー	ー
						・血漿製剤（万本）	CM	ー	ー
						・アルブミン製剤（万L）	CM	ー	ー

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
							・グロブリン製剤 （万L）	CM	—	—
							血液製剤供給量			
							・全血製剤（万本）	CM	—	—
							・赤血球製剤（万 本）	CM	—	—
							・血小板製剤（万 本）	CM	—	—
							・血漿製剤（万本）	CM	—	—
							・アルブミン製剤 （万L）	CM	—	—
							・グロブリン製剤 （万L）	CM	—	—
		—	実績目 標2	○使用指針等を策定すること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
							使用指針等策定の進 捗状況（件・総数）	P	—	—
1－7 －Ⅲ		○		○血液製剤の安全性の向上を図ること	C					
		○	実績目 標1	○採血されたすべての血液に ついて各種抗体検査等を実施 すること		2	<実績目標に示されている評価指標>			
							検査実施率（％）	P	100	○
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							検査項目数（項目）	P	—	—
	—	実績目 標2	○複数回献血を推進すること		1	<実績目標に示されていない評価指標>				
						献血者の平均献血回 数	CM	—	—	
1－8 －Ⅰ	保健衛生 上必要不 可欠なワ クチン等 の安定供 給を確保 するとと もに、緊 急時等の 供給体制 について も準備を 進めるこ と	○		○希少疾病ワクチン・抗毒素及びイン フルエンザワクチンの安定供給を図る	C					
		—	実績目 標1	○国家買上げ及び備蓄を実施 すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							供給要請本数（本）	CM	—	—
							売払本数（本）	CM	—	—
		—	実績目 標2	○需給調査及び需要予測を行 うこと		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
						需要量(万本)	CM	—	—	
						供給量(万本)	CM	—	—	
	○	実績目 標3	○新型インフルエンザワクチ ン株（平成17年度末までに30 株）の開発を行うこと		1	<実績目標に示されている評価指標>				
						新型インフルエンザ ワクチン株の開発株 数（総数）	P	30	○	
1－9 －Ⅰ	新医薬 品・医療 機器の開 発を促進 するとと もに、医 薬品産業 等の振興 を図ること	—		○医薬品・医療機器の製造業や販売業 等の振興を図ること	C					
		—	実績目 標1	○質の高い医薬品・医療機器 等の安定供給等を確保する観 点から、医薬品・医療機器に 関する事業者の振興を図ること		8	<実績目標に示されていない評価指標>			
							市場規模(医薬品) （億円）	CM	—	—
							市場規模（医療機 器）（億円）	CM	—	—
							製造業者数(医 薬品）（社）	CM	—	—
							製造業者数(医 療機器）（社）	CM	—	—
							販売業者数（卸 売業者）（医 薬品）（社）	CM	—	—
							販売業者数（卸 売業者）（医 療機器） （社）	CM	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
							新医薬品・医療機器 の承認取得件数（医 薬品）（件）	P	—	—
							新医薬品・医療機器 の承認取得件数（医 療機器）（件）	P	—	—
1－9 －Ⅱ		－	○医薬品・医療機器の流通改善を図ること		C					
		－	実績目 標1	○取引慣行の改善による公正 な競争を実現すること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
							不公正な競争の事案 数（件）	CM	—	—
		－	実績目 標2	○流通の効率化・合理化を促 進すること		1 (参考 指標4)	<実績目標に示されていない評価指標>			
						平均の流通コスト （％）	CM			
						・医薬品		—	—	
						・医療機器		—	—	
						<参考指標> 医療機器のコード標 準化状況				
						・規格数	P	—	—	
						・JANコード取得数 （％）	P	—	—	
						・MEDIS-DC DV登録 数（％）	P	—	—	
						・バーコード貼付数 （％）	P	—	—	
1－9 －Ⅲ		－	○バイオ技術、ナノ技術等の先端技術 を活用し、画期的な医薬品、医療用具 等の研究開発を推進すること		C					
		－	実績目 標1	○画期的な医薬品、医療機器等 の開発の促進による治癒率の 向上、患者のQOLの向上を図 ること		1 (参考 指標2)	<実績目標に示されていない評価指標>			
							新医薬品・医療用具 の承認取得件数 （件） （上段：新医薬品、 下段：新医療用具）	P	—	—
							<参考指標> 治験届の提出数	P	—	—
						<参考指標> CRC養成研修実施数	P	—	—	
1－9 －Ⅳ		－	○患者数が少なく、研究開発が進みに くい稀少疾病用新薬や成人に比較して 適用薬剤が少ない小児・未熟児に適し た剤型等の研究開発を推進すること		C					
		－	実績目 標1	○希少疾病用医薬品を開発す ること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
							希少疾病用医薬品・ 医療機器の承認取得 数（件）	P	—	—
		－	実績目 標2	○小児・未熟児用医薬品の承 認取得を促進するとともに、 新型剤型を開発すること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
						新医薬品承認数（件）	P	—	—	
1－10 －Ⅰ	患者の多 様なニーズ等に対 応した医療関連 サービスの提供を 促進すること	－	○患者の多様なニーズや医療機関経営 上のニーズに対応した医療関連サー ビスの適切な提供を促進すること		C					
		－	実績目 標1	○多様なサービスを提供する 事業者の医療関連サービス市 場への参入促進を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							市場規模（業務委託 施設数）	CM	—	—
							業者数（受託事業者 数）	CM	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無									
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
1-12 -1	妊産婦・ 児童から 高齢者に 至るまで の幅広い 年齢層に おいて、 地域・職 場などの 様々場所 で、国民 的な健康 づくりを 推進する こと	—	○地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	C							
		—	実績目標1	○保健所、市町村保健センター等の整備を通じた地域保健活動の基盤を整備すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>				
							保健所数（箇所）	P	—	—	
							市町村保健センター数（箇所）	P	—	—	
		—	実績目標2	○地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること		3	<実績目標に示されていない評価指標>				
							保健婦未設置又は1人設置市町村（数）	P	—	—	
							保健師中央研修受講者人数（人）	P	—	—	
							保健所専門職人数（人）	P	—	—	
		—	実績目標3	○地域における健康危機管理体制の確保を図ること		3	<実績目標に示されていない評価指標>				
							健康危機管理保健所長等研修受講実数（人）	P	—	—	
							保健所長充足率（%）	P	—	—	
							地域における健康危機管理の手引書（作成自治体数）	P	—	—	
1-13 -1	健康危機 管理を推 進するこ と	○	○健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	P							
		○	実績目標1	○危機管理に対応するための組織を整備すること		1	<実績目標に示されている評価指標>				
							健康危機管理調整会議（幹事会）の定期開催（月2回）	P	月2回	○	
		—	実績目標2	○健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応すること		1	<実績目標に示されていない評価指標>				
					健康危機管理調整会議（幹事会）の随時開催	P	—	—			
基本目標2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること											
2-1 -1	食品の安 全性を確 保するこ と	—	○食中毒等食品による衛生上の危害の発生を減らし、食品の安全性の確保を図ること	C							
		—	実績目標1	○食中毒発生を減少させること		1 （参考 指標2）	<実績目標に示されていない評価指標>				
							食中毒統計を基礎に施策に対応した健康危害発生数（件）	CM	—	—	
							<参考指標> 食中毒発生件数	CM	—	—	
							<参考指標> 食中毒患者数	CM	—	—	
		—	実績目標2	○HACCPによる衛生管理を普及すること		5	<実績目標に示されていない評価指標>				
							業種毎の総合衛生管理製造過程承認取得率（%）				
							・乳・乳製品	CM	—	—	
							・食肉製品	CM	—	—	
							・魚肉練り製品	CM	—	—	
							・容器包装詰加圧加熱殺菌食品	CM	—	—	
							・清涼飲料水	CM	—	—	
		—	実績目標3	○食品等の違反率を減少させること		1	<実績目標に示されている評価指標>				
							食品の違反率（%）	CM	—	—	

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		－	実績目 標4	○全頭検査などBSE対策を含 め、と畜場における衛生対策 を図ること		1 (参考 指標1)	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 全頭検査の実施状況 (万頭)	P	－	－
							＜参考指標＞ BSEり患牛数（頭）	CM	－	－
2－1 －Ⅱ	－	－	○国民の健康を守るため、輸入食品の 安全性の確保を図ること	C						
		－	実績目 標1	○モニタリング検査計画の達 成		1 (参考 指標2)	＜実績目標に示されていない評価指標＞ モニタリング検査計 画に基づく「モニタ リング検査」の達成 率（%）	P	－	－
							＜参考指標＞ モニタリング計画 上の検査件数	P	－	－
							＜参考指標＞ 実際にモニタリング 検査を行った件数	P	－	－
		－	実績目 標2	○遺伝子組換え食品の安全性 確保のため、平成21年度まで に新たに国際的基準を策定す ること		1	＜実績目標に示されている評価指標＞ 国際的基準策定の進 捗状況（%）	P	－	－
2－1 －Ⅲ	○	○	○食品添加物の規格基準や残留農薬基 準の整備等を通じ、食品の安全性の確 保を図ること	C						
		○	実績目 標1	○食品添加物中既存添加物の 規格数を平成17年度までに総 数120までに増加させること		1	＜実績目標に示されている評価指標＞ 既存添加物の規格数 (品目)	P	120	○
		－	実績目 標2	○暫定基準の設定及び残留基 準が設定されていない農薬が 残留する食品の流通等を原則 禁止する制度（いわゆるポジ ティブリスト制）の導入		4 (参考 指標1)	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 残留基準認定農薬数 (農薬)	P	－	－
							食品中に残留する農 薬等の暫定基準案 (第1次案)（品目 数)	P	－	－
							食品中に残留する農 薬等の暫定基準案 (第2次案)（品目 数)	P	－	－
						食品中に残留する農 薬等の暫定基準案 (最終案)（品目 数)	P	－	－	
							＜参考指標＞ 食品に残留する農薬 等の基準(告示)（品 目数)	P	－	－
2－1 －Ⅳ	－	○いわゆる健康食品等について、広 告・表示の適正化を図り、適切な情報 の下で消費者がこれを選択できるよ うにすること	C							
		－	実績目 標1	○いわゆる健康食品等の健康 保持増進効果等について、著 しく事実と相違する又は著し く人を誤認させるような表示 を禁止することにより、表 示・広告の適正化を図り、健 康被害発生を未然に防止する こと		2	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 健康増進法第32条の 2（虚偽誇大広告） 違反に対する勧告数 (件)	P	－	－
							健康食品等に関する 健康被害報告数 (件)	CM	－	－

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
2-2 -I	麻薬・覚 せい剤等 の乱用を 防止する こと	—	○国民、特に青少年に対し、薬物乱用 の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に 防止すること	P					
		—	実績目 標1	○薬物乱用防止キャラバン カーについて稼働実績が前年 度を上回るものとし、また、 その他、マス・メディア等を 活用し、啓発を行うこと	4 (参考 指標4)	<実績目標に示されていない評価指標>			
						薬物乱用経験者数 (生涯経験率 (%))	CM	—	—
						啓発資材の配布実績 (万部)	P	—	—
						薬物乱用防止キャラ バンカーの稼働実績 (運行箇所数)	P	—	—
						学校等における薬物 乱用防止教育への協 力実績(回数)	P	—	—
						<参考指標> 未成年者の主な薬物 事犯検挙人員(人)	CM	—	—
						うち覚せい剤事犯	CM	—	—
						うち大麻事犯	CM	—	—
						うちMDMA等合成麻 薬事犯	CM	—	—
2-2 -II		—	○国内及び水際において、麻薬等の薬 物事犯に対する取締りを徹底するとと もに、違法ドラッグ(いわゆる脱法ド ラッグ)対策を進めること	P (C)					
		—	実績目 標1	○国内外の関係機関と協力 し、不正な麻薬、覚せい剤等 を押収すること	4	<実績目標に示されていない評価指標>			
						薬物事犯の検挙件数 (件)	CM	—	—
						うち麻薬取締職員 による押収件数			
						薬物事犯の検挙人数 (人)	CM	—	—
						うち麻薬取締職員 による検挙人数			
						主な薬物の押収量 (kg)			
						・覚せい剤	CM	—	—
						うち麻薬取締職員 による押収量			
						・大麻(乾燥大麻及 び大麻樹脂の合計)	CM	—	—
2-2 -III		○	○薬物依存・中毒者の治療と社会復帰 を支援すること	P					
		○	実績目 標1	○薬物依存・中毒者に対し相 談・指導を行うことにより、 薬物事犯の再犯者数について 前年度に比べ低下を図ること	2	<実績目標に示されている評価指標>			
						薬物事犯の再犯者 (覚せい剤)(人)	CM	前年度 以下	○
						<実績目標に示されていない評価指標>			
						薬物相談窓口におけ る相談件数(件)	P	—	—
						うち精神保健福祉 センターにおける相 談件数			

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
2－3 －Ⅰ	安全で質 が高く災 害に強い 水道を整 備するこ と	○	○安全で質が高い水道の確保を図ること	C					
		○	実績目 標1	○水質基準適合率を100%に すること	1 (参考 指標4)	<実績目標に示されている評価指標>			
						水質基準適合率(%)	CM	100	○
						<参考指標> 立入検査実施における 文書指摘数	P	－	－
						<参考指標> 生活基盤近代化事業 (百万円)	P	－	－
						<参考指標> 水質検査施設等整備 費（百万円）	P	－	－
				<参考指標> 高度浄水施設整備費 (百万円)	P	－	－		
2－3 －Ⅱ	安全で質 が高く災 害に強い 水道を整 備するこ と	○	○災害に強い水道の整備など水道水の 安定供給を図ること	C					
		－	実績目 標1	○水道事業の広域化を図ること	1 (参考 指標3)	<実績目標に示されていない評価指標>			
						広域水道受水人口 (千人)	CM	－	－
						<参考指標> 簡易水道再編推進事 業（百万円）	P	－	－
						<参考指標> 水道広域化施設整備 費（百万円）	P	－	－
						<参考指標> 水道水源開発施設整 備事業費（百万円）	P	－	－
2－3 －Ⅲ	安全で質 が高く災 害に強い 水道を整 備するこ と	○	○基幹施設及び基幹管路の耐 震化率をそれぞれ100%とする 等、災害対応力を強化すること		2 (参考 指標6)	<実績目標に示されている評価指標>			
						基幹施設の耐震化率 (%)	CM	100	○
						基幹管路の耐震化率 (%)	CM	100	○
						<参考指標> 生活基盤近代化事業 (百万円)	P	－	－
						<参考指標> ライフライン機能強 化等事業費(百万 円)	P	－	－
						<参考指標> 管種別布設延長割合 ・ダグタイル・鋳鉄管	P	－	－
						うち耐震継ぎ手を 有する管	P	－	－
						・石綿セメント管	P	－	－
						・その他	P	－	－
		2－3 －Ⅲ	安全で質 が高く災 害に強い 水道を整 備するこ と	○	○未普及地域における水道水の整備を 図ること	C			
○	実績目 標1			○水道未普及地域の解消に向 け、水道未普及人口が前年度 を下回るようにする	1 (参考 指標1)	<実績目標に示されている評価指標>			
						水道未普及人口（千 人）	CM	前年度 を下回 る	○

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無									
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
								＜参考指標＞ 水道未普及地域解消 事業（百万円）	P	－	－
2－4 －Ⅰ	国民生活 を取り巻く化学物 質による人の健康 被害を防止するこ と	○	○毒物・劇物の適正な管理を推進する こと		P						
		○	実績目 標1	○毒物・劇物営業者等に対す る立入検査率を維持又は向上 させること	3	＜実績目標に示されている評価指標＞					
						立入検査実施率 (%)	P	前年度 以上	○		
						＜実績目標に示されていない評価指標＞					
						立入検査施行施設数	P	－	－		
		－	実績目 標2	○違反が発見された毒物・劇 物営業者等施設の確実な違反 改善を図ること	3 (参考 指標1)	＜実績目標に示されていない評価指標＞					
						違反発見施設数	P	－	－		
						違反発見率(%)	P	－	－		
						違反改善率(%)	P	－	－		
		＜参考指標＞ 改善確認施設数					CM	－	－		
2－4 －Ⅱ		○	○化学物質の毒性について評価し、適 正な管理を推進するための規制を実施 すること		P						
		○	実績目 標1	○既存化学物質の国際安全性 点検（6年で96個）を推進する こと	1	＜実績目標に示されている評価指標＞					
						国際安全性点検数 (物質数)	P	16 (H17- 22で 96)	○		
		－	実績目 標2	○既存化学物質について、化 審法における監視化学物質に 指定すること	2	＜実績目標に示されていない評価指標＞					
						第一種監視化学物質 の指定件数	P	－	－		
第二種監視化学物質 の指定件数					P	－	－				
2－4 －Ⅲ		－	○家庭用品の安全性を確保すること		C						
		－	実績目 標1	○家庭用品の安全確保マニ ュアルの策定を推進すること	1	＜実績目標に示されている評価指標＞					
マニュアル策定数 (累積数)					P	－	－				
2－5 －Ⅰ	生活衛生 関係営業 の振興等 により生活 衛生の 向上・増 進を図るこ と	○	○生活衛生関係営業における衛生水準 の確保及び振興を図ること		C						
		－	実績目 標1	○生活衛生関係営業の経営の 安定・強化・充実を図ること	1	＜実績目標に示されていない評価指標＞					
						振興計画の認定件数 (件)	P	－	－		
		○	実績目 標2	○営業における高齢化社会へ の対応を図るため、シルバ ースター登録旅館数及び福祉浴 場の前年度比増を図ること	2	＜実績目標に示されている評価指標＞					
						シルバースター登録 旅館数（件）	CM	前年度 比増	○		
						福祉浴場を実施して いる公衆浴場数 (件)	CM	前年度 比増	○		
		－	実績目 標3	○消費者・利用者の権利利益 を擁護すること	5	＜実績目標に示されていない評価指標＞					
						標準営業約款登録施 設数（件）					
						・理容業	CM	－	－		
						・美容業	CM	－	－		
					・クリーニング業	CM	－	－			
					・めん類飲食店営業	CM	－	－			
					・一般飲食店営業	CM	－	－			
2－5 －Ⅱ		○	○建築物衛生の改善及び向上等を図る こと		C						
		○	実績目 標1	○建築物内における良好な空 気環境を確保するため、不適 合率を前年度と同水準以下に 抑えるものとする	7	＜実績目標に示されていない評価指標＞					
						環境衛生管理基準へ の不適合率					
・浮遊じんの量 (%)					CM	前年度 以下	○				

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
						・一酸化炭素の含有率（％）	CM	前年度以下	○	
						・炭酸ガスの含有率（％）	CM	前年度以下	○	
						・温度（％）	CM	前年度以下	○	
						・相対湿度（％）	CM	前年度以下	○	
						・気流（％）	CM	前年度以下	○	
						・ホルムアルデヒドの量	CM	前年度以下	○	
		○	実績目標2	○建築物内における良好な給水を確保するため、不適合率を前年度と同水準以下に抑えるものとする		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							・水質基準（％）	CM	前年度以下	○
							・残留塩素含有率（％）	CM	前年度以下	○
基本目標3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること										
3-1-I	労働条件の確保・改善を図ること	—	○法定労働条件の確保・改善を図ること	P						
		—	実績目標1	○労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため監督指導業務の適正な運営を図ること	3	<実績目標に示されていない評価指標>				
						定期監督等の実施状況（定期監督等の実施件数）	P	—	—	
						申告処理の状況（申告処理件数）	P	—	—	
						司法処理の状況（司法処理件数）	P	—	—	
3-1-II		○	○年間総実労働時間1,800時間の達成・定着	C						
		○	実績目標1	○労働時間短縮の促進を図ること	3	<実績目標に示されている評価指標>				
						労働時間の状況（年間総実労働時間）	CM	1,800	○	
						<実績目標に示されていない評価指標>				
						所定外労働時間の状況（所定外労働時間）	CM	—	—	
			年休の取得状況（年休取得率）	CM	—	—				
3-2-I	労働者の安全と健康を確保すること	○	○事業所における安全衛生水準の一層の向上を図ること	P						
○		実績目標1	○労働災害による死者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること	1	<実績目標に示されている評価指標>					
					労働災害による死者数	CM	・減少傾向を堅持 ・年間1,500人を大きく下回る	○		
	○	実績目標2	○計画期間中における労働災害総件数を20%以上減少させること	1	<実績目標に示されている評価指標>					
						休業4日以上の死傷者数	CM	第9次計画期間（平成10～14年度）の休業4日以上の死傷者数の総数の20%以上減	○	

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		－	実績目 標3	○安全衛生に関する自主的な 取組を推進すること		1 (参考 指標4)	<実績目標に示されていない評価指標>			
							事業場に対する多様な安全衛生情報の提供状況（安全衛生情報センターのインターネットサイトへのアクセス件数）	P	－	－
							<参考指標> 業種別団体を通じたリスクアセスメント推進研修会の実施状況			
							・研修会開催回数	P	－	－
							・研修会参加者数	P	－	－
							<参考指標> 専門工事業者安全管理活動等促進事業の利用状況等			
							・安全衛生教育実施回数	P	－	－
							・安全衛生教育参加者数	P	－	－
		－	実績目 標4	○小規模事業場に対する安全 衛生水準向上の支援を図ること		4	<実績目標に示されている評価指標>			
							小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の利用状況（新規登録団体数）	P	－	－
							地域産業保険センターの利用状況			
							・相談件数等	P	－	－
							・訪問指導事業場数	P	－	－
							産業医共同選任事業の利用状況（利用事業場数等）	P	－	－
3－2 －Ⅱ		○	○産業安全水準の一層の向上を図ること	P						
		○	実績目 標1	○建設業における労働災害について前年度と比較し減少を図ること		1	<実績目標に示されている評価指標>			
							建設業における労働災害発生状況（建設業における休業4日以上の死傷者数）	CM	前年度 比減	○
		－	実績目 標2	○重点対象分野における労働 災害防止活動の促進を図ること		11	<実績目標に示されていない評価指標>			
							専門工事業者安全管理活動等促進事業の利用状況等			
							・安全衛生教育実施回数	P	－	－
							・安全衛生教育参加者数	P	－	－
							建設工事墜落防止対策推進事業の利用状況等			
							・教育研修会開催回数	P	－	－
							・教育研修会参加者数等	P	－	－
							中小総合工事業者指導力向上事業の利用状況等			
		・現場所長研修会開催回数	P	－	－					

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
							・ 現場所長研修会参加者数等 ・ 店社安全衛生管理担当者研修開催回数 ・ 店社安全衛生管理担当者研修参加者数 交通労働災害防止対策推進事業の利用状況等（指導員による個別事業場への指導件数） 労働安全管理水準の改善の状況 ・ 安全管理特別指導対象事業場における度数率（対前年増減率） ・ 強度率（対前年増減率）	P P P P CM CM	— — — — — —	— — — — — —
3-2 -III	—	—	○労働衛生対策の推進を図ること		P		<実績目標に示されていない評価指標>			
		—	実績目標1	○じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等を減少させること		4	業務上疾病者数 酸素欠乏症者等死亡者数 一酸化炭素中毒死亡者数 化学物質管理支援事業の利用状況（化学物質管理者研修受講者数）	CM CM CM CM	— — — —	— — — —
		—	実績目標2	○過重労働による健康障害防止、心の健康づくりを含めた健康の確保及び産業保健に対する支援を図ること		8	<実績目標に示されていない評価指標> 中小規模事業場における心とからだの健康づくり（THP）の普及状況 ・ THP導入指導の実施事業場数 ・ THP導入指導の実施対象者数 メンタルヘルズ指針の普及状況 ・ 研修事業開催回数 ・ 研修事業参加者数 ・ 支援事業場におけるメンタルヘルズの専門家による取組指導回数 産業保健推進センターの利用状況 ・ 産業保健スタッフに対する研修の実施回数 ・ 事業者等からの相談件数 過重労働による健康障害防止対策の状況（過重労働総合対策関係パンフレット配布件数）（万部）	P P P P P P P P P P	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
3-3 -I	労働災害 に被災し た労働者 等の公正 な保護を 行うこと ともに、労 働者の福 祉の増進 を図ること	—	○労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること	P					
		—	実績目標1 ○労災保険制度の財政を安定させ、事業主の労働災害防止へのインセンティブを促進するため適切な保険料率を設定すること		4	<実績目標に示されていない評価指標>			
						保険料収納済額（百万円）	P	—	—
						保険料給付費等（百万円）	P	—	—
						労働福祉事業費（百万円）	P	—	—
						平均保険料率（厘）	P	—	—
		—	実績目標2 ○療養（補償）給付等の適正な給付を図ること		10	<実績目標に示されていない評価指標>			
						療養（補償）給付件数（件）	P	—	—
						休業（補償）給付件数（件）	P	—	—
						傷病（補償）給付件数（件）	P	—	—
						障害（補償）給付件数（件）	P	—	—
						障害（補償）一時金給付件数（件）	P	—	—
						遺族（補償）年金給付件数（件）	P	—	—
						遺族（補償）一時金給付件数（件）	P	—	—
3-3 -II		—	○被災労働者及びその家族の援護を図り、また被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること	C					
		—	実績目標1 ○労災就学等援護費の適正な支給を図ること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
						労災就学等援護費の支給実績（労災就学等援護費支給件数）	P	—	—
		—	実績目標2 ○義肢等補装具の適正な支給を行うこと		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
						義肢等補装具の支給件数（義肢等補装具の支給件数）	P	—	—
3-4 -I	勤労者生活の充実を図ること	—	○勤労者の財産形成の促進を図ること	C					
		—	実績目標1 ○勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
						勤労者財産形成促進制度の活用状況（財形貯蓄残高）（百万円）			
						・財形貯蓄残高	CM	—	—
3-4 -II						・財形融資残高	CM	—	—
		—	○中小企業における退職金制度の普及促進を図ること	C					
		—	実績目標1 ○中小企業退職金共済制度の普及促進を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
						中小企業退職金共済制度の普及状況			
						・新規被共済者数	CM	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
						・被共済者数	CM	—	—
3－4 －Ⅲ		○	○自由時間の充実等勤労者生活の充実を図ること	C					
		○	実績目標1 ○勤労者のボランティア活動への参加等自由時間の充実を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
						勤労者マルチライフ支援事業の実施状況（セミナー・ガイダンス、体験プログラム等への参加者数）	P	—	—
						事業参加者のボランティア活動に対する意識（アンケート結果「プログラムに参加してボランティア活動の参加意識が高まった」の割合）（%）	CM	80	○
		－	実績目標2 ○中小企業勤労者の総合的な福祉の充実を図ること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
3－6 －Ⅰ	安定した 労使関係 等の形成 を促進す ること					中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数（人）	P	—	—
		○	実績目標3 ○労働金庫の健全性のための施策を推進すること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
						全労働金庫に対する検査実施状況（検査実施率）（%）	P	約50	○
		－	○円滑な政労使コミュニケーションの促進を図ること	C					
		－	実績目標1 ○産業労働懇話会等各種会議を開催すること		3	<実績目標に示されている評価指標>			
3－6 －Ⅱ						産業労働懇話会の開催回数	P	—	—
						多国籍企業労働問題懇談会の開催回数	P	—	—
						中小企業労働福祉推進会議の開催回数	P	—	—
		－	○集团的労使関係のルール確立及び普及等を図ること	C					
		－	実績目標1 ○労働組合法及び労働関係調整法に関して、その適正な実施を図るため指導・啓発を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
3－6 －Ⅲ						争議件数（件数）	CM	—	—
						争議による労働損失日数（日数）	CM	—	—
		－	実績目標2 ○労働契約承継法やその適切な実施を図るため必要な事項を定めた指針の周知を図ること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
						法令及び指針の施行状況	P	—	—
		－	○集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	C					
3－6 －Ⅲ		－	実績目標1 ○不当労働行為事件の迅速かつ適切な解決・処理を図ること		10	<実績目標に示されていない評価指標>			
						不当労働行為事件の係属・処理状況（件）			
						・係属件数（計）	P	—	—
						前年度繰越	P	—	—
						新規申立	P	—	—
						・終結件数（計）	P	—	—
						和解・取下	P	—	—
						命令・決定	P	—	—
3－6 －Ⅲ						・次年度繰越	P	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
							不当労働行為事件の 係属・処理状況（前 年繰越、新規申立 て、自由別集結件 数）（計）（日）			
							・申立から第1回 審問までの期間	P	—	—
							・第1回審問から 結審前までの期間	P	—	—
							・結審から命令書 交付までの期間	P	—	—
		—	実績目 標2	○労使紛争の早期かつ適切な 解決を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							調整事件に係る平均 処理日数	P	—	—
						調整事件に係る解決 率	CM	—	—	
3-7 -I	個別労働 関係紛争 の解決の 促進を図 ること	—	—	○個別労働関係紛争の解決の促進を図 ること	P					
		—	実績目 標1	○個別労働関係紛争の迅速適 正な解決を図ること		7	<実績目標に示されていない評価指標>			
							民事上の個別労働紛 争相談件数（件）	P	—	—
							助言・指導申出受付 件数（件）	P	—	—
							あっせん申請受理件 数（件）	P	—	—
							処理期間ごとの割合 （%）			
							・助言・指導	P	—	—
							・あっせん	P	—	—
							手続終了件数（件）			
							・助言・指導	P	—	—
							・あっせん	P	—	—
3-8 -I	労働保険 適用徴収 業務の適 正かつ円 滑な実施 を図ること	○	—	○労働保険の適用促進及び労働保険料 の適正徴収を図ること	P					
		—	実績目 標1	○労働保険の適用対象事業場 を適正に把握し、適用を促進す ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							未手続事業保険関係 成立件数（事業場）	P	—	—
							適用事業場数（事業 場）	P	—	—
		○	実績目 標2	○労働保険料の適正徴収の確 保を図り、労働保険料収納率 が前年度以上になること		2	<実績目標に示されている評価指標>			
							労働保険料収納率 （%）	P	前年度 以上	○
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							労働保険料収納済歳 入額（百万円）	P	—	—
基本目標 4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること										
4-1 -I	労働力需 給のミス マッチの 解消を図 るために 需給調整 機能を強 化すること	○	—	○公共職業安定機関における需給調整 機能を強化すること	P					
		○	実績目 標1	○セーフティネットとして、 きめ細かな職業相談・職業紹 介を実施すること（平成17年 度においては、公共職業安定 所の求職者の就職率を平成16 年度を上回る32%に引き上げ ることを目指して実施した。と りわけ、雇用保険受給者の早 期再就職の促進に努め、受給 資格者のうち雇用保険の受給 期間を2/3以上残して早期に就 職した者の比率を平成17年度 において15%に引き上げること を目指して実施した。）		3 （参考 指標3）	<実績目標に示されている評価指標>			
							就職率（%）	CM	32	○
							雇用保険受給資格者 のうち早期に就職し た者の比率（%）	CM	15	○
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							求人開拓数（件）	P	—	—
							<参考指標> 紹介件数（件）	P	—	—
							<参考指標> 就職件数（件）	CM	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
							<参考指標> 新規求人数に占める 求人開拓数の割合 （%）	P	—	—
		—	実績目 標2	○求人情報、労働市場情報等 の提供を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標> ハローワークイン ターネットサービス のアクセス件数 （件）	P	—	—
							ネット上での応募者 数（人）	P	—	—
		○	実績目 標3	○求人年齢制限の緩和を図る こと（平成17年度において年 齢不問求人割合を30%以上 の水準で平成16年度を上回る ことを目指して実施したとこ ろ、平成17年度内において目 標を達成したため、新たに平 成19年度までに当該割合を50% 以上とする上方修正を行っ た。）		2	<実績目標に示されている評価指標> 年齢不問求人割合 （%）	CM	30%	○
							<実績目標に示されていない評価指標> 年齢階層別求人数 （人）	CM		
							年齢計		—	—
							44歳以下		—	—
							45～54歳		—	—
							55歳以上		—	—
		—	実績目 標4	○適切な職業訓練受講指示を 行うこと		1	<実績目標に示されていない評価指標> 職業訓練受講指示件 数（件）	P	—	—
		—	実績目 標5	○失業等給付受給者が求職活 動のノウハウを習得できるよ うになること		1	<実績目標に示されていない評価指標> 就職支援セミナーの 受講者数（人）	P	—	—
		○	実績目 標6	○早期再就職に向けた個別支 援の推進を図ること（平成17 年度において、再就職支援プ ログラム開始件数7万件、就 職率70%を確保すること並び に就職実現プラン作成件数を 12万件、就職率50%を確保す ることを目指して実施し た。）		7	<実績目標に示されている評価指標> 再就職支援プログラ ム開始件数（件）	P	7万	○
							再就職支援プログラ ムの就職率（%）	CM	70	○
							就職実現プラン作成 件数（件）	P	12万	○
							就職実現プラン対象 者の就職率（%）	CM	50	○
							<実績目標に示されていない評価指標> キャリア交流事業参 加者数（人）	P	—	—
							キャリア・コンサル ティング対象者数 （人）	P	—	—
							再就職プランナー相 談件数（件）	P	—	—
		—	実績目 標7	○未充足求人へのフォロー アップの徹底等求人者サービ スの充実による就職促進を図 ること		1	<実績目標に示されていない評価指標> 受理後3週間以上の 未充足求人に対する フォローアップ件数 （件）	P	—	—
		—	実績目 標8	○1年以上の長期失業者等につ いて、就職支援から就職後 の定着指導までを民間事業者 に包括的に委託し、安定した 就職の実現を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標> 対象者の就職率	CM	—	—
					対象者の就職後の 6ヶ月間の職場定着 率	CM	—	—		

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
4－1 －Ⅲ		○	○官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること	P					
		○	実績目標1	○しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化を図ること（平成17年度においては、しごと情報ネットへの1日平均アクセス件数を85万件以上、参加機関数を4,500機関以上とすることにより、より多くの者に求人情報等を提供することを目指して実施した）	4	<実績目標に示されている評価指標>			
					参加機関数（機関）	P	4,500以上	○	
					アクセス件数（万件）	P	85万件以上	○	
					・PC版				
					・携帯版				
					<実績目標に示されていない評価指標>				
			求人情報件数（件）	P	－	－			
			求職者情報件数（障害者に係るものに限る。）（件）	P	－	－			
4－2 －Ⅰ	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	○	○中小企業、新規・成長分野企業等における雇用機会を創出するとともに労働力の確保等を図ること	C					
		○	実績目標1	○中小企業労働力確保法に基づく各種助成措置の積極的な活用により、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図ること （平成17年度においては、 ・中小企業人材確保推進事業助成金については雇用管理改善事業実施前と比較して、本助成金の支給を受けた事業協同組合等における雇用管理の改善が図られたとする構成中小企業者の割合の平均80%以上 ・中小企業基盤人材確保助成金については「新分野進出等基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業者当たりの雇用増加数（基盤人材数を除く。）が2人以上 ・中小企業雇用管理改善助成金については支給に係る環境整備事業又は職業相談者配置事業に取り組む事業所の自己都合による離職率の平均11%以下 ・雇用創出セミナー、出会いの場及び雇用管理相談業務については参加者又は利用者に対してアンケート調査を実施し80%以上の者から役立った旨の評価が得られること を 目指して実施した。）	21	<実績目標に示されている評価指標>			
					中小企業基盤人材確保助成金利用事業所平均雇用増加数(人)	CM	2人以上	○	
					中小企業人材確保推進事業助成金利用事業協同組合等のアンケート集計結果(%)	CM	80%以上	○	
					中小企業雇用管理改善助成金利用事業所の自己都合による平均離職率(%)	CM	11%以下	○	
					雇用創出セミナー参加者アンケート集計結果(%)	CM	80%以上	○	
					出会いの場参加者アンケート集計結果(%)	CM	80%以上	○	
					雇用管理相談業務利用者アンケート集計結果(%)	CM	80%以上	○	
					<実績目標に示されていない評価指標>				
					中小企業雇用創出人材確保助成金支給決定人数（人）	P	－	－	
					中小企業雇用創出人材確保助成金支給決定金額（百万円）	P	－	－	
					中小企業基盤人材確保助成金支給決定人数（人）	P	－	－	
					中小企業基盤人材確保助成金支給決定金額（百万円）	P	－	－	
					中小企業雇用環境整備奨励金支給決定件数(件)	P	－	－	
					中小企業雇用環境整備奨励金支給決定金額(百万円)	P	－	－	
					中小企業高度人材確保助成金支給決定人数（人）	P	－	－	

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無									
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
							中小企業高度人材確保助成金支給決定金額（百万円）	P	—	—	
							中小企業雇用創出等能力開発助成金支給決定人数（人）	P	—	—	
							中小企業雇用創出等能力開発助成金支給決定金額（百万円）	P	—	—	
							中小企業人材確保推進事業助成金支給決定団体数（団体）	P	—	—	
							中小企業人材確保推進事業助成金支給決定金額（百万円）	P	—	—	
							中小企業雇用管理改善助成金支給決定件数（環境整備事業）（件）	P	—	—	
							中小企業雇用管理改善助成金支給決定金額（職業相談配置事業）（人）	P	—	—	
							中小企業雇用管理改善助成金支給決定金額（百万円）	P	—	—	
		○	実績目標2	○中小企業の経営基盤の強化に資する人材ニーズを求人情報として「しごと情報ネット」に登録し、求職者に情報提供することにより、中小企業の経営基盤の強化に資する人材の確保を促進すること（平成17年度においては、対象となる求人情報の登録機関が終了した際（その後継続して登録する場合を除く。）に、アンケート調査を実施し、80%以上の者から基盤人材の確保に役立った旨の評価が得られることを目指して実施した。）		3	＜実績目標に示されている評価指標＞				
							利用事業主へのアンケート集計結果(%)	CM	80%以上	○	
							＜実績目標に示されていない評価指標＞				
							「しごと情報ネット」に提供した求人数（人）	P	—	—	
							求人情報へのアクセス件数（件）	P	—	—	
○	実績目標3	○パートタイム労働者を雇用する事業主に対して、雇用管理に係る相談を実施することにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図ること（平成17年度においては、利用者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から役立った旨の評価が得られることを目標として実施した。）		1	＜実績目標に示されている評価指標＞						
					利用者へのアンケート集計結果(%)	CM	80%以上	○			
－	実績目標4	○新規・成長分野雇用創出特別奨励金の積極的な活用により、新規・成長分野企業等における雇用機会の創出を図ること		2	＜実績目標に示されていない評価指標＞						
					新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給決定人数（人）	P	—	—			
					新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給決定金額（百万円）	P	—	—			

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無			
			○	実績目 標5		13	<実績目標に示されている評価指標>					
			介護基盤人材確保助 成金利用事業所の平 均雇用増加数（人）	CM			3人以 上	○				
			介護雇用管理助成金 利用事業所の自己都 合による平均離職率 （%）	CM			20%以 下	○				
			介護能力開発給付金 利用事業所の自己都 合による平均離職率 （%）	CM			20%以 下	○				
			<実績目標に示されていない評価指標>									
			介護基盤人材確保助 成金支給決定人数 （人）	P			—	—				
			介護基盤人材確保助 成金支給決定金額 （百万円）	P			—	—				
			介護雇用管理助成金 支給決定件数（件）	P			—	—				
			介護雇用管理助成金 支給決定金額（百万 円）	P			—	—				
			介護能力開発給付金 支給決定件数（件）	P			—	—				
			介護能力開発給付金 支給決定金額（百万 円）	P			—	—				
			介護労働者福祉助成 金支給決定件数 （件）	P			—	—				
			介護労働者福祉助成 金支給決定金額（百 万円）	P			—	—				
			介護労働環境改善事 業助成金支給決定件 数（件）	P			—	—				
			介護労働環境改善事 業助成金支給決定金 額（百万円）	P			—	—				
			○	実績目 標6			○雇用保険の受給資格者自ら が事業を開始した場合の支援 措置を設けることにより、失 業者の自立を積極的に促進す ること（受給資格者創業支援 助成金の支給を受けた事業主 が、法人等の設立から1年経過 後に、雇用している労働者数 が平均2人以上であり、かつ、 事業を継続している割合が90% 以上であることを目指す。）	2 （参考 指標2）	<実績目標に示されている評価指標>			
			利用事業所の平均雇 用労働者数（人）	CM					2人以 上	○		
			利用事業所の事業継 続率（%）	CM					90%以 上	○		
			<参考指標> 受給資格者創業支援 助成金支給決定件数 （件）	P					—	—		
						<参考指標> 受給資格者創業支援 助成金支給決定金額 （百万円）	P	—	—			

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		－	実績目 標7	○緊急対応型ワークシェア リング等の積極的な活用によ り、既存の雇用を維持しつ つ、中高年の非自発的失業者 等の雇用機会の創出を図ること		4	<実績目標に示されていない評価指標>			
							緊急雇用創出特別奨 励金の支給決定人数 （人）	P	－	－
							緊急雇用創出特別奨 励金の支給決定金額 （百万円）	P	－	－
							緊急雇用創出特別奨 励金（うち緊急対応 型ワークシェアリン グ分）支給決定件数 （件）	P	－	－
							緊急雇用創出特別奨 励金（うち緊急対応 型ワークシェアリン グ分）支給決定金額 （百万円）	P	－	－
4－2 －Ⅲ		○	○事業活動の縮小を余儀なくされた企 業における雇用の維持・安定を図ること	C						
		○	実績目 標1	○失業者の発生を予防すること（平成17年度においては、 雇用調整助成金の利用事務所の 事業主都合離職割合が非利用 事業所の同時期における事業 主都合割合以下となること 及び利用事業所の保険関係消 滅割合が非利用事業所の同時 期における保険関係消滅割合 の1/10以下となることを目指 して実施した。）		2 （参考 指標4）	<実績目標に示されている評価指標>			
							雇用調整助成金の利用 事業所の事業主都合 離職割合（%）	CM	非利用 事務所 以下	○
							・雇用保険データ			
							・雇用調整助成金利用 事業所			
							雇用調整助成金の利用 事業所の保険関係 消滅割合（%）	CM	非利用 事務所の 1/10 以下	○
							・雇用保険データ			
							・雇用調整助成金利用 事業所			
							<参考指標> 雇用調整助成金の対 象者数（延べ）			
							・休業（千人）	P	－	－
4－2 －Ⅳ							・教育訓練（千人）	P	－	－
							・出向（人）	P	－	－
							<参考指標> 雇用調整助成金の支 給決定金額（百万 円）	P	－	－
							<実績目標に示されていない評価指標>			
		○	○円滑な労働移動を促進すること	C						
		－	実績目 標1	○在職中からの計画的な再就 職支援を行うことにより、で きるかぎり失業を経ない労働 移動の促進を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							再就職援助計画作成 状況（認定事業所 数）（事業所）	P	－	－
							再就職援助計画作成 状況（対象労働者 数）（人）	P	－	－

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		○	実績目 標2 ○労働移動支援助成金の積極的な活用により、計画的な労働移動の促進を図ること（平成17年度においては、求職活動等支援給付金については支援対象労働者の離職後3ヶ月以内での就職率が30%以上、再就職支援給付金については支給を受けた事業所のうち同給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合が20%以下、定着講習支援給付金については、本給付金の支給に係る再就職援助計画対象労働者の雇入れ後1年経過時における定着率90%以上、建設業労働移動支援能力開発給付金については講習等を受けた建設労働者等の講習修了後3ヶ月時点の再就職等をしている者の割合50%以上、建設業新規・成長分野定着促進給付金については対象労働者の雇入れから1年度の定着率90%以上を目指して実施した。）		12	<実績目標に示されている評価指標>			
						求職活動等支援給付金の支援対象労働者の離職後3ヵ月以内での就職率(%)	CM	30%以上	○
						再就職支援給付金の支給を受けた事業所のうち、同給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合(%)	CM	20%以下	○
						定着講習支援給付金の支給に係る再就職援助計画対象労働者の雇入れ後1年経過時における定着率(%)	CM	90%以上	○
						建設業労働移動支援能力開発給付金の支給対象となった講習等を受けた建設労働者等の講習修了後3ヶ月以内での就職率(%)	CM	50%以上	○
						建設業新規・成長分野定着促進給付金の支給対象労働者の雇入れ後1年経過時における定着率(%)	CM	90%以上	○
						<実績目標に示されていない評価指標>			
						求職活動等支援給付金支給決定人数（人）	P	—	—
						求職活動等支援給付金支給決定事業所（事業所）	P	—	—
						求職活動等支援給付金支給決定金額（百万円）	P	—	—
						再就職支援給付金支給決定人数（人）	P	—	—
						再就職支援給付金支給決定金額（百万円）	P	—	—
						定着講習支援給付金支給決定人数（人）	P	—	—
						定着講習支援給付金支給決定金額（百万円）	P	—	—
								○	実績目 標3 ○出向・移籍支援業務により円滑な労働移動を促進すること（平成17年度においては、出向・移籍支援業務について出向移籍の成立率が40%以上を目指して実施した。）
出向・移籍の成立率(%)	CM	40%以上	○						
<参考指標> 出向・移籍の成立数(人)	CM	—	—						
		—	実績目 標4 ○求人情報、労働市場情報等の提供を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
						ハローワークインターネットサービスのアクセス件数（件）	P	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
4-2 -V							ネット上での応募者 数（人）	P	—	—
		○	実績目 標5	○しごと情報ネットにより求 人情報等へのアクセスの円滑 化を図ること（平成17年度に おいては、しごと情報ネット への1日平均アクセス件数を85 万件以上、参加機関数を4500 機関以上とすることにより、 より多くの者に求人情報を提 供することを目指して実施し た。）		4	<実績目標に示されている評価指標>			
							参加機関数（機関）	P	4500機 関以上	○
							アクセス件数 （万件）	P	85万件 以上	○
							・PC版			
							・携帯版			
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							求人情報件数（件）	P	—	—
							求職者情報件数（障 害者に係るものに限 る。）（件）	P	—	—
		○	○産業の特性に応じた雇用の安定を図 ること		C					
		○	実績目 標1	○建設労働者の雇用の改善等 に関する法律に基づき、その 雇用の改善、能力の開発及び 向上並びに福祉の増進を図 ること（平成17年度におい ては、雇用管理研修等助成金 を利用した事業主から、本助成 金の活用による研修の実施に より、建設労働者の雇用管理 に関し必要な知識の習得が図 られた旨の評価を受ける割合 80%以上、建設業需給調整機能 強化促進助成金利用事業主団 体の人材情報提供事業等を利用 した者から役立った旨の評 価を受ける割合80%以上、ま た、建設教育訓練助成金を利用 した者から、本助成金があ ったことにより教育訓練を 実施したとする評価を受ける 割合80%以上を目指した。）		7	<実績目標に示されている評価指標>			
							雇用管理研修等助成 金利用事業主等のア ンケート結果(%)	CM	80%以 上	○
							建設業需給調整機能 強化促進助成金利用 事業主団体の人材情 報提供事業等利用者 のアンケート結果 (%)	CM	80%以 上	○
							建設教育訓練助成金 利用事業主等のア ンケート結果(%)	CM	80%以 上	○
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							雇用管理研修等受講 者数（人）	P	—	—
							建設業需給調整機能 強化促進助成金利用 事業主団体の紹介に よる就職件数（件）	CM	—	—
							建設雇用改善助成金 の支給決定件数 （件）	P	—	—
							建設雇用改善助成金 の支給決定金額（千 円）	P	—	—
		○	実績目 標2	○港湾労働者の雇用の改善等 に関する措置を講ずること により、港湾運送に必要な労働 力の確保に資するとともに、 港湾労働者の福祉の増進を図 ること（平成17年度におい ては、雇用管理者研修を受講し た者から役立った旨の評価を 受ける割合80%以上を目指し た。）		4	<実績目標に示されている評価指標>			
							雇用管理者研修受講 者のアンケート結果 (%)	CM	80%以 上	○
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							雇用管理研修の受講 者数（人）	P	—	—
							派遣元責任者研修の 受講者数（人）	P	—	—
							常用港湾労働者の就 労割合（%）	CM	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		○	実績目 標3	○林業事業体の事業主等に雇 用管理改善に係る知識を普及 することにより雇用管理改善 を推進し、林業等への就職を 希望する求職者等に職業講習 会・就職ガイダンス等を実施 し、林業労働力の確保を図る （林業事業体共同説明会参加 者の就職率19%以上、職業講習 会・就職ガイダンス参加者の 就職率16%以上を目指した。）		3 (参考 指標2)	<実績目標に示されている評価指標>			
							林業事業体共同説明 会参加者の就職率 (%)	CM	19%以 上	○
							職業講習会・就職ガ イダンス参加者の就 職率(%)	CM	16%以 上	○
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							雇用管理改善セミ ナーの開催状況 (回)	P	—	—
							<参考指標> 職業講習会・就職ガ イダンスの開催状況 (回)	P	—	—
	—	実績目 標4	○農林業等への多様な就業を 促進すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>				
						相談件数（就農等支 援コーナー）（件）	P	—	—	
						農林漁業労働者の充 足率（%）	CM	—	—	
4－3 －1	労働者等 の特性に 応じた雇 用の安 定・促進 を図ること	○	○高齢者の雇用就業を促進すること		C					
○		実績目 標1	○高年齢者等の雇用の安定等 に関する法律改正を踏まえ、 事業主に対する指導・援助を 推進することにより、65歳 （平成18年度までに少なくと も62歳）までの雇用の確保を 促進すること（平成17年度に おいては、継続雇用制度の導 入又は改善等を行い、継続雇 用制度奨励金（Ⅰ種）の支給 対象となる事業主を53000件、 高齢者を多数継続雇用し、多 数継続雇用助成金（Ⅱ種）の 支給対象となる事業主を3600 件とすることを目指して実施 した。）		7	<実績目標に示されている評価指標>				
						継続雇用制度奨励金 （第Ⅰ種）の支給決 定件数（件）	P	53,000	○	
						多数継続雇用助成金 （第Ⅱ種）の支給決 定件数（件）	P	3,600	○	
						<実績目標に示されていない評価指標>				
						300人以上規模企業 のうち65歳までの高 年齢者雇用確保措置 を講じる企業割合 （%）	CM	—	—	
						原則として希望者全 員について65歳まで の雇用を確保する企 業割合（%）	CM	—	—	
						指導・援助の実施件 数（件）	P	—	—	
						継続雇用制度奨励金 （第Ⅰ種）の支給決 定金額（百万円）	P	—	—	
多数継続雇用助成金 （第Ⅱ種）の支給決 定金額（百万円）		P	—	—						
○		実績目 標2	○中高年齢者の再就職の促進 を図ること（平成17年度にお いては、中高年齢者トライ アル雇用事業の試行雇用開始者 数を2万人、常時雇用移行率 75%の確保を目指して実施し た。）		6	<実績目標に示されている評価指標>				
						中高年齢者トライ アル雇用事業の試行雇 用開始者数（人）	P	2万人	○	
						常用雇用移行率(%)	CM	75%	○	
						<実績目標に示されていない評価指標>				
再就職援助計画書交 付者数（平成16年12 月以降は、求職活動 支援書交付者数） （人）		CM	—	—						

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
							移動高齢者等雇用 安定助成金の支給決 定対象者数（人）	P	－	－
							移動高齢者等雇用 安定助成金の支給決 定金額（百万円）	P	－	－
							中高年齢者トライアル 雇用事業常用雇用 移行者数（人）	CM	－	－
		○	実績目 標3	○高齢者の意欲・能力に応 じた多様な社会参加の促進を 図ること（平成17年度におい ては、高齢者等共同就業機 会創出助成金利用による法人 の新設に伴う就業者を平均7人 以上創出すること、同法人の 事業開始から1年経過後の事業 継続率90%以上を目指して実施 した。）		6	<実績目標に示されている評価指標>			
							法人新設に伴う就業 者創出数（人）	CM	7人以 上	○
							同法人の事業継続率 （%）	CM	90%以 上	○
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							シルバー人材セン ター会員の就業延人 数（千人日）	CM	－	－
							高齢職業経験活用 センターによる派遣 延人数（人）	CM	－	－
							高齢者等共同就業 機会創出助成金の支 給決定件数（件）	P	－	－
					高齢者等共同就業 機会創出助成金の支 給決定金額（百万 円）	P	－	－		
4－3 －Ⅱ		○	○障害者の雇用を促進すること			C				
		○	実績目 標1	○障害者に対するきめ細かな 相談、職業紹介等を実施する ことを通じて障害者の就職の 促進を図ること （平成17年度においては、 ・平成16年度を上回る就職件 数の確保を目指していたが、 上半期の実績を踏まえ、平成 17年10月に、「前年度の伸び 率と同水準の伸び率（9.1%） の実現を目指す」とする上方 修正を行った 。障害者試行雇用事業の試行 雇用開始者数を6,000人、常用 雇用移行率80%の確保 ・障害者就業・生活支援セン ター事業の対象者数（登録障 害者数）12,000人以上、相談 件数26万件以上、就職件数 1,900件以上、当該年度の就職 率を55%以上とすることを目指 して実施した）		12 （参考 指標2）	<実績目標に示されている評価指標>			
							就職件数（件）	CM	39,136 以上	○
							障害者試行雇用事業 の開始者数（人）	P	6,000	○
							常用雇用移行率 （%）	CM	80%	○
							障害者就業・生活支 援センター事業にお ける登録障害者数 （人）	P	12,000 以上	○
							障害者就業・生活支 援センター事業にお ける相談件数（件）	P	26万以 上	○
							障害者就業・生活支 援センター事業にお ける就職件数（件）	CM	1900以 上	○
							障害者就業・生活支 援センター事業にお ける就職率（%）	CM	55%以 上	○
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							新規求職申込件数 （件）	CM	－	－
							有効求職者数（人）	CM	－	－
							障害者試行雇用事業 の常用雇用移行者数 （人）	CM	－	－
							職場適応援助者 （ジョブコーチ）事 業による人的支援対 象者数（人）	P	－	－
							支援終了者数（人）	P	－	－

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
							<参考指標> 支援終了後6ヶ月の 定着率(%)	CM	—	—
							<参考指標> 障害者就業・生活支 援センター設置運営 箇所数（箇所）	P	—	—
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							民間企業における実 雇用率（%）	CM	1.8	○
							法定雇用率未達成企 業割合（%）	CM	—	—
							雇入れ計画作成命令 件数（件）	CM	—	—
							適正実施勧告件数 （件）	CM	—	—
							就職件数（件）	CM	—	—
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							調整金支給決定件数 （件）	P	—	—
							調整金支給決定金額 （百万円）	P	—	—
							報奨金支給決定件数 （件）	P	—	—
							報奨金支給決定金額 （百万円）	P	—	—
							<参考指標> 障害者雇用納付金制 度に基づく助成金 （百万円）	P	—	—
							<参考指標> 解雇者数	P	—	—
							職場適応援助者 （ジョブコーチ）事 業による人的支援対 象者数（人）	P	—	—
							支援終了者数（人）	P	—	—
							<参考指標> 支援終了後6ヶ月の 定着率(%)	CM		
4－3 －Ⅲ					C	6	<実績目標に示されている評価指標>			
							キャリア探索プログ ラム等参加生徒数 （高校等）（人）	P	28万人 程度	○
							インターンシップ学 生のアンケート結果 （%）	CM	80%以 上	○
							<実績目標に示されていない評価指標>			
							ジュニアインターン シップ参加者数（高 校等）（人）	P	—	—
							セミナー等参加者数 （大学等）（人）	P	—	—
							インターンシップ参 加者数（大学等） （人）	P	—	—
							若年者地域連携事業 実績	P		
							・高校生の保護者対 象セミナー開催回数 （回）		—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
4－3 －Ⅳ						・ 高校進路担当者セ ミナー開催回数 (回)		－	－	
						・ 職場見学会・企業 説明会実施回数 (回)		－	－	
						・ 委託先団体数 (団 体)		－	－	
		○	実績目 標2	○新規学卒者に対する就職支 援を実施し、その円滑な就職 を図ること （平成17年度においては、新 規高卒者の内定率について平 成16年度以上の水準を確保す ること、大学新規卒業者の就 職率を前年度より上昇させる こと、新規学卒者の就職後3年 以内の離職率を前年度より低 下させること、若年者ジョブ サポーターによる支援等を通 じ新規高卒の就職内定者数3万 人の確保（11月末～3月）、学 生職業センター等就職件数に ついて前年度比10%増を目指 して実施した。）	7	＜実績目標に示されている評価指標＞				
						高校新卒者内定率 (%)	CM	H16年 度以上	○	
						大学新規卒業者の就 職率(%)	CM	前年度 以上	○	
						新規学卒者の就職後 3年以内の離職率(%)	CM	前年度 より低 下	○	
						ジョブサポーターに よる支援等を通じた 新規高卒の就職内定 者数（人）	CM	3万	○	
						学生職業センター等 の紹介による就職件 数	CM	前年度 比10% 増	○	
						＜実績目標に示されていない評価指標＞				
						学生職業センター利 用者数（人）	P	－	－	
						就職ガイダンス参加 者数（高校）（人）	P	－	－	
						○	実績目 標3	○若年失業者対策の推進を図 ること （平成17年度においては、若 年者トライアル雇用事業の試 行雇用開始者数を6万人、常用 雇用移行率80%の確保、ジョブ カフェ事業を実施する各都道 府県が自ら設定した成果目標 を達成すること、ヤングワー クプラザにおける就職件数を 前年度比20%増とすることを目 指して実施した。）	6	＜実績目標に示されている評価指標＞
		若年者トライアル雇 用事業の開始者数 （人）	P	6万	○					
		若年者トライアル雇 用事業の常用雇用移 行率（%）	CM	80%	○					
		ヤングワークプラザ の就職件数	CM	前年度 比20% 増	○					
		＜実績目標に示されていない評価指標＞								
		若年層トライアル雇 用事業の常用雇用移 行者数（人）	CM	－	－					
		ジョブカフェ利用者 数	P	－	－					
		ジョブカフェ就職件 数	CM	－	－					
－		○外国人労働者の就労環境の整備を図 ること	C							
－	実績目 標1	○外国人求職者等に対する、 職業相談・職業紹介等を適切 に実施するための体制等の整 備を図ること	1	＜実績目標に示されていない評価指標＞						
				外国人求職者等に対 する対応状況（就職 率）(%)	CM	－	－			
－	実績目 標2	○事業主への啓発指導、雇用 管理援助等を推進し、雇用管 理の改善を図ること	3	＜実績目標に示されていない評価指標＞						
				事業主等に対する周 知、啓発、指導状況 （事業主向けパンフ レット配布部数） （部）	P	－	－			
				事業主等に対する周 知、啓発、指導状況 （月間中講演会開催 回数）（回）	P	－	－			

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
							事業主等に対する周知、啓発、指導状況（アドバイザー事業所訪問数）（件）	P	—	—
4－3 －V		○	○就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること		C					
		○	実績目標1	○就職困難者等の円滑な就職等を図ること （平成17年度においては、特定求職者雇用開発助成金が対象者の雇用の増加に役立ったとする事業所の割合が90%以上となることを目指す。また、同助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指して実施した。）		10	＜実績目標に示されている評価指標＞			
							対象者の雇用の増加に役立ったとする事業所の割合（%）	CM	90%以上	○
							事業主都合離職割合（%）	CM	助成金非対象被保険者の事業主都合離職割合以下	○
							＜実績目標に示されていない評価指標＞			
							特定求職者雇用開発助成金支給決定件数（件）	P	—	—
							特定求職者雇用開発助成金支給決定金額（百万円）	P	—	—
							ホームレス等試行雇用の実施件数（件）	P	—	—
							ホームレス等試行雇用を経由して就職した件数（件）	CM	—	—
							日雇労働者等技能講習の受講者数（人）	P	—	—
							日雇労働者等技能講習受講者のうち就職した件数（人）	CM	—	—
							母子家庭の母等試行雇用奨励給付金支給決定件数（件）	P	—	—
							母子家庭の母等試行雇用を経由して就職した件数（件）	CM	—	—
		—	実績目標2	○不良債権処理の加速に伴う離職者の円滑な就職等を図ること		4	＜実績目標に示されていない評価指標＞			
							不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数（人）	P	—	—
							不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定金額（百万円）	P	—	—
							民間活用再就職支援事業の支援対象者数（人）	P	—	—
							個別求人開拓推進事業の開拓求人数（人）	P	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
4-4 -1	求職活動 中の生活 の保障等 を行うこ と	—	○雇用保険制度の安定的かつ適正な運 営及び求職活動を容易にするための保 障等を図ること	C					
		—	実績目 標1	○セーフティネットとして財 政が安定していること	2	<実績目標に示されていない評価指標>			
						収支バランス（失業 等給付関係）	CM (P)		
						・収入額（億円）		—	—
						・収入額（うち保険 料収入）（億円）		—	—
						・支出額（億円）		—	—
						・支出額（うち失業 等給付費）（億円）		—	—
						・積立金残高（億 円）		—	—
						収支バランス（三事 業関係）	CM (P)		
						・保険料収入額（億 円）		—	—
						・支出額		—	—
						・雇用安定資金残高 （億円）		—	—
		—	実績目 標2	○給付を適正に行うこと	16	<実績目標に示されていない評価指標>			
						適用事業所数（年度 月平均）（千所）	P	—	—
						新規適用事業所数 （千所）	P	—	—
						廃止事業所数（千 所）	P	—	—
						被保険者数（年度月 平均）（千人）	P	—	—
						失業等給付状況			
						・基本手当基本分 （受給者実人員） （年度月平均）（千 人）	P	—	—
						・基本手当基本分 （給付額）（億円）	P	—	—
						・再就職手当（受給 者数）（千人）	P	—	—
						・再就職手当（給付 額）（億円）	P	—	—
						・教育訓練給付（受 給者数）（千人）	P	—	—
						・教育訓練給付（給 付額）（億円）	P	—	—
						・雇用継続給付（高 年齢雇用継続給付） （初回受給者数） （千人）	P	—	—
						・雇用継続給付（高 年齢雇用継続給付） （給付額）（億円）	P	—	—
						・雇用継続給付（育 児休業基本給付金） （初回受給者数） （千人）	P	—	—
						・雇用継続給付（育 児休業基本給付金） （給付額）（億円）	P	—	—
						・雇用継続給付（介 護休業給付）（受給 者数）（千人）	P	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
						・雇用継続給付（介 護休業給付）（給付 額）（億円）	P	—	—
基本目標 5 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること									
5-1 -1	雇用の安定・拡大 を図るための職業 能力開発 の枠組み を構築す ること	—	○キャリア形成支援システムを整備す ること	P					
		—	実績目 標1		3	<実績目標に示されていない評価指標>			
						キャリア形成支援 コーナー等における 労働者に対する相談 援助、情報提供件数 （件）	P	—	—
						企業内キャリア形成 支援に係る事業主に 対する指導・助言、 情報提供件数（件）	P	—	—
						職業能力開発推進者 講習の受講者数 （人）	P	—	—
		—	実績目 標2		16	<実績目標に示されていない評価指標>			
						訓練給付金（人）	P	—	—
						訓練給付金（百万 円）	P	—	—
						職業能力開発休暇給 付金（人）	P	—	—
						職業能力開発休暇給 付金（百万円）	P	—	—
						長期教育訓練休暇制 度導入奨励金（人）	P	—	—
						長期教育訓練休暇制 度導入奨励金（百万 円）	P	—	—
						職業能力評価推進給 付金（人）	P	—	—
						職業能力評価推進給 付金（百万円）	P	—	—
						キャリア・コンサル ティング推進給付金 （件）	P	—	—
						キャリア・コンサル ティング推進給付金 （百万円）	P	—	—
						中小企業雇用創出等 能力開発助成金（人）	P	—	—
						中小企業雇用創出等 能力開発助成金（百 万円）	P	—	—
						地域人材高度化能力 開発助成金（人）	P	—	—
						地域人材高度化能力 開発助成金（百万 円）	P	—	—
						生涯能力開発給付金 支給事業所数（件）	P	—	—
						生涯能力開発給付金 支給額（百万円）	P	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		－	実績目 標3	○雇用・能力開発機構都道府 県センター及び公共職業安定 所に能力要件明確化アドバイ ザーを配置し、求人企業が求 職者に求める能力の明確化を 行うとともに、訓練受講者 個々人の能力に即した訓練 コースを設定し、求職者の再 就職を促進すること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 能力要件明確化アド バイザーの相談件数 (件)	P	－	－
5－1 －Ⅱ		－	○職業能力開発に関する情報の収集、 整理及び提供の体制を充実強化すること	P						
		－	実績目 標1	○若年者に対するキャリア形 成支援を総合的に行う中核的 な拠点として「私のしごと 館」を運営すること		3	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 「私のしごと館」建 設及び整備に係る準 備状況の割合	P	－	－
							プログラム・ツール の開発等の準備状況 の割合	P	－	－
							各事業のサービス利 用者の延べ人数	P	－	－
		－	実績目 標2	○職業能力開発情報を総合 的・体系的に提供すること		2	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 職業能力開発情報を 総合的・体系的に提 供する仕組みの整備 状況	P	－	－
							ポータルサイト 「キャリア情報ナ ビ」へのアクセス件 数（件）	P	－	－
5－1 －Ⅲ		－	○職業能力評価システムを整備すること	P						
		－	実績目 標1	○民間における職業能力評価 制度の構築を図ること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 業種別職業能力評価 基準取組状況（業種 数）	P	－	－
		－	実績目 標2	○国による職業能力評価を受 ける機会の確保を図ること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 技能検定実施状況 (受検申請者数) (人)	P	－	－
5－1 －Ⅳ		－	○職業能力開発に必要な多様な職業訓 練・教育訓練の機会の確保を図ること	P						
		－	実績目 標1	○教育訓練給付制度につい て、雇用の安定及び就職の促 進を図るために必要な教育訓 練と認められるものについ て、適切な講座指定等を行う こと		2	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 教育訓練給付金の指 定講座数（件）	P	－	－
							教育訓練給付対象講 座検索システムへの アクセス件数（件）	P	－	－
		－	実績目 標2	○産学官の連携の下で、職業 訓練に係る地域のニーズを把 握し、これに応じた多様な訓 練機会の確保を図ること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ コース別受講者数	P		
							・離職者訓練（万 人）		－	－
							・在職者訓練（万 人）		－	－
							・学卒者訓練（万 人）		－	－
							・合計（万人）		－	－
		－	実績目 標3	○キャリア形成促進助成金を 通して、労働者の自発的な能 力開発を推進することによ り、労働者個々人のキャリア 形成を促進すること		16	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 訓練給付金（人）	P	－	－
							訓練給付金（百万 円）	P	－	－

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無														
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目 標 値	指標の目 標値等の 設定の有 無							
							職業能力開発休暇給 付金（人）	P	—	—						
							職業能力開発休暇給 付金（百万円）	P	—	—						
							長期教育訓練休暇制 度導入奨励金（人）	P	—	—						
							長期教育訓練休暇制 度導入奨励金（百万 円）	P	—	—						
							職業能力評価推進給 付金（人）	P	—	—						
							職業能力評価推進給 付金（百万円）	P	—	—						
							キャリア・コンサル ティング推進給付金 （件）	P	—	—						
							キャリア・コンサル ティング推進給付金 （百万円）	P	—	—						
							中小企業雇用創出等 能力開発助成金 （人）	P	—	—						
							中小企業雇用創出等 能力開発助成金（百 万円）	P	—	—						
							地域人材高度化能力 開発助成金（人）	P	—	—						
							地域人材高度化能力 開発助成金（百万 円）	P	—	—						
							生涯能力開発給付金 支給事業所数（件）	P	—	—						
							生涯能力開発給付金 支給額（百万円）	P	—	—						
							—	実績目 標4	○認定職業訓練を通して、事 業内に合理的な訓練方法を導 入し、必要な技能労働者を育 成・確保するとともに、多様 な職業訓練の機会を確保する こと		2	<実績目標に示されていない評価指標>				
								認定職業訓練受講者 数（千人）	P			—	—			
認定職業訓練施設数 （箇所）	P	—	—													
—	実績目 標5	○中小企業人材育成事業助成 金を通して、中小企業におけ る事業の高度化に対応した人 材を育成すること		1	<実績目標に示されていない評価指標>											
	中小企業人材育成事 業実施団体数	P			—	—										
			実績目 標6	○全国団体等認定職業訓練特 別助成金を通して、広域的に 認定職業訓練を実施する中小 企業団体に対して助成し、大 規模な共同訓練体制の整備を 推進するとともに、認定職業 訓練を推進すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>									
							全国団体等認定職業 訓練特別助成金（百 万円）	P	—	—						
							助成対象受講者数 （人）	P	—	—						
5－2 －I	労働力需 給の動向 に対応し た職業能 力開発を 展開する こと		—	○IT分野における職業能力開発を推進 すること	P											
—			実績目 標1	○IT公共職業訓練の実施、能 力水準に応じたITに係る職業 能力習得の支援、先導的な教 育訓練コース・システムの開 発など、IT化に対応した総合 的な職業能力開発施策の推進		2	<実績目標に示されていない評価指標>									
							IT訓練受講者数（万 人）	P	—	—						
							学習支援事業利用者 数（万人）	P	—	—						
—			実績目 標2	○情報関連人材育成事業推進 助成金を通して、情報処理に 関する専門的な知識及び技能 に係る職業能力開発を推進す ること			2	<実績目標に示されていない評価指標>								
情報関連人材育成事 業推進助成金支給件 数（施設数）								P	—	—						

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
						情報関連人材育成事業推進助成金支給額 （百万円）	P	—	—	
5－2 －Ⅱ		－	○介護分野、環境分野その他の新規・成長分野における職業能力開発を推進すること	P						
		－	実績目標1 ○新規・成長15分野を中心に実践的な職業訓練コースの設定、実施を図ること		3	<実績目標に示されていない評価指標>				
						該当分野の離職者訓練受講者数合計（万人）・コース設定数（千コース）	P	—	—	
						うち介護・福祉分野訓練受講者数（万人）、コース設定数（千コース）	P	—	—	
						うち情報通信分野訓練受講者数（万人）、コース設定数（千コース）	P	—	—	
5－2 －Ⅲ		－	○介護労働安定センターにおけるホームヘルパーの養成等を通じて、必要人材の育成を図ること		1	<実績目標に示されていない評価指標>				
			実績目標2			受講者数（人）	P	—	—	
		－	○ホワイトカラーの職業能力開発を促進すること	P						
		－	実績目標1 ○生涯職業能力開発促進センターにおいてホワイトカラーに係る先端的な職業訓練コースの開発・展開を図ること		1	<実績目標に示されていない評価指標>				
5－3 －Ⅰ	労働者の就業状況等に対応した多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること					新たな訓練コースの開発・展開数（コース）	P	—	—	
		－	実績目標2 ○職業能力習得制度（ビジネス・キャリア制度）を通して、ホワイトカラーの専門的知識の段階的、体系的な知識の習得を推進すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>				
						職業能力習得制度認定講座受講者数（人）	P	—	—	
						職業能力習得制度修了認定試験合格者数（人）	P	—	—	
5－3 －Ⅱ		－	○離転職者の再就職を促進するための職業能力開発を推進すること	P						
		－	実績目標1 ○公共職業能力開発施設内訓練に加え、民間の教育訓練機関を活用し、再就職に資する効果的な職業訓練機会を提供すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>				
						離職者訓練受講者数（万人）	P	—	—	
						就職率（%）	CM			
						・離職者訓練（施設内）		—	—	
				・委託訓練		—	—			
5－3 －Ⅲ		－	○事業主団体等への委託訓練の活用を通じた現場実習により、中高年齢者等の対象者に必要な職業能力を付与し、職場の転換等による再就職を支援すること。		1	<実績目標に示されていない評価指標>				
			実績目標2			職業訓練の受講者数（人）	P	—	—	
		－	○若年者の職業能力開発を推進すること	P						
		－	実績目標1 ○職業能力開発大学校等の有する訓練ノウハウを活用し、時代のニーズにあった高度で専門的な訓練を実施し、就職を促進すること。		2	<実績目標に示されていない評価指標>				
5－3 －Ⅳ						受講者数（人）	P	—	—	
						就職率（%）	CM	—	—	
		－								
		－								

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無									
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
5-3 -V		—	実績目 標2	○大学等を卒業した未就職者、学卒早期離職者、不安定就労若年者に対し、早期の就職や安定就労への移行を図るために必要な職業訓練を実施すること		2	<実績目標に示されていない評価指標> 受講者数（人） ・未就職卒業者 ・学卒早期離職者 ・不安定就労若年者 就職率(%) ・未就職卒業者 ・学卒早期離職者 ・不安定就労若年者	P CM	 — — — — — —	 	
		—	実績目 標3	○フリーター等若年者が職業意識を高めるために活動できる拠点（「ヤングジョブスポット」）を大都市部に設置し、就職の動機付けやキャリア形成についての相談、情報交換及び職場体験などのグループ活動を支援すること		1 (参考 指標1)	<実績目標に示されていない評価指標> ヤングジョブスポット来所者数（人） <参考指標> 来所者へのアンケート調査の結果ヤングジョブスポットが役に立っていると回答した者の割合(%)	P CM	 — —	 — —	
		—	実績目 標4	○在学中から職業に対する意識を啓発するため、学校等と連携して「総合的な学習の時間」などを活用し、中高生が自ら職業情報の収集、職業体験等を行う「仕事ふれあい活動支援事業」を実施すること		1	<実績目標に示されていない評価指標> 事業実施状況（校）	P	—	—	
		—	実績目 標5	○若年者に対するキャリア形成支援を総合的に行う中核的な拠点として「私のしごと館」を運営すること		3	<実績目標に示されていない評価指標> 「私のしごと館」建設及び設備に係る準備状況の割合 プログラム・ツールの開発等の準備状況の割合 各事業のサービス利用者延べ人数（人）	P P P	— — —	— — —	
		—	実績目 標6	○企業実習と一体となった教育訓練を行うことにより一人前の職業人を育成する実務・教育連携型人材育成システム（日本版デュアルシステム）を導入すること		1	<実績目標に示されていない評価指標> 訓練受講者数（人）	P	—	—	
		—	実績目 標7	○フリーター等に対し、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を10日間程度で実施し、早期の就職促進を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標> 就職基礎能力速成講座受講者数（人） 講習修了後3ヶ月時点の就職率(%)	P CM	— —	— —	
		—	実績目 標8	○合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与し就労等へと導く「若者自立塾」事業を実施すること		2	<実績目標に示されていない評価指標> 若者自立塾入塾者数 就職・訓練等への移行率(%)	P CM	— —	— —	
		—		○障害者等特別な配慮を必要とする人たちへの対応を推進すること	P						
		—	実績目 標1	○一般の職業能力開発施設への障害者の受入れの促進を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標> 障害者の受入れ数（人） 就職率(%)	P CM	— —	— —	

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		－	実績目 標2	○障害の特性や程度に配慮した障害者職業能力開発校における職業訓練の推進を図ること		2	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 障害者職業能力開発校における職業訓練の受講者数（人） 就職率(%)	P CM	－ －
		－	実績目 標3	○事業主、社会福祉法人等の民間を活用した実践的な職業訓練の推進を図ること		2	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 障害者委託訓練の受講者数（人） 就職率(%)	P CM	－ －
		－	実績目 標4	○同和関係住民、北海道アイヌ地区住民等の職業訓練の受講促進を図ること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 職業訓練の受講者数（訓練手当支給者数：人）	P	－ －
		－	実績目 標5	○炭鉱離職者に対し、委託訓練等を通じた職業訓練の実施等、積極的な支援措置を推進し円滑な再就職の促進、在職者訓練等円滑な労働力移動を図ること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 職業訓練の受講者数（人）	P	－ －
		－	実績目 標6	○母子家庭の母や生活保護受給者に対する職業訓練機会の拡充を図り、就職の促進を図ること		2	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 訓練受講者数（人） 就職率(%)	P CM	－ －
		5－3 －VI	－	○勤労青少年が有為な社会人、職業人として成長しその責任を果たすように支援すること	P				
		－	実績目 標1	○勤労青少年福祉対策として勤労青少年指導者等の育成・能力向上のための施策を推進すること		1 (参考 指標1)	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 指導員講習会修了者数（人） ＜参考指標＞ 指導者講習会修了者数（人）	P P	－ －
		－	実績目 標2	○ワーキング・ホリデー制度利用者に対する支援を行うこと		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ ワーキング・ホリデー制度利用者等に対するアンケート調査の結果(%) ワーキング・ホリデー教会でのオリエンテーション、説明会について「大変良い」「良い」と回答した者の割合	CM	－ －
		5－3 －VII	－	○海外進出企業等の日本人労働者の職業能力開発を図ること	P				
		－	実績目 標1	○企業において国際的な事業展開を担う人材の育成を支援すること		10	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 指導者養成事業による派遣者数（人） シルバーコンサルタント派遣件数（件） ホームページアクセス件数（件） 国際情報センター入館者数（人） 国際情報センター貸出冊数（冊） 相談援助件数（件） 国内セミナー参加者数（人） 海外セミナー参加者数（人）	P P P P P P P P	－ － － － － － － －

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
						海外コンサルティング 件数（件）	P	—	—	
						海外派遣前研修参加 者数（人）	P	—	—	
5－4 －Ⅰ	技能の振 興及びもの づくり労働 者の職業能 力開発を推 進すること	－	○ものづくり振興に係る環境を整備すること	P						
		－	実績目 標1	○表彰の実施や技能競技大会等を開催することにより技能尊重気運の醸成を図ること		3	<実績目標に示されていない評価指標>			
							卓越した技能者の表彰	P		
							・推薦者数（人）		—	—
							・被表彰者数（人）		—	—
							技能五輪全国大会	P		
							・参加者数（人）		—	—
							・観客数（人）		—	—
							技能グランプリ	P		
							・参加者数（人）		—	—
							・観客数（人）		—	—
		－	実績目 標2	○高度熟練技能者等の活用・促進を図ること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
							ものづくり教育・学習に係る技能者の活用 人日	P	—	—
		－	実績目 標3	○ものづくり技能の魅力を啓発し、ものづくりに親しむ社会の形成を図ること		8	<実績目標に示されていない評価指標>			
							シンポジウム、フォーラムの開催数（回）	P	—	—
							技能五輪国際大会の金メダリスト等による実演実施数（回）	P	—	—
							ものづくり体験教室の開催数（回）	P	—	—
							企業の工場・訓練校を対象にした講習会の開催数（回）	P	—	—
							高度熟練技能者の派遣人日（人日）	P	—	—
							ものづくり技能競技大会の参加選手数（人）	P	—	—
							選手強化訓練人日（人日）	P	—	—
							ホームページのアクセス件数（件）	P	—	—
基本目標 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること										
6－Ⅰ －Ⅱ	働く女性が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること	－	○職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策が徹底されていること	P						
		－	実績目 標1	○セクシュアルハラスメント防止対策を推進すること		2 （参考 指標1）	<実績目標に示されていない評価指標>			
						都道府県労働局雇用均等室における是正指導の実施件数（件）	P	—	—	
						セクシュアルハラスメント防止実践講習参加者数（人）	P	—	—	
					<参考指標> 都道府県労働局雇用均等室における女性等からの相談件数（セクシュアルハラスメント関係）	P	—	—		

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
6－2 －Ⅰ	多様な就 業ニーズ に対応し た就業環 境を整備 すること	○	○パートタイム労働を魅力ある就業形態とすること	C					
		○	実績目 標1	○パートタイム労働者の雇用 管理の改善に向けた事業主の 取組を促進し、短時間雇用管 理者の選任数が前年度を上回 ること	2	＜実績目標に示されている評価指標＞			
						短時間雇用管理者の 選任数（人）	CM	前年度 を上回 る	○
						＜実績目標に示されていない評価指標＞			
						パートタイム労働法 の周知のための説明 会等開催件数及び参 加者数（人）	P	－	－
6－2 －Ⅱ		○	○在宅ワークを魅力ある就業形態とすること	C					
		○	実績目 標1	○在宅ワークの健全な発展に 向けて、ガイドラインの周 知・啓発、能力開発等の情報 提供を図り、在宅ワーカー スキルアップシステムのアク セス件数が前年度を上回る こと	3	＜実績目標に示されている評価指標＞			
						在宅ワーカースキル アップシステムのア クセス件数（件）	P	前年度 を上回 る	○
						＜実績目標に示されていない評価指標＞			
						在宅ワーカーからの 相談件数（件）	P	－	－
						在宅ワーカーのセミ ナーの受講者数 （人）	P	－	－
6－6 －Ⅰ	児童虐待 や配偶者 による暴 力を防止 すること	○	○虐待を受けた子ども等への支援を図ること	P					
		○	実績目 標1	○児童相談所及び市町村にお ける虐待に関する相談処理件 数を減少させること	4	＜実績目標に示されている評価指標＞			
						児童相談所及び市町 村における虐待に関 する相談処理件数	P	前年度 以下	○
						＜実績目標に示されていない評価指標＞			
						児童相談所の設置数	P	－	－
						児童相談所における 児童福祉司の数	P	－	－
						育児支援家庭訪問事 業の実施か所	P	－	－
		○	実績目 標2	○要保護児童対策地域協議会 （虐待防止ネットワーク）を 平成21年度までに全市町村に 設置すること	1	＜実績目標に示されている評価指標＞			
						要保護児童対策地域 協議会（虐待防止 ネットワーク）の設 置数	P	全市町 村（～ H21）	○
		－	実績目 標3	○虐待を受けた子どもの保 護・支援のための体制を整備 すること	6	＜実績目標に示されていない評価指標＞			
				児童家庭支援セン ターの設置数	P	－	－		
				心理療法担当職員を 配置する児童養護施 設数	P	－	－		
				情緒障害児短期治療 施設の施設数	P	－	－		
				小規模グループケア や地域小規模児童養 護施設の設置数	P	－	－		
				児童養護施設、乳児 院、里親に措置され た児童のうち里親へ の委託率	P	－	－		
				専門里親登録総数	P	－	－		

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
6－6 －Ⅱ		－	○配偶者からの暴力の被害者の適切な保護・支援を図ること	P						
		－	実績目 標1	○配偶者による暴力の早期発 見・早期対応のための体制を 整備すること		3 (参考 指標2)	<実績目標に示されていない評価指標>			
							婦人相談所及び婦人 相談員における配偶 者による暴力に関す る相談処理件数 (件)	P	－	－
							婦人相談所等の職員 の専門職員研修の実 施状況（都道府県）	P	－	－
							関係機関相互の連 携・調整のための ネットワークの整備 状況（都道府県）	P	－	－
							<参考指標> 婦人相談所の設置箇 所数（箇所）	P	－	－
							<参考指標> 婦人相談員数（人）	P	－	－
		－	実績目 標2	○被害者の保護・支援のため の体制を整備すること		3	<実績目標に示されていない評価指標>			
							心理療法担当職員を 配置する母子生活支 援施設数	P	－	－
							一時保護件数（一時 保護委託を含む） (件)	P	－	－
							一時保護委託施設数	P	－	－
6－8 －Ⅰ	総合的な 母子家庭 等の自立 を図ること	－	○母子家庭の生活の安定を図ること	C						
		－	実績目 標1	○児童扶養手当制度の適正な 運営を図ること		1	<実績目標に示されていない評価指標>			
							児童扶養手当支給件 数（件）	P	－	－
6－8 －Ⅱ		－	○母子家庭の母等の自立のための就業 支援を図ること	P						
		－	実績目 標1	○母子家庭の母等の就業を促 進すること		6	<実績目標に示されていない評価指標>			
							母子家庭等就業・自 立支援センター事業 における講習会受講 者数（延べ人数）	P	－	－
							母子家庭等就業・自 立支援センター事業 における就業相談件 数	P	－	－
							母子家庭等就業・自 立支援センター事業 における就業者数 （延べ人数）	CM	－	－
							高度技能訓練促進費 事業による資格取得 者数	CM	－	－
							母子自立支援プログ ラム策定件数	P	－	－
							母子自立支援プログ ラムによる就業者数 （延べ件数）	CM	－	－
							基本目標 7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること			
7－1 －Ⅰ	生活困窮 者等に対 し必要な 保護を行 うこと	○	○生活困窮者の自立を適切に助長する こと	P						
		○	実績目 標1	○自立支援プログラムの参加 者数等が前年度を上回ること		3 (参考 指標1)	<実績目標に示されている評価指標>			
					自立支援プログラムの 参加者数（人）	CM	前年度 以上	○		

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
7-1 -II							<実績目標に示されていない評価指標>			
							自立支援プログラムの 目標達成者数 （人）	CM	-	-
							個別自立支援プログラムの プログラムの数	P	-	-
							<参考指標> 被保護者数（千人）	P	-	-
		-	実績目 標2	○生活保護を受給している長期 入院患者が居宅又は施設へ 移行すること		1 （参考 指標1）	<実績目標に示されていない評価指標> 医師から入院が不要 と判断された長期入 院患者のうち居宅又 は施設へ移行した者 の割合	CM	-	-
							<参考指標> 被保護者数（千人）	P	-	-
7-1 -II		-	○災害に際し応急的に必要な救助を行うこと	P						
		-	実績目 標1	○迅速に、応急救助を実施す ること		1	<実績目標に示されていない評価指標> 被害発生から避難所 設置までの時間	P	-	-
7-2 -I	地域福祉 の増進を 図ること	○	○ボランティア活動等住民参加による 地域福祉活動を促進し、地域福祉を推 進すること	C						
		○	実績目 標1	○地域福祉活動（ボランティ ア活動等）に参加する住民を 前年度より着実に増やすこと		1	<実績目標に示されている評価指標> ボランティアセン ターにおいて把握し ているボランティア 数(人)	CM	前年度 以上	○
7-2 -II		-	○ホームレスの自立を促進すること	P						
		-	実績目 標1	○ホームレス自立支援セン ターにおける支援により、 ホームレスの自立を促進する こと		1	<実績目標に示されていない評価指標> ホームレス自立支援 センター退所者のう ち、就労及び福祉等 の措置により退所し た者の数（人）	CM	-	-
7-3 -I	社会福祉 サービス を支える 人材養 成、利用 者保護等 の基盤整 備を図る こと	○	○社会福祉に関する事業に従事する人材の 養成確保を推進することにより、 より質の高い福祉サービスの提供がな される基盤を整備すること	C						
		○	実績目 標1	○社会福祉士及び介護福祉士 の着実な養成を図り、登録が 前年度を上回ること		3	<実績目標に示されている評価指標> 社会福祉士登録者数 （人）	P	前年度 以上	○
							介護福祉士登録者数 （人）	P	前年度 以上	○
							<実績目標に示されていない評価指標> 社会福祉施設に従事 する介護職員に占め る介護福祉士の割合 （%）	P	-	-
		○	実績目 標2	○社会福祉事業従事者に対す る福利厚生充実を図り、福 利厚生センターの加入者数が 前年度を上回ること		1	<実績目標に示されている評価指標> 福利厚生センター加 入者数（人）	P	前年度 以上	○

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
7-3 -II		○	○利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること	C					
		－	実績目標1 ○福祉サービスに関する苦情解決等を行う「運営適正化委員会」の運営を支援すること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 苦情受付件数に占める解決件数の割合（%）	P	－	－
		○	実績目標2 ○福祉サービスの第三者評価の普及を図り、受審件数が前年度を上回ること		1	＜実績目標に示されている評価指標＞ 第三者評価の受審件数（件）	P	前年度以上	○
7-4 -I	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	－	○戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	P					
		－	実績目標1 ○戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと		4	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 援護年金（公務死の遺族年金）の額（円）	P	－	－
						援護年金の受給者数（人）	P	－	－
						各種特別給付金及び特別弔慰金の請求期間満了から1年以内に処理した割合（%）	P	－	－
						戦傷病者手帳の交付人数（人）	P	－	－
		－	実績目標2 ○戦没者遺族の援護施策の一環として、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 昭和館の年間入場者数（人）	P	－	－
7-4 -II		－	○戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	P					
		－	実績目標1 ○戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと		2	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 収集した遺骨数（柱）	P	－	－
						DNA鑑定による遺族への遺骨返還数	P	－	－
		－	実績目標2 ○旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の建立等を適切に行うこと		3	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 慰霊巡拝の実施（地域）数	P	－	－
						慰霊友好親善事業の実施（地域）数	P	－	－
7-4 -III						小規模慰霊碑建立数	P	－	－
		－	○中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	P					
		－	実績目標1 ○中国残留邦人等の円滑な帰国を促進すること		1	＜実績目標に示されている評価指標＞ 中国残留邦人等帰国者数（世帯）	P	－	－
		－	実績目標2 ○永住帰国者の自立を支援すること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 自立指導員派遣回数（回）	P	－	－

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
7－4 －Ⅳ		－	○旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること	P					
		－	実績目 標1	○旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること	2	<実績目標に示されていない評価指標>			
						平成18年度末までにロシア政府の保有する抑留者名簿を受け取り、データベース化する。（データベース化した人数（累計）：千人）	P	－	－
						平成22年度末までに重要又は使用頻度の高い人事記録をデータベース化する。（データベース化した人数（累計）：千人）	P	－	－
		－	実績目 標2	○恩給請求書の進達を3ヶ月以内に適切に行うこと	1	<実績目標に示されている評価指標>			
						恩給請求書について、3ヶ月以内に進達した割合（％）	P	－	－
基本目標 8 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること									
8－1 －Ⅰ	障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること	○	○障害者の住まいや活動の場を整備すること	P					
		○	実績目 標1	○平成19年度末までにグループホームを約30,400人分整備すること	1	<実績目標に示されている評価指標>			
						グループホームの整備量（人分）	P	約30,400（～H19末）	○
		○	実績目 標2	○平成19年度末までに福祉ホームを約5,200人分整備すること	1	<実績目標に示されている評価指標>			
						福祉ホームの整備量（人分）	P	約5,200（～H19末）	○
		○	実績目 標3	○平成19年度末までに授産施設を約73,700人分整備すること	1	<実績目標に示されている評価指標>			
						授産施設の整備量（人分）	P	約73,700（～H19末）	○
8－2 －Ⅱ	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること	○	○施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること	P					
		○	実績目 標1	○平成19年度末までにホームヘルパーを約6万人、デイサービスセンターを約1,600ヶ所、ショートステイを約5.6千人分整備すること	3	<実績目標に示されている評価指標>			
						ホームヘルパーの確保人数(常勤換算人数)	P	約6万（～H19末）	○
						デイサービスセンターの設置箇所数	P	約1,600（～H19末）	○
						ショートステイの整備量（人分）	P	約5.6千（～H19末）	○
8－3 －Ⅰ	障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること	○	○障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること	P					
		－	実績目 標1	○字幕や手話入りビデオテープ等の普及を推進すること	1	<実績目標に示されていない評価指標>			
						字幕や手話入りビデオテープの製作数	P	－	－
		－	実績目 標2	○点字図書等（声の図書、デジタル録音図書）の普及を推進すること	1	<実績目標に示されていない評価指標>			
						点字図書等の発行数、貸出数	P	－	－

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無									
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
8－3 －Ⅲ		－	実績目 標3	○障害者情報ネットワーク （ノーマネット）等の普及及 びそれを利用した情報提供の 充実を図ること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 障害者情報ネット ワーク(ノーマネット) のアクセス数	P	－	－	
		○	実績目 標4	○手話通訳等の普及を継続的 に推進し前年と同程度の手話 通訳者等の養成を図ること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 手話通訳者等の養成 研修者数	P	前年と 同程度	○	
		－	実績目 標5	○利便性に優れ、実用性の高い 福祉用具の着実な開発及び これに資するための実践的な 研究を推進すること		2	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 国立身体障害者リハ ビリテーションセン ターにおける研究件 数	P	－	－	
						財団法人テクノエ イド協会を通じた研究 開発助成件数	P	－	－		
		－		○障害者のスポーツ、芸術・文化活動 を支援すること	P						
		－	実績目 標1	○障害者スポーツ大会の開催 や指導者養成による障害者ス ポーツの普及を推進すること		3	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 全国規模の障害者ス ポーツ大会開催数	P	－	－	
						ブロック単位の障害 者スポーツ大会開催 数	P	－	－		
						障害者スポーツ指導 者養成数(人)	P	－	－		
		－	実績目 標2	○障害者の芸術・文化活動の 振興を図り、前年度を上回る 自治体で実施すること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 芸術・文化講座開催 等事業の実施都道府 県数（「障害者の明 るいくらし」促進事 業・障害者社会参加 総合推進事業等の実 施自治体数）	P	－	－	
		基本目標 9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること									
9－1 －Ⅰ	老後生活 の経済的 自立の基 礎となる 所得保障 の充実を 図ること	－	○持続可能な公的年金制度を構築する こと	P							
		－	実績目 標1	○国民年金及び厚生年金保険 について、給付と負担の均衡 を適切に保つとともに、積立 金の適切な管理・運用等を図 ること		4 (参考 指標2)	＜実績目標に示されていない評価指標＞ マクロ経済スライド による給付水準調整 （累積スライド調整 率）	CM	－	－	
							財政再計算との乖離 状況(積立金)	CM			
							・厚生年金		－	－	
							・国民年金		－	－	
							年度末における各資 産の構成割合と移行 ポートフォリオの乖 離幅	CM	－	－	
							年金積立金の運用実 績（実質的な運用利 回りの実績）	CM	－	－	
							＜参考指標＞ 物価スライド調整率	CM	－	－	
							＜参考指標＞ 財政再計算上の実質 的な予定運用利回り （年金積立金全体）	CM	－	－	
		－	実績目 標2	○国際化の進展への対応を図 ること		1	＜実績目標に示されていない評価指標＞ 社会保障協定の締結 件数（件）	P	－	－	

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		—	実績目 標3	○公的年金積立金について年 金数理的観点等から検証する こと		4	<実績目標に示されていない評価指標>			
							公的年金各制度の保 険料率	CM		
							・厚生年金		—	—
							・国共済		—	—
							・地共済		—	—
							・私学共済		—	—
							公的年金各制度平均 年金月額（老年・退 年相当）老齢基礎年 金分含む	CM		
							・厚生年金		—	—
							・国共済		—	—
							・地共済		—	—
							・私学共済		—	—
							公的年金各制度の年 金扶養比率	CM		
							・厚生年金		—	—
							・国共済		—	—
							・地共済		—	—
							・私学共済		—	—
							公的年金各制度の総 合費用率	CM		
							・厚生年金		—	—
							・国共済		—	—
							・地共済		—	—
・私学共済		—	—							
9－1 －Ⅱ		—	○公的年金制度の上乗せの年金制度 （企業年金等）の適正な運営を図るこ と	P						
		—	実績目 標1	○厚生年金基金の健全な運営 を確保すること		6	<実績目標に示されていない評価指標>			
厚生年金基金の設立 数(件)		P	—	—						
厚生年金基金の加入 員数(万人)		P	—	—						
代行返上した厚生年 金基金数（件）		P								
・将来返上			—	—						
・過去返上			—	—						
解散した厚生年金基 金数（件）		P	—	—						
うち特例解散した 基金数（件）										
積立水準の推移		P								
・決算結果で不足の あった基金数（件）			—	—						
・その割合（％）			—	—						
財政再計算又は財政 検証の結果について 行った指導件数 （件）		P	—	—						
—		実績目 標2	○確定給付企業年金、確定拠 出年金及び国民年金基金の普 及の促進を図ること		6	<実績目標に示されていない評価指標>				
確定給付企業年金の 実施件数（件）		P	—			—				
確定拠出年金（企業 型）の実施件数(件)		P	—			—				
				確定拠出年金（企業 型）の実施件数(件) 企業型）の加入者数 （千人）	P	—	—			

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
				達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
							確定拠出年金（個人 型）の加入者数（千 人）	P	—	—
							国民年金基金の設立 数（件）	P	—	—
							国民年金基金の加入 員数（万人）	P	—	—
基本目標10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること										
10-1 -I	国際機関 の活動に 対し協力 すること	—		○国際労働機関が行う技術協力に対し 積極的に協力すること	P					
		—	実績目 標1	○国際労働機関（ILO）が実施す る技術協力プロジェクトへの 財政支援を通じ、開発途上国 における性差問題を考慮した 雇用開発、女性の就業・雇用 機会の拡大に貢献すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							プロジェクトの対象 人数（人）	P	—	—
							プロジェクト参画者 からの事業評価	C I	—	—
		—	実績目 標2	○開発途上国の労働基準の向 上のためのセミナー等を通じ て、健全な労働環境の整備に 貢献すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							参加者数（人）	P	—	—
							参加者等からの事業 評価	C I	—	—
		—	実績目 標3	○アジア太平洋地域技能開発 計画（APSDEP）への協力を通じ て、アジア太平洋地域の職業 能力開発の向上に貢献すること		4	<実績目標に示されていない評価指標>			
							APSDEP活動数 （セミナー、会議等 の件数）	P	—	—
							支援事業の参加者数 （人）	P	—	—
10-1 -II	国際機関 の活動に 対し協力 すること	—		○APECの人材養成分野の活動に対し協 力すること	P					
		—	実績目 標1	○APECの人材養成分野の活動 に対する協力を通じて、アジ ア太平洋地域の職業能力開発 の向上に貢献すること		3	<実績目標に示されていない評価指標>			
							APEC人材養成技能研 修事業修了者数 （人）	P	—	—
							APECホワイトカラー 能力開発研修事業修 了者数（人）	P	—	—
							APEC-IT研修事業修 了者数（人）	P	—	—
		—		○労働分野における人材育成のための 技術協力を推進すること	P					
		—	実績目 標1	○開発途上国の健全な労使関 係の構築に貢献する人材を育 成すること		4	<実績目標に示されていない評価指標>			
							研修参加者数（人）	P	—	—
							研修参加者からの事 業評価	C I	—	—
							セミナー等参加者数 （人）	P	—	—
10-2 -I	国際協力 の促進に より国際 社会へ貢 献すること	—		○開発途上国において職業訓 練指導を担う者を養成すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
			実績目 標2	○開発途上国において職業訓 練指導を担う者を養成すること			外国人留学生受入事 業における外国人留 学生の受入人数 （人）	P	—	—
							外国人留学生受入事 業における帰国留学 生の就職状況	C I	—	—
		—		○労働分野における人材育成のための 技術協力を推進すること	P					
		—	実績目 標1	○開発途上国の健全な労使関 係の構築に貢献する人材を育 成すること		4	<実績目標に示されていない評価指標>			
							研修参加者数（人）	P	—	—
							研修参加者からの事 業評価	C I	—	—
							セミナー等参加者数 （人）	P	—	—
							参加者からの事業評 価	C I	—	—
		—	実績目 標2	○開発途上国において職業訓 練指導を担う者を養成すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							外国人留学生受入事 業における外国人留 学生の受入人数 （人）	P	—	—
							外国人留学生受入事 業における帰国留学 生の就職状況	C I	—	—

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無																
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無									
		—	実績目 標3	○開発途上国の労働者等の受 入れを通して、開発途上国へ の技能移転を推進すること		8	<実績目標に示されていない評価指標>											
							国際技能開発計画に おける外国人研修受 入人数（人）	P	—	—								
							国際技能開発計画に おける帰国研修生の 復職、就職、待遇、 昇進状況	C I	—	—								
							外国人基礎技能研修 生受入事業における 外国人研修生受入人 数（人）	P	—	—								
							外国人基礎技能研修 生受入事業における 帰国研修生の復職、 就職、待遇、昇進状 況	C I	—	—								
							外国人研修指導、援 助事業における、集 合座額研修を効果的 に実施するための公 共職業能力開発施設 での集合研修実施支 援人数（人）	P	—	—								
							外国人研修指導、援 助事業における、中 小企業に対する日本 語教育における支援 研修生人数（人）	P	—	—								
							外国人研修指導、援 助事業における、セ ミナー参加者数 （人）	P	—	—								
							技能実習制度推進事 業における、指導書 等の作成数（部）	P	—	—								
							基本目標11 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること											
11－1 －Ⅰ	国立試験 研究機関 等の体制 を整備す ること	—	—	○国立試験研究機関等における機関評 価の適正かつ効果的な実施を確保する こと	P													
			—	実績目 標1						○評価過程の継続的实施を図 ること	1	<実績目標に示されていない評価指標> 各機関における評価 委員会開催件数			P	—	—	
			—	実績目 標2						○機関全体の定期的（少なく とも3年に1度）な評価の実施 の確保を図ること		1	<実績目標に示されていない評価指標> 機関全体の評価を実 施した機関件数			P	—	—
			—	実績目 標3						○評価結果等のできるだけ具 体的な内容の公表を推進する こと			1	<実績目標に示されていない評価指標> 評価結果の公表を 行った機関数			P	—
11－1 －Ⅱ		—	—	○時代に合った研究機関の再編整備を 行うこと	P													
			—	実績目 標1						○国立試験研究機関の再構築 を推進し、かつメディカル・ フロンティア戦略を推進する こと	1	<実績目標に示されていない評価指標> 医薬基盤技術研究施 設及び独立行政法人 医薬基盤研究所の設 置			P	—	—	
11－2 －Ⅰ	研究を支 援する体 制を整備 すること	—	—	○厚生労働科学研究費補助金の適正か つ効果的な実施を確保すること	P													
			—	実績目 標1						○競争的研究資金による研究 を推進すること	2	<実績目標に示されていない評価指標> 競争的研究資金の助 成額（百万円）			P	—	—	

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
							競争的研究資金の助 成件数（件）	P	—	—
		—	実績目 標2	○研究交流や共同研究の活性 化を図ること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							厚生労働科学研究推 進事業（若手研究者 育成活用事業など） による海外派遣人 数・受入人数（実績 上の対象人数）	P	—	—
							厚生労働科学研究推 進事業（若手研究者 育成活用事業など） による海外派遣人 数・受入人数（予算 上の対象人数）	P	—	—
		—	実績目 標3	○厚生労働化学研究成果に関 するデータベースを整備する こと		1 （参考 指標1）	<実績目標に示されていない評価指標>			
							厚生労働省研究成果 データベース掲載件 数（報告書本文・総 括）	P	—	—
							<参考指標> 厚生労働省研究成果 データベース搭載件 数（概要版）	P	—	—
11-3 -I	研究の適正 実施のための 倫理面の 整備を行う こと	—		○倫理指針の適正な運用を確保するこ と	P					
		—	実績目 標1	○倫理指針の適正な運用を確 保すること		2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							厚生労働科学研究費 補助金における研究 に関する指針遵守の 条件違反による交付 決定取消件数	P	—	—
							遺伝子治療臨床研究 に関する指針の違反 に対する文書指摘件 数	P	—	—
基本目標12 国民生活の利便性・サービスの向上を図ること										
12-1		○		○国民の利便性・サービスの向上を図 り、申請・届出等手続等のオンライン 申請利用件数が前年度を上回ること	C	2	<実績目標に示されていない評価指標>			
							申請・届出等手続等 のオンライン化実施 手続数（件） （上段：当該年度手 続数、下段：累計）	P	—	—
							申請・届出等手続等 のオンライン申請利 用件数（件）	P	前年度 以上	○
合計	108政策	○=45 —=63		C=47 P=61		724 （注4）	CM=226 CI=8 P=490		○=119	

政策 番号	政策 （「施策 目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「実績目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値等の 設定の有無

- （注） 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。
- 2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」
「○」は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを表す。「△」は、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されているものを表す。「－」は、上記のいずれにも該当しないものを表す。
なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、指標について達成しようとする水準が数値化されていないものの、少なくとも一つの指標について前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されているものは「△」とする。
- 3 「指標の目標値等の設定の有無」
指標に着目した場合の「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2のとおりとする。
- 4 これら724指標のほかに、「参考指標」を74指標設定している。

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	厚生労働省の評価書において、評価の対象とされた施策目標ごとに付されている番号を記入した。
「政策（「施策目標」）」欄	評価書の「施策目標」欄（上段）に記載されている事項を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。 目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。 上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。 なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。
「達成すべき目標（「施策目標」及び「実績目標」）」欄	評価書の「施策目標」欄（下段）に記載されている事項及び「実績目標」欄に掲げられている事項を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（＝out<u>C</u>ome）はアウトカム、「P」（＝out<u>P</u>ut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。なお、指標数には、「参考指標」の数は含まない。
「指標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「C I」、「P」の別を記入した。ただし、当省（行政評価局）が示した分類と厚生労働省の分類に違いがある場合には、その両方を記載し、当省（行政評価局）の分類結果を（ ）内に示した。 なお、「CM」（＝out<u>C</u>ome <u>M</u>easurable）はアウトカムで定量的な指標、「C I」（＝out<u>C</u>ome <u>I</u>mmasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（＝out<u>P</u>ut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類案と異なる分類の考え方を採っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)第 3 条第 1 項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定 ○検査件数、○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を 3 か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

(別記) 厚生労働省におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方

厚生労働省では、総務省行政評価局の分類において、アウトプット指標として分類されているものの一部について、以下の考え方によりアウトカム指標に分類している。

○ アウトプット指標分類①(行政の活動そのもの)に該当するとされた指標のうち、法等に基づき制度の安定的運営が行われることにより、制度の信頼性が確保され、国民が安心してサービスを利用することができるようになるという成果を表すもの	(例) ・ 失業等給付関係の収支バランス(収入額、支出額、積立金残高) ・ 三事業関係の収支バランス(保険料収入額、支出額、雇用安定資金残高)
---	---

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（１）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針Ⅰ－４－ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

（２）審査の結果

「厚生労働省における政策評価の評価書」における事業評価方式による 35 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添 1 「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）」参照）。

【審査結果整理表（厚生労働省）】

整理 番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	検証を行 う時期の 特定	効果の把 握の方法 の特定性
1	在宅緩和ケア 対策推進事業	○在宅緩和ケア支援センター（機能）の 設置 ○在宅緩和ケア推進連絡協議会の設置 ○在宅緩和ケアに関する従事者研修の 実施	△	備 考 欄 参 照	△
2	へき地巡回診 療ヘリ運営事 業	へき地・離島における無医地区等に対 し、ヘリコプターによる巡回診療を実施	○		○
3	地域医療確保 支援モデル事 業	地域医療の確保に係る都道府県の先 進的な取組みに係る費用に対し一部補 助	△		△
4	小児救急電話 相談事業	地域の小児科医による夜間の電話相 談体制を整備（全国同一短縮番号で実 施）	○		○
5	小児科・産科を はじめ急性期 の医療をチー ムで担う拠点 病院づくり	○小児科・産科連携病院等病床削減促進 事業 ○小児科医師等確保事業	△		○
6	医療情報シス テムの相互運 用性確保のた めの対向試験 ツール開発事 業	医療機関内の各部門系システム（放射 線部門、検査部門等）の相互接続性を確 保するための標準化	△		△
7	医療情報シス テムのための 医療知識基盤 データベース 研究開発事業	電子カルテ、電子レセプト等により電 子的に蓄積された医療データの意味的 論理的検索を可能とするデータベース の構築	△		
8	病原体等管理 体制整備事業	特定病原体等の所持・輸入の許可申 請・届出のデータベース化	△		△
9	アジア各国の 国立感染症研 究機関の連携 強化による事 前対応型病原 体監視体制強 化に関する研 究	○アジア各国の国立感染症研究機関と のネットワークを形成し、感染症の患 者及び病原体に関する情報の交換並 びに当該情報の解析 ○病原体検出法の標準化及び各国共通 のマニュアル作成 ○病原体の遺伝子配列の多様性の比較 解析を利用した分子疫学的解析法の 開発と標準化及びそれを用いた病原 体情報の解析とデータ集積	△		△
10	過重労働によ る健康障害防 止のための自 主的改善対策	安全衛生管理の専門家による総労働 時間の長い業種・企業系列等の中から地 域ごとに選定した企業集団に対する助 言・指導を通じた、過重労働による健康 障害防止のための自主的な取組みの推 進	△		○

整理 番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	検証を行 う時期の 特定	効果の把 握の方法 の特定性
11	「働き方改革 トータルプロ ジェクト」の推 進	○中小企業労働時間適正化促進助成金 の支給 ○労働時間適正化事業（中小事業主に対 する助言・指導）	△	備 考 欄 参 照	△
12	ハローワーク における正社 員就職増大対 策の推進	○求人者に対する働きかけの強化（パン フレットの作成） ○求職者に対するマッチングの強化 ○職場定着支援の実施	△		○
13	マザーズハロ ーワーク事業	○マザーズハローワーク及びマザーズ サロン（仮称）において、子育てをし ながら早期の再就職を希望する者等 に対し就職支援を実施	△		○
14	再チャレンジ プランナーに よる中高年求 職者等の就職 支援事業	○主要なハローワークに再チャレンジ プランナーを配置し、計画的な求職活動 の支援を実施	△		○
15	「70 歳まで働 ける企業」推進 プロジェクト	○シンポジウムや広報活動等を通じた 先進事例の提供や気運の醸成 ○セミナー等の開催や企業に対する個 別相談の実施	△		△
16	ジョブカフェ 等によるきめ 細やかな就職 支援	若年者のためのワンストップサービス センター（通称ジョブカフェ）において 委託実施している若年者地域連携事業 に、新たに以下の事業を追加 ○若年労働者の職場定着促進に関する 支援の実施 ○ジョブカフェ相互の連携強化に対す る支援の実施	△		○
17	ジョブクラブ による常用就 職の支援	年長フリーターの相互交流の場を設 け、グループワーク等を通じて主体的な 就職活動ができるように支援する取組 の実施	△		○
18	若年コミュニ ケーション能 力要支援者就 職プログラムの 実施	○発達障害者の適切な支援機関への誘 導又は希望に応じた専門的な支援の 提供	△		△
19	関係機関のチ ーム支援によ る福祉的就労 から一般雇用 への移行の促 進	○障害者就労支援チームによる一貫し た支援の実施 ○福祉施設等における訓練と事業所に おける実習の実施 ○障害者を対象としたワンストップ機 能の強化	△		○

整理 番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	検証を行 う時期の 特定	効果の把 握の方法 の特定性
20	実践型人材養成システムの導入促進のための認定訓練助成事業費補助金の拡充	実践型人材養成システムに係る認定訓練助成事業費補助金の補助要件緩和	△	備 考 欄 参 照	○
21	「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業	地域の事業主団体等に対し、実践型人材養成システムの先導的モデルとなる事業を委託	△		○
22	企業実習先行型訓練システム（仮称）の実施について	企業実習先行型訓練システムによる年長フリーター等を対象とした委託訓練の実施（労働者の採用意欲の高い事業主等による企業実習及び必要に応じたフォローアップ訓練）	△		○
23	年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について	年長フリーター等の非正規労働者向けの職業訓練コースの開発・実施（民間教育訓練機関等による委託訓練）	△		○
24	2007 年ユニバーサル技能五輪国際大会を核とした技能の振興	2007 年ユニバーサル技能五輪国際大会を開催する（財）2007 年ユニバーサル技能五輪国際大会日本組織委員会への補助	○		○
25	短時間労働者均衡処遇推進助成金事業	○事業主団体が傘下企業に向けた均衡処遇推進のための事業の実施にあたり助成 ○事業主のパートタイム労働者の均衡処遇推進の取組に対し助成	△		△
26	育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベラアップ助成金）	中小企業（従業員 300 名以下）における育児休業等の両立支援制度を活用できる職場風土改善の取組みに対する助成	△		△
27	育児・介護雇用安定等助成金の拡充（育児休業取得の促進に係る支援の創設）	労働者の育児休業休暇取得期間中に事業主が独自に一定期間以上の経済的支援を行った場合に助成	△		△
28	養育費相談・支援センター事業	養育費相談・支援センターを設置し、家事調停制度や強制執行制度等の活用を支援	△		○

整理 番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	検証を行 う時期の 特定	効果の把 握の方法 の特定性
29	要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度（セーフティネット支援対策等事業費補助金）	一定の居住用不動産を所有する高齢者世帯であって、本制度を利用することにより生活保護制度の適用に至らない世帯の者に対し、当該不動産を担保に生活資金を貸付	△	備 考 欄 参 照	△
30	工賃倍増計画支援事業費補助金	都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策を定めた5ヵ年計画を策定し、どう計画に基づく事業に対して3ヵ年補助	○		○
31	発達障害者支援開発事業	全国20都道府県等において、発達障害者支援に係るモデル事業を実施	△		△
32	がん検診実施体制強化モデル事業	がん検診受診後のフォローアップ等の制度管理に係るモデル事業の実施市町村に対する補助	△		△
33	マンモグラフィ検診従事者研修事業	マンモグラフィ検診に従事する読影医師・撮影技師を養成するための都道府県による研修に対する補助	△		△
34	要介護認定適正化事業	認定適正化専門員（仮称）を市町村に派遣し、技術的助言	△		△
35	認知症対策等総合支援事業	①認知症地域資源ネットワーク構築事業 ②高齢者権利擁護等推進事業 ③認知症対応サービスの質向上推進モデル事業 （①及び②は、都道府県、③は、都道府県及び指定都市で実施する事業に対する補助）	△		△
合 計			○＝4 △＝31		○＝17 △＝17

（備考） 厚生労働省では、事業評価（新規事業関係）に関し、「実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、運用上「事業開始から原則3年経過後」に当該対象とする旨を「政策評価に関する有識者会議」で説明している。

（注） 1 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

2 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていない場合、若しくは、当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、実施することが明らかにされていないものを表す。

3 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

4 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

（１）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－5－ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

（得ようとした効果と把握された効果の関連性について）

事業評価方式による事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのかについて、合理的な説明が行われているか。

（２）審査の結果

「厚生労働省における政策評価の評価書」における事業評価方式による59件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添2「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）」参照）。

【審査結果整理表（厚生労働省）】

整理番号	政 策	手 段	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
1	地域医療連携のための電子カルテシステム導入補助事業	地域において中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関の医療情報ネットワークを構築し、電子カルテを導入するモデル地区に対する補助	○		
2	国立がんセンターにおけるがん予防・検診研究センターの開設	がん予防と治療成績の向上のため、国立がんセンター内にがん予防・検診センターを設置	△	△	△
3	老人医療費適正化推進事業	老人医療費の額や伸び率に地域格差があることを踏まえ、都道府県又は市町村が地域の実情を踏まえて実施する老人医療費適正化事業に対し補助	△	△	△
4	フリーター等若年者のキャリア形成支援機能の強化	全国 14 ヶ所にヤングジョブスポットを開設し、キャリア・コンサルティングの実施、適職選択のための自主的なグループ活動を行うための場を提供	△	△	△
5	求人、新規学卒者等の求める能力の明確化の促進	能力要件明確化アドバイザーを公共職業安定所及び雇用・能力開発機構都道府県センターに配置し、求人の職業能力要件の明確化や、求人者のニーズに即し、求職者に適切な訓練コースのコーディネートを実施。	△	△	△
6	児童ふれあい交流促進事業	市町村において児童館等を活用し、次の事業を実施 (1) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 (2) 中・高校生居場所づくり推進事業 (3) 絵本の読み聞かせ事業（親が子供に読み聞かせを行うための講習会の実施） (4) 親と子の食事セミナー事業 (5) 巡回児童館事業	△	△	△
7	食育等推進事業	食・性・お産に関する知識の普及を図るための先駆的・モデル的事业を行う地方公共団体に対する補助	○	○	○
8	特定事業推進モデル事業	母子家庭の母に対し在宅就業等により新たな就業の機会を創出するなど、先駆的な事業をモデル的に実施する地方公共団体に対し補助	△	△	△

整理 番号	政 策	手 段	得ようとした効果 の明確性	把握された効果の 明確性	得ようとした効果と把握された効果の 関連性
9	要介護認定実態調査事業	市町村における要介護認定の実態を調査	△	△	△
10	介護認定平準化研修事業	介護認定審査会委員長、合議体の長及びこれに準ずる委員並びに市町村職員を対象とした、審査判定が困難な事例における審査会の進め方、事例の考え方等に関する研修事業(都道府県又は政令市が実施)に対する補助	△	△	△
11	難治性疾患克服研究費	患者数が少なく、原因不明で、有効な治療法が無く、長期にわたる生活への支障を来す疾患(121 疾患)の診断・治療法、QOL 向上を目的とした研究	△	△	△
12	電子入札システムの導入	厚生労働省調達に係る電子入札システムの導入	○	○	○
13	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師試験 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師名簿の登録	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に係る試験の実施及び名簿の登録((財)東洋療法研修試験財団への委託)	—	—	
14	免許試験の実施に関する業務の代行業務	労働安全衛生法に基づく、以下の免許事務の実施 ((財)安全衛生技術試験協会への委託) ・第一種衛生管理者免許試験 ・第二種衛生管理者免許試験 ・高圧室内作業主任者免許試験 ・ガス溶接作業主任者免許試験 ・林業架線作業主任者免許試験 ・特級ボイラー技師免許試験 ・一級ボイラー技師免許試験 ・二級ボイラー技師免許試験 ・エックス線作業主任者免許試験 ・ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験 ・発破技師免許試験 ・揚貨装置運転士免許試験 ・特別ボイラー溶接士免許試験 ・普通ボイラー溶接士免許試験 ・ボイラー整備士免許試験 ・クレーン・デリック運転士免許試験 ・移動式クレーン運転士免許試験 ・潜水士免許試験	—	—	

整理 番号	政 策	手 段	得ようとした効果 の明確性	把握され た効果の 明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
15	労働安全・衛生コンサルタント試験の実施に関する代行業務	労働安全衛生法に基づく労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの試験実施に関する事務の実施 ((財) 安全衛生技術試験協会が代行)	—	—	
16	労働安全・衛生コンサルタントの登録の代行業務	労働安全衛生法に基づく労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録に関する事務の実施 ((社) 日本労働安全衛生コンサルタント会が代行)	—	—	
17	義肢装具士国家試験	義肢装具士の試験実施及び名簿への登録 ((財) テクノエイド協会へ委託)	—	—	
18	救急救命士国家試験 救急救命士名簿の登録	救急救命士に係る試験の実施及び名簿の登録 ((財) 日本救急医療財団への委託)	—	—	
19	給水装置工事主任技術者試験	給水装置工事主任技術者に係る試験の実施 ((財) 給水工事技術振興財団への委託)	—	—	
20	建築物環境衛生管理技術者試験	建築物環境衛生技術者に係る試験の実施 ((財) ビル管理教育センターへの委託)	—	—	
21	言語聴覚士国家試験 言語聴覚士名簿の登録	言語聴覚士に係る試験の実施及び名簿の登録 ((財) 医療研修推進財団への委託)	—	—	
22	作業環境測定士試験 の代行業務	作業環境測定士に係る試験の実施 ((財) 安全衛生技術試験協会への委託)	—	—	
23	作業環境測定士の登録の代行業務	作業環境測定士に係る登録業務の実施 ((財) 日本作業環境測定協会への委託)	—	—	
24	歯科衛生士国家試験 歯科衛生士名簿の登録	歯科衛生士に係る試験の実施及び名簿の登録 ((財) 歯科医療研修振興財団への委託)	—	—	
25	柔道整復師国家試験 柔道整復師名簿の登録	柔道整復師に係る試験の実施及び名簿の登録 ((財) 歯科医療研修振興財団への委託)	—	—	

整理 番号	政 策	手 段	得ようとした効果 の明確性	把握された効果の 明確性	得ようとした効果と把握された効果の 関連性
26	食品等の命令検査	食品衛生法に不適合の蓋然性が高いと判断される食品等についての検査 (以下の法人等により実施) (財) 日本食品分析センター (財) 日本冷凍食品検査協会 (社) 日本食品衛生協会 (財) 食品環境検査協会 (財) 化学技術戦略推進機構 (財) 日本穀物検定協会 (財) 日本乳業技術協会 (社) 菓子総合技術センター (社) 日本海事検定協会 (財) 新日本検定協会 (財) マイコトキシン検査協会 (財) 畜産生物科学安全研究所 (社) 日本油料検定協会 (財) 山口県予防保健協会	—	—	
27	美容師試験	美容師試験の実施 ((財) 理容師美容師試験研修センターへの委託)	—	—	
28	理容師試験	理容師試験の実施 ((財) 理容師美容師試験研修センターへの委託)	—	—	
29	臨床工学技士国家試験	臨床工学技士国家試験の実施 ((財) 医療機器センターへの委託)	—	—	
30	調理技術に関する審査	調理技術に関する審査の実施及び専門調理師の認定 ((社) 調理技術技能センターへの委託)	—	—	
31	水道水質検査	水質検査の実施 ((財) 山口県予防保健協会、(財) 日本環境衛生センター、(財) 食品薬品安全センター、(財) 日本食品分析センター、(財) 東海技術センターへの委託)	—	—	
32	簡易専用水道の管理の検査	簡易専用水道の管理の検査の実施 ((財) 化学物質評価研究機構、(財) 日本文化用品安全試験所、(財) 関西環境管理技術センター、(財) 山口県予防保健協会、(財) 日本環境衛生センター、(財) ビル管理教育センター、(社) 日本食品衛生協会、(財) 食品薬品安全センターへの委託)	—	—	

整理 番号	政 策	手 段	得ようとした効果 の明確性	把握された効果の 明確性	得ようとした効果と把握された効果の 関連性
33	建築物環境衛生管理 技術者講習会	建築物環境衛生管理技術者となることを希望する者に対する講習会の実施 （（財）ビル管理教育センターへの委託）	－	－	
34	水道技術管理者講習会	水道技術管理者となることを希望する者に対する講習会の実施 （（社）日本水道協会において実施）	－	－	
35	病院における患者等の食事の提供者認定講習	病院より給食の調理業務を受託することを希望する団体等の責任者が受講する、厚生労働大臣認定「財団法人医療関連サービス振興会指定患者給食受託責任者資格認定講習」の実施 （（社）日本メディカル給食協会への委託）	－	－	
36	医療機器製造業者の責任技術者の資格要件に係る講習会 医療機器修理業者の責任技術者の資格要件に係る基礎講習会及び専門講習会 医療機器販売業者及び賃貸業者の営業管理者の資格要件に係る講習会	医療機器製造業者及び修理業者の責任技術者並びに販売業者及び賃貸業者の営業管理者となるための要件の一つである講習会の実施 （（財）医療機器センター、（社）日本ホームヘルス機器協会、（財）総合健康推進財団において実施）	－	－	
37	薬事法施行規則等の規定に基づく試験検査	薬局等が医薬品の適切な管理のために必要と認めて行う医薬品の試験検査の実施 （（財）日本食品分析センター、（社）日本薬業貿易協会、（社）日本食品衛生協会、（財）日本畜産生物科学安全研究所、（財）食品薬品安全センター、（社）日本油料検定協会において実施）	－	－	
38	機器の較正	建築物環境衛生管理基準のうち空気環境中の浮遊粉じんの量を測定する機器の較正 （（財）ビル管理教育センターにおいて実施）	－	－	

整理番号	政 策	手 段	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
39	清掃作業監督者講習及び再講習 清掃作業従事者研修 空気環境測定実施者講習及び再講習 ダクト清掃作業監督者講習及び再講習 ダクト清掃作業従事者研修 貯水槽清掃作業監督者講習及び再講習 貯水槽清掃作業従事者研修 排水管清掃作業監督者講習及び再講習 排水管清掃作業従事者研修 防除作業監督者講習及び再講習 防除作業従事者研修 統括管理者講習及び再講習 空調給排水管理監督者講習及び再講習	建築物清掃業・建築物空気環境測定業等、建築物の衛生的環境の維持管理に係る事業を行う登録業者となるための要件とされている講習会の実施 （（財）ビル管理教育センター、（社）全国ビルメンテナンス協会、（社）全国建築物飲料水管理協会、（社）日本ペストコントロール協会において実施）	—	—	
40	健康づくりのための運動指導者が習得した知識・技能の水準についての審査及び証明	健康運動指導士及び健康運動実践指導者に係る講習、試験及び登録事業 （（財）健康・体力づくり事業財団により実施）	—	—	
41	精神保健指定医の研修	精神保健指定医の指定又はその更新を希望する者に対する研修（精神保健福祉法第19条）の実施 （（社）日本精神科病院協会、（社）全国自治体病院協議会における実施）	—	—	
42	技能講習	危険性又は有害性の高い業務若しくは作業主任者を選任して管理を必要とする業務に従事する者に対する講習の実施 （（社）北海道労働基準協会連合会 他175 法人）	—	—	

整理 番号	政 策	手 段	得ようとした効果 の明確性	把握された効果の 明確性	得ようとした効果と把握された効果の 関連性
43	特定機械等の製造時 検査の代行の業務	特定廃熱ボイラーの製造時等検査の実施 ((社) 日本ボイラ協会、(社) ボイラ・ クレーン安全協会における実施)	—	—	
44	機械等の個別検定の 代行の業務	小型ボイラー又は小型圧力容器等の個 別検定の実施 ((社) 産業安全技術協会、(社) 日本 ボイラ協会、(社) ボイラ・クレーン安 全協会における実施)	—	—	
45	機械等の型式検定の 代行業務	プレス機械又はシャーの安全装置、防じん マスク等についての検定の実施 ((社) 産業安全技術協会、(社) 日本 クレーン協会における実施)	—	—	
46	教習業務	クレーンの運転等の危険業務に就くこ とを希望する者に対する教習の実施 ((社) ボイラ・クレーン協会における 実施)	—	—	
47	作業環境測定士試験 合格者等に対する講習 の業務	一定の有害な業務を行う作業場において 適正な作業環境の確保のため作業環 境測定を実施する資格を取得すること を希望する者に対する講習の実施 ((社) 日本作業環境測定協会における 実施)	—	—	
48	食品衛生管理者資格 認定講習会	食品衛生管理者資格を取得することを 希望する者に対する講習の実施 ((社) 日本食品衛生協会における実施)	—	—	
49	食鳥処理衛生管理者 講習会	食鳥処理衛生管理者資格を取得すること を希望する者に対する講習の実施 ((社) 日本食品衛生協会及び (社) 日 本食鳥協会における実施)	—	—	
50	産業医学助成費補助 金	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号に基づく、産業医科大学に対する助 成	—	—	

整理 番号	政 策	手 段	得ようとした効果 の明確性	把握された効果の 明確性	得ようとした効果と把握された効果の 関連性
51	血液確保事業等補助金	血液製剤によるH I V感染者に対し健康管理費用の支給を行っている（財）友愛福祉財団に対する助成	－	－	
52	医薬品等健康被害対策事業費補助金	①エイズ患者遺族等相談事業（（財）友愛福祉財団が実施） ②ヤコブ病サポートネットワーク事業（ヤコブ病サポートネットワークが実施） 各実施団体に対する助成	－	－	
53	高齢者就業機会確保事業費等補助金（ワークプラザ事業）	シルバー人材センター会員の働く拠点施設であるシルバーワークプラザ設置市区町村に対する奨励金の支給事務を実施する（社）全国シルバー人材センター事業協会に対する補助	－	－	
54	政府開発援助インドシナ難民等救援事業	インドシナ難民等の就労支援を（財）アジア福祉教育財団へ委託	－	－	
55	育児休業労働者等支援交付金	仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への給付金の支給等の事業を実施する（財）21世紀職業財団に対する補助	－	－	
56	【（財）産業医学振興財団】 産業医学助成費補助金	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく、産業医科大学に対する助成のほか、産業医科大学大学生に対する修学資金の貸与、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施並びに産業医学に関する情報の収集及び提供	－	－	

整理番号	政 策	手 段	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
57	【（財）介護労働安定センター】介護労働者雇用改善援助事業等交付金				
	雇用管理改善等援助事業	介護労働サービスインストラクターや雇用管理コンサルタントによる雇用管理に関する相談援助や介護関連情報の収集・提供 介護事業所における雇用管理担当者を対象とする講習の実施	—	—	
	介護雇用管理支援助成金	雇用管理の改善を図る介護事業主による取組に対する助成	—	—	
	介護労働者能力開発事業	公共職業安定所長から受講指示を受けた離転職者等を対象とした訪問介護員養成研修２級課程等の実施	—	—	
	介護労働者需給サービス事業	労働者及びその家族が介護サービスが必要とした際に割安でサービスを受けられるための、看護師家政婦（夫）紹介所に対する助成	—	—	
	紹介事業高度化推進事業	在宅の要介護者等に雇用されるケア・ワーカーに対する介護労働補助器具（介護支援ベッド・車いす等）の無償貸出	—	—	
	介護労働力需給調整事業	家政婦（夫）紹介所のコンピュータによる登録・紹介システム整備の支援 介護分野で事業を行っている家政婦（夫）紹介所の的確な雇用管理	—	—	
58	【（財）友愛福祉財団】				
	血液確保事業等補助金	血液製剤によるH I V感染者に対し健康管理費用の支給を行っている（財）友愛福祉財団に対する助成	—	—	
	医薬品等健康被害対策事業費補助金	①エイズ患者遺族等相談事業（（財）友愛福祉財団が実施） ②ヤコブ病サポートネットワーク事業（ヤコブ病サポートネットワークが実施） 各実施団体に対する助成	—	—	

整理番号	政 策	手 段	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
59	【（財）予防接種リサーチセンター】				
	予 防 接 種 対 策 費 等補助金	①保健福祉相談事業 ②啓発普及事業	—	—	
	衛生関係指導者養成等委託費	予防接種従事者に対する研修の実施	—	—	
合 計			○＝3 △＝9	○＝2 △＝9	○＝2 △＝9
(備考)					

(注) 1 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「—」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

2 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「—」の分類については、上記1のとおりとする。

3 「得ようとした効果と把握された効果の関連性」

「○」は、「当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるか」が当初得ようとした効果のすべてについて明らかにされているものを、「△」は、当初得ようとした効果の一部について明らかにされているものを、「—」は、明らかにされていないものを表す。

「／」は、「得ようとした効果」又は「把握された効果」が明確でない（「△」又は「—」）ため、「得ようとした効果と把握された効果の関連性」について審査の対象としていないものを表す。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添 1】

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
1	在宅緩和ケア対策推進事業 (患者・家族が希望する場合に在宅医療 を選択することができる体制を整備)	○在宅緩和ケア支援センター（機能）の設 置 ○在宅緩和ケア推進連絡協議会の設置 ○在宅緩和ケアに関する従事者研修の実施 【平成19年度予算概算要求額】 253百万円 【事業期間】 記載なし	○緩和ケア、終末期医療を含 む在宅医療の推進 ○在宅療養患者及びその家族 のQOLの向上	厚生労働 省では、事 業評価（新 規事業関 係）に関 し、「実施 後、一定期 間が経過し たもの」に ついて事後 評価の対象 とする旨を 基本計画に 明記してお り、運用上 「事業開始 から原則3 年経過後」 に当該対象 とする旨を 「政策評価 に関する有 識者会議」 で説明して いる。	在宅緩和ケアに関する従事 者研修の受講人数
2	へき地巡回診療へり運営事業 (へき地・離島地域における医療の確 保)	へき地・離島における無医地区等に対し、 へりコプターによる巡回診療を実施 【平成19年度予算概算要求額】 228百万円 【事業期間】 記載なし	○無医地区の医療提供体制が 充実（巡回診療回数の増加、 専門的な医療の確保等）		巡回診療へり実施件数（目 標値：156回）
3	地域医療確保支援モデル事業 (地域の医療提供体制の確保)	地域医療の確保に係る都道府県の先進的な 取組みに対する費用に対し一部補助 【平成19年度予算概算要求額】 100百万円 【事業期間】 記載なし	○医師の充実による地域医療 の確保 ○各都道府県の参考となる先 行事例を収集し、他の都道府 県においても先行事例を参考 とした取組みによる地域医療 確保の推進		地域医療を推進するための 先駆的な事業に取り組んで いる地域数
4	小児救急電話相談事業 (地域の小児科医療提供体制の補強)	地域の小児科医による夜間の電話相談体制 を整備（全国同一短縮番号で実施） 【平成19年度予算概算要求額】 648百万円 【事業期間】 記載なし	○病院への軽症患者集中の回 避と小児救急患者の適切な受 診体制の構築 ○適切な医療の提供と小児科 医の勤務環境の改善		○電話相談事業実施都道府 県数（目標値：47都道府県 の実施（深夜帯実施を含 む。）） ○時間外に受診する小児患 者数の減少率（目標値： 20%減少）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
5	小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり (小児科・産科における医療資源の有効活用)	○小児科・産科連携病院等病床削減促進事業 ○小児科医師等確保事業 【平成19年度予算概算要求額】 2,980百万円 【事業期間】 記載なし	○小児科・産科の集約化・重点化による適切な小児科・産科の医療提供体制の強化	厚生労働省では、事業評価(新規事業関係)に関し、「実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、運用上「事業開始から原則3年経過後」に当該対象とする旨を「政策評価に関する有識者会議」で説明している。	小児科・産科における休日夜間等の診療体制を常時整えている医療圏数
6	医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業 (医療情報システムの標準化による相互運用性の確保)	医療機関内の各部門系システム(放射線部門、検査部門等)の相互接続性を確保するための標準化 【平成19年度予算概算要求額】 141百万円 【事業期間】 記載なし	○医療機関の規模・機能に合致したシステムの導入が可能となることによるシステム導入価格の適正化 ○医療情報システムのさらなる普及		相互運用性が確保されたシステム数
7	医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業 (蓄積された医療データの解析可能性を向上させるデータベースの構築)	電子カルテ、電子レセプト等により電子的に蓄積された医療データの意味的論理的検索を可能とするデータベースの構築 【平成19年度予算概算要求額】 186百万円 【事業期間】 記載なし	○蓄積された情報の利活用による臨床医学研究及び医療の質の向上等への貢献		ー (ただし開発完了後は、システム実装率、普及率等を評価指標とすることが可能)
8	病原体等管理体制整備事業 (病原体等管理体制の整備)	特定病原体等の所持・輸入の許可申請・届出のデータベース化 【平成19年度予算概算要求額】 652百万円 【事業期間】 記載なし	○生物テロによる感染症の発生・まん延防止		病原体データベースのデータ登録件数

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
9	アジア各国の国立感染症研究機関の連携強化による事前対応型病原体監視体制強化に関する研究 (アジア各国との感染症情報等に関するネットワーク構築)	○アジア各国の国立感染症研究機関とのネットワークを形成し、感染症の患者及び病原体に関する情報の交換並びに当該情報の解析 ○病原体検出法の標準化及び各国共通のマニュアル作成 ○病原体の遺伝子配列の多様性の比較解析を利用した分子疫学的解析法の開発と標準化及びそれを用いた病原体情報の解析とデータ集積 【平成19年度予算概算要求額】 137百万円 【事業期間】 記載なし	○迅速な感染症対応 ○健康危害等の低減	厚生労働省では、事業評価(新規事業関係)に関し、「実施後、一定期間が経過したものに」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、運用上「事業開始から原則3年経過後」に当該対象とする旨を「政策評価に関する有識者会議」で説明している。	○共同研究参加国数(目標:10カ国) ○病原体遺伝子解析数 (1)細菌 a.スクリーニング解析(目標:1,000株) b.詳細な解析(目標:2~3株) (2)ウィルス(目標:100株)
10	過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策 (主に中小企業に対する安全衛生管理の専門家による助言・指導)	安全衛生管理の専門家による総労働時間の長い業種・企業系列等の中から地域ごとに選定した企業集団に対する助言・指導を通じた、過重労働による健康障害防止のための自主的な取組みの推進 【平成19年度予算概算要求額】 233百万円 【事業期間】 記載なし	○過重労働の解消による労働者の就業環境の改善		○事業の活用により改善を実施した事業場数 ○事業を活用した事業場数
11	「働き方改革トータルプロジェクト」の推進 (長時間労働の是正に取り組む中小事業主に対する支援)	○中小企業労働時間適正化促進助成金の支給 ○労働時間適正化事業(中小事業主に対する助言・指導) 【平成19年度予算概算要求額】 1,066百万円 【事業期間】 記載なし	○長時間労働の是正による過労死防止や少子化対策の推進		○助成金支給決定件数 ○集団指導等参加事業場数及び「働き方改革プラン」の相談・助言件数

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
1 2	ハローワークにおける正社員就職 増大対策の推進 (公共職業安定所における正社員求人数 の増加及び正社員求人の充足率向上のた めの取組み)	○求人者に対する働きかけの強化（パンフ レットの作成） ○求職者に対するマッチングの強化 ○職場定着支援の実施 【平成19年度予算概算要求額】 1,169百万円 【事業期間】 記載なし	○高い就労意欲と能力を有す る労働者が安定的に雇用さ れ、社会の支えてとして活躍 できる社会の構築	厚生労働 省では、事 業評価（新 規事業関 係）に関 し、「実施 後、一定期 間が経過し たもの」に ついて事後 評価の対象 とする旨を 基本計画に 明記してお り、運用上 「事業開始 から原則3 年経過後」 に当該対象 とする旨を 「政策評価 に関する有 識者会議」 で説明して いる。	○正社員求人数 ○正社員求人の充足率 <参考指標> ○有効求人倍率
1 3	マザーズハローワーク事業 (子育てをしながら早期の再就職を希望 する者に対する就職支援の実施)	○マザーズハローワーク及びマザーズサロ ン（仮称）において、子育てをしながら早 期の再就職を希望する者等に対し就職支援 を実施 【平成19年度予算概算要求額】 2,170百万円 【事業期間】 記載なし	○子育てをしながら早期に再 就職を希望する者の就職促進 により、少子・高齢化社会の 中で社会の支え手を増加させ る		○担当者制による就職支援 を受けた重点支援対象者の 就職率 ○担当者制による就職支援 を受けた重点支援対象者数
1 4	再チャレンジプランナーによる中 高年求職者等の就職支援事業 (就職困難な若者や中高年齢者等の就職 の促進)	○主要なハローワークに再チャレンジプラン ナーを配置し、計画的な求職活動の支援 を実施 【平成19年度予算概算要求額】 3,272百万円 【事業期間】 記載なし	○若年者や中高年齢者等の就 職実現により再チャレンジが 出来る社会を構築		再チャレンジプランナーが 支援した者のうち、就職し た者の割合

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
1 5	「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト (70歳までの高齢者の雇用機会の確保に向けた環境整備)	○シンポジウムや広報活動等を通じた先進事例の提供や気運の醸成 ○セミナー等の開催や企業に対する個別相談の実施 【平成19年度予算概算要求額】 937百万円 【事業期間】 記載なし	○高齢者が意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず社会の支え手として活躍	厚生労働省では、事業評価（新規事業関係）に関し、「実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、運用上「事業開始から原則3年経過後」に当該対象とする旨を「政策評価に関する有識者会議」で説明している。	○セミナー等の参加企業から、「70歳までの雇用や高齢者雇用確保措置の充実等の具体的な検討に役立つ」と回答を得た割合 ○セミナー開催回数 ○セミナー参加企業数
1 6	ジョブカフェ等によるきめ細やかな就職支援 (若年者の就職支援の充実)	若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）において委託実施している若年者地域連携事業に、新たに以下の事業を追加 ○若年労働者の職場定着促進に関する支援の実施 ○ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援の実施 【平成19年度予算概算要求額】	○若年層の雇用情勢の改善		○ジョブカフェ利用者数 ○ジョブカフェを通じた就職件数
1 7	ジョブクラブによる常用就職の支援 (年長フリーター（25歳以上）の常用就職を促進)	年長フリーターの相互交流の場を設け、グループワーク等を通じて主体的な就職活動ができるように支援する取組の実施 【平成19年度予算概算要求額】 119百万円 【事業期間】 記載なし	○年長フリーターの減少		○ジョブクラブに参加した者のうち、就職した者の比率
1 8	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施 (発達障害者の職業的自立を促進)	○発達障害者の適切な支援機関への誘導又は希望に応じた専門的な支援の提供 【平成19年度予算概算要求額】 208百万円 【事業期間】 記載なし	○発達障害者の職業的自立		○本事業により実施される発達障害等コミュニケーション能力に問題を抱える者に対する相談・支援件数の合計数

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
1 9	関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進 (障害者の福祉から一般雇用への移行を促進)	○障害者就労支援チームによる一貫した支援の実施 ○福祉施設等における訓練と事業所における実習の実施 ○障害者を対象としたワンストップ機能の強化 【平成19年度予算概算要求額】 105百万円 【事業期間】 記載なし	○障害者の雇用の安定、経済的自立を促進	厚生労働省では、事業評価（新規事業関係）に関し、「実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、運用上「事業開始から原則3年経過後」に当該対象とする旨を「政策評価に関する有識者会議」で説明している。	○チームにより支援した障害者の就職件数 ○チームにより支援した障害者の数 ○ワンストップ窓口での相談件数
2 0	実践型人材養成システムの導入促進のための認定訓練助成事業費補助金の拡充 (実践型人材養成システムの導入促進)	実践型人材養成システムに係る認定訓練助成事業費補助金の補助要件緩和 【平成19年度予算概算要求額】 150百万円 【事業期間】 記載なし	○我が国の産業経済の基盤を支える人材の確保・育成 ○実践的な資質を持った若者の将来にわたる雇用の安定		○職業能力開発検定等の合格率 ○補助金執行率
2 1	「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業 (実践型人材養成システムの普及・定着)	地域の事業主団体等に対し、実践型人材養成システムの先導的モデルとなる事業を委託 【平成19年度予算概算要求額】 206百万円 【事業期間】 記載なし	○我が国の産業経済の基盤を支える人材の確保・育成 ○実践的な資質を持った若者の将来にわたる雇用の安定		○企業における「実践型人材養成システム」の認知率 ○訓練生の訓練終了3ヵ月後におけるOJT実施企業への定着率

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
2 2	企業実習先行型訓練システム（仮称）の実施について （年長フリーター等に対する職業能力開発支援）	企業実習先行型訓練システムによる年長フリーター等を対象とした委託訓練の実施（労働者の採用意欲の高い事業主等による企業実習及び必要に応じたフォローアップ訓練） 【平成19年度予算概算要求額】 980百万円 【事業期間】 記載なし	○事業主と訓練生のミスマッチ解消 ○年長フリーターの就職実績向上	厚生労働省では、事業評価（新規事業関係）に関し、「実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、運用上「事業開始から原則3年経過後」に当該対象とする旨を「政策評価に関する有識者会議」で説明している。	○企業実習先行型職業訓練システムの受講修了後3ヶ月時点の就職率 ○企業実習先行型職業訓練システムの受講者数
2 3	年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について （年長フリーター等の非正規労働者に対する職業能力開発）	年長フリーター等の非正規労働者向けの職業訓練コースの開発・実施（民間教育訓練機関等による委託訓練） 【平成19年度予算概算要求額】 993百万円 【事業期間】 記載なし	○年長フリーターの就職実績向上		○年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の受講修了後3ヶ月時点の就職率 ○年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の受講者数
2 4	2007年ユニバーサル技能五輪国際大会を核とした技能の振興 （若年者を含む国民全体のものづくりに対する理解・関心の増進）	2007年ユニバーサル技能五輪国際大会を開催する（財）2007年ユニバーサル技能五輪国際大会日本組織委員会への補助 【平成19年度予算概算要求額】 1,000百万円 【事業期間】 記載なし	○若年ものづくり人材の育成促進 ○若者の技能習得意欲の増進		○2007年ユニバーサル技能五輪国際大会への期間中の延来場者数（目標値：150,000人）
2 5	短時間労働者均衡処遇推進助成金事業 （パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進）	○事業主団体が傘下企業に向けた均衡処遇推進のための事業の実施にあたり助成 ○事業主のパートタイム労働者の均衡処遇推進の取組に対し助成 【平成19年度予算概算要求額】 1,241百万円 【事業期間】 記載なし	○企業における優秀な人材の確保及び定着率の向上、生産性向上 ○パートタイム労働者における就業可能性、経済的自立性の向上		○助成金支給団体数 ○助成金支給事業所数

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
2 6	育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金） （仕事と家庭を両立して働き続けられる職場環境整備）	中小企業（従業員300名以下）における育児休業等の両立支援制度を活用できる職場風土改善の取組みに対する助成 【平成19年度予算概算要求額】 2,608百万円 【事業期間】 記載なし	○仕事と家庭を両立して働き続けられる職場環境整備	厚生労働省では、事業評価（新規事業関係）に関し、「実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、運用上「事業開始から原則3年経過後」に当該対象とする旨を「政策評価に関する有識者会議」で説明している。	○職場風土改善コース（仮称）の支給件数 ○職場風土改善コース（仮称）の支給額
2 7	育児・介護雇用安定等助成金の拡充（育児休業取得の促進に係る支援の創設） （育児休業の取得の積極的な促進）	労働者の育児休業休暇取得期間中に事業主が独自に一定期間以上の揭示宛気経済的支援を行った場合に助成 【平成19年度予算概算要求額】 1,170百万円 【事業期間】 記載なし	○育児休業取得の促進		○助成金支給件数 ○助成金支給額
2 8	養育費相談・支援センター事業（迅速な養育費取り決め等の支援）	養育費相談・支援センターを設置し、家事調停制度や強制執行制度等の活用を支援 【平成19年度予算概算要求額】 152百万円 【事業期間】 記載なし	○養育費受給率の向上 ○母子家庭等の自立を促進		○養育費受給率

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
29	要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度（セーフティネット支援対策等事業費補助金） （要保護世帯に対する生活資金の貸付による支援）	一定の居住用不動産を所有する高齢者世帯であって、本制度を利用することにより生活保護制度の適用に至らない世帯の者に対し、当該不動産を担保に生活資金を貸付 【平成19年度予算概算要求額】 20,000百万円（内数） 【事業期間】 記載なし	○社会的不公平の是正（扶養義務を果たさない扶養義務者が当該不動産を相続することを防止） ○生活保護費の抑制	厚生労働省では、事業評価（新規事業関係）に関し、「実施後、一定期間が経過したものの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、運用上「事業開始から原則3年経過後」に当該対象とする旨を「政策評価に関する有識者会議」で説明している。	○資金貸付世帯数
30	工賃倍増計画支援事業費補助金（障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃水準の向上）	都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策を定めた5ヵ年計画を策定し、どう計画に基づく事業に対して3ヵ年補助 【平成19年度予算概算要求額】 500百万円 【事業期間】 平成19年度～21年度	○障害者の自立		○平均工賃の水準（目標値：月額1.5万円の工賃の倍増）
31	発達障害者支援開発事業（発達障害者への有効な支援手法の確立）	全国20都道府県等において、発達障害者支援に係るモデル事業を実施 【平成19年度予算概算要求額】 577百万円 【事業期間】 記載なし	○発達障害者への有効な支援		○実施都道府県等の数（目標値：20都道府県等）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
3 2	がん検診実施体制強化モデル事業 (がんの早期発見・早期治療に向けた効果的な手法についての検討)	がん検診受診後のフォローアップ等の制度 管理に係るモデル事業の実施市町村に対する補助 【平成19年度予算概算要求額】 185百万円 【事業期間】 記載なし	○がんに起因する死亡数の減少	厚生労働省では、事業評価(新規事業関係)に関し、「実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、運用上「事業開始から原則3年経過後」に当該対象とする旨を「政策評価に関する有識者会議」で説明している。	○検診受診率 ○がん発見率 ○がん発見数 ○早期がん割合 ○保健師等による訪問回数 (目標値：指標の改善)
3 3	マンモグラフィ検診従事者研修事業 (マンモグラフィ検診に従事する医師・技師の養成)	マンモグラフィ検診に従事する読影医師・撮影技師を養成するための都道府県による研修に対する補助 【平成19年度予算概算要求額】 157百万円 【事業期間】 記載なし	○乳がん患者の早期発見・早期治療 ○乳がんに起因する死亡数の減少		○精検受診率(乳がん) ○がん発見率(乳がん) ○がん発見数(乳がん) ○早期がん割合(乳がん) ○研修参加医師・技師数 (目標値：指標の改善) <参考指標> ○乳がん検診受診者数(うちマンモグラフィ検診受診者数)
3 4	要介護認定適正化事業 (全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定の推進)	認定適正化専門員(仮称)を市町村に派遣し、技術的助言 【平成19年度予算概算要求額】 202百万円 【事業期間】 記載なし	○要介護認定の適正化 ○介護保険制度の持続可能性の担保		○要介護認定に係る全国データ集計

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
35	認知症対策等総合支援事業 (認知症患者及びその家族を地域で支える体制の整備)	①認知症地域資源ネットワーク構築事業 ②高齢者権利擁護等推進事業 ③認知症対応サービスの質向上推進モデル事業 (①及び②は、都道府県、③は、都道府県及び指定都市で実施する事業に対する補助) 【平成19年度予算概算要求額】 2,331百万円 【事業期間】 記載なし	○認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくり	厚生労働省では、事業評価(新規事業関係)に関し、「実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、運用上「事業開始から原則3年経過後」に当該対象とする旨を「政策評価に関する有識者会議」で説明している。	○介護実務者・指導者・フォローアップ研修等の受講者数(目標値:年間約20,000人)

- (注) 1 厚生労働省の「事業評価書(事前)」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)の記載事項」を参照。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に記載された番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄	評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「検証を行う時期」欄	事後に検証を予定している場合に、その検証を実施する時期を記入した。
「効果の把握の方法」欄	事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。

【別添2】

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
1	地域医療連携のための電子カルテシステム導入補助事業 (地域医療連携体制の構築)	地域において中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関の医療情報ネットワークを構築し、電子カルテを導入するモデル地区に対する補助 【平成17年度当初予算額】 230百万円 【事業創設年度】 平成14年度	○地域において中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関で患者情報を共有すること等による、地域医療連携体制の構築 ○電子カルテシステムの普及	医療施設調査（平成17年度の集計結果は18年秋頃の予定）	○普及率 ・病院（400床以上） H14：2.5% H17：調査中 ・一般診療所 H14：2.6% H17：調査中 (目標値：平成18年度までにそれぞれ6割以上)	診療情報の共有化のモデル事業により、当該医療機関における情報化が図られた結果、情報化によりもたらされる効果が明確になり、各医療機関における情報化の取組が本格化した。 評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求することとする。
2	国立がんセンターにおけるがん予防・検診研究センターの開設 (がん予防と治療成績の向上)	国立がんセンター内にがん予防・検診研究センターを設置 【平成17年度当初予算額】 515百万円 【事業創設年度】 平成15年度	○国立がんセンターにおける新たながん予防のための先進的な検診技法の研究開発 ○最新の検診技術による標準的ながん検診手法の確立及び全国への技術移転	厚生労働省による調査及び人口動態調査	○本センターによる研究論文発表数 H15：883 H17：691 <参考指標> ○がんによる死亡率（人口10万人対） H13：238.8 H14：241.7 H15：245.4 H16：253.9 H17：未確定	本センターにおいて行われた、検診の有効性評価に関する研究の成果などが自治体におけるがん検診のガイドライン改定に活用される等、信頼性の高い検診の実施につながっている。 また、最先端技術を用いた検診の研究や既存技術を用いた新たな検診手法の開発などに取り組んでいる。 がんが国民の死亡原因の第一位を占め、がんによる死亡者数が増加し続けている状況や、がん対策基本法の成立等を踏まえると、優先的に実施すべきことから、平成19年度においても継続して本事業を行うこととする。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
3	老人医療費適正化推進事業 (老人医療費の伸びの適正化)	都道府県又は市町村が地域の実情を踏まえて実施する老人医療費適正化事業に対する補助 【平成 17 年度当初予算額】 3,487 百万円 【事業創設年度】 平成 15 年度	老人医療費の伸びの適正化により、医療保険制度を今後とも持続可能なものとしていくこと	老人医療事業年報による	○老人医療費（億円） H13：116,560 H14：117,300 H15：116,523 H16：未確定 H17：未確定 ○老人医療費の伸び率（%） H13： 4.1 H14： 0.6 H15：△0.7 H16：未確定 H17：未確定	本事業により、都道府県等において各地域の老人医療費の地域格差の分析を行うとともに、その結果を踏まえた施策に取り組んでいる。その結果、平成 15 年度においては老人医療費の伸びがマイナス 0.7%となっている。 今後も都道府県と市町村が連携し、分析を通じて把握された地域の実情を踏まえた施策を推進することにより、老人医療費の伸びの適正化に向けて、更なる効果が上がることが期待されることから、平成 19 年度概算要求において所要の予算を要求することとする。 （なお、介護保険の見直し、医療制度改革などを踏まえて推進していくこととする）

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
4	フリーター等若年者のキャリア形成支援機能の強化 (ヤングジョブスポットにおける若年者のキャリア形成支援)	全国 14 ヶ所にヤングジョブスポットを開設し、キャリア・コンサルティングの実施、適職選択のための自主的なグループ活動を行うための場を提供 【平成 17 年度当初予算額】 823 百万円 【事業創設年度】 平成 15 年度	若年者が希望の職業に就くための職業能力開発を適切に実施することによる若年者の雇用の安定・拡大	独立行政法人雇用・能力開発機構による調査	○ヤングジョブスポットの来所者数 (人) H14 : 185 H15 : 67, 185 H16 : 123, 106 H17 : 128, 860 (※H14 は 3/24 開所の 1 箇所) ○来所者へのアンケート調査の結果ヤングジョブスポットが役に立っていると回答した者の割合 (%) H15 : 89.9 H16 : 80.1 H17 : 81.0 ※H16 以降は利用開始から 3 カ月後の時点で、より就職に結びつく方向に変化した者の割合	年々来所者が増えていること及び来所者への行動変容に焦点を当てたアンケート調査の結果で 80%以上がより就職に結びつく方向に変化していることから、効果があったものと考ええる。 今後見込まれる効果として、若年者の雇用の安定・拡大が図られ、それにより社会全体として、生産性や国際競争力の向上が期待される。 なお、事業内容については毎年度独法業務として評価を行っており、それも踏まえて予算概算要求に反映する。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
5	求人、新規学卒者等の求める能力の明確化の促進 (労働力供給のミスマッチの解消)	能力要件明確化アドバイザーを公共職業安定所及び雇用・能力開発機構都道府県センターに配置し、求人の職業能力要件の明確化や、求人者のニーズに即し、求職者に適切な訓練コースのコーディネートを実施 【平成 17 年度当初予算額】 — (H16 年度以降、独立行政法人雇用・能力開発機構において実施（運営費交付金の内数）) 【事業創設年度】 平成 15 年度	求人側と求職者側の職業能力のミスマッチを解消し、雇用の安定・拡大を図る	独立行政法人雇用・能力開発機構による調査	○能力要件明確化アドバイザーの相談件数 H15 : 20, 110 H16 : 29, 280 H17 : 41, 943 <参考指標> ○訓練コースの設定数 H15 : 2, 764 H16 : 3, 286 H17 : 3, 355	能力要件明確化アドバイザーの相談件数は、H17 年度においては事業を開始した H15 年度の 2 倍以上に増加していることから、一定のニーズに対応し、効果があった。 また、訓練コースの設定数が着実な伸びを示していることも、本事業が求職者の早期再就職に寄与したものと考えられる。 今後には、求人の際の能力要件の明確化は公共所業安定所においても実施されていることから、相談業務等の求人ニーズに基づく事業主委託訓練の設定等の業務に特化することとする。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
6	児童ふれあい交流促進事業 (年長児童の健全育成等)	市町村において児童館等を活用し、次の事業を実施 (1) 年長児童の赤ちゃん出合い・ふれあい・交流事業 (2) 中・高校生居場所づくり推進事業 (3) 絵本の読み聞かせ事業（親が子供に読み聞かせを行うための講習会の実施） (4) 親と子の食事セミナー事業 (5) 巡回児童館事業 【平成 17 年度当初予算額】 280 百万円 【事業創設年度】 平成 15 年度	○乳幼児とのふれあいを通じた、児童の他者に対する関心や共感の能力の向上 ○地域のつながりの増大による地域全体での子育て支援や子どもの健全育成	交付決定か所による	○実施か所（市町村）数 H15：222 H16：198 H17：194 （目標値：700）	本事業により、年長児童の健全育成を図るとともに、将来の子育ての貴重な予備経験となり、また、育児不安を原因とする虐待の防止にも資することが期待されることから、平成 19 年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
7	食育等推進事業 (食・性・お産に関する正しい知識の普及)	食・性・お産に関する知識の普及を図るための先駆的・モデル的事業を行う地方公共団体に対する補助 【平成 17 年度当初予算額】 34,568 百万円 (内数) 【事業創設年度】 平成 15 年度	○食・性・お産に関する正しい知識の普及 ○健やかに子どもを産み育てることのできる基盤づくり	厚生労働科学研究及び所管課調査による	○思春期やせ症発生頻度 (%) H14 : 2.3 → H17 : 1.03 (目標値 : 減少傾向(H22)) ○十代の人工妊娠中絶率 (%) H10 : 9.1 H11 : 10.6 H12 : 12.1 H13 : 13.0 H14 : 12.8 → H15 : 11.9 H16 : 10.5 (目標値 : 減少傾向(H22)) ○妊娠・出産の満足割合 (%) H12 : 84.4 → H17 : 91.4 (目標値 : 100%(H22)) ○子どもの食育に取り組んでいる市町村の割合 (%) H17 : 87.1 (目標値 : 100% (H22)) ○思春期保健対策に取り組んでいる都道府県(政令市・特別区含む)の割合 (%) H17 : 94.4 (目標値 : 100% (H22)) ○「いいお産」についての相談の場の提供の促進に取り組んでいる市町村の割合 (%) H17 : 67.5	食育や十代の人工妊娠中絶の予防対策等に取り組む自治体が多くなってきており、子どもの食を通じた健全育成や思春期やせ等の防止、人工妊娠中絶の減少、満足できるお産の実現については、指標上も改善されている。 健やかに子どもを産み育てることのできる基盤づくりのため、今後もこれらの取組を継続的に行うこととし、平成 19 年度概算要求において所要の予算を要求する。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
8	特定事業推進モデル事業 (母子家庭の母の自立促進)	母子家庭の母に対し在宅就業等により新たな就業の機会を創出するなど、先駆的な事業をモデル的に実施する地方公共団体に対し補助 【平成 17 年度当初予算額】 1,868 百万円 (内数) 【事業創設年度】 平成 15 年度	母子家庭の母の就業による自立促進	実施自治体からの報告による把握	○在宅就業事業の実施件数 H15 : 1 H16 : 2 H17 : 3	実施自治体において在宅就業事業を創設することにより、データ入力などの在宅就業による母子家庭の母の就業が確保され、あわせてそのスキルアップが効率的に図られた。 子育てと生計の担い手という二重の負担を抱えた母子家庭の母の就業支援が今後も期待できることから、引き続き事業を実施する必要がある、平成 19 年度概算要求において所要の予算を要求する。
9	要介護認定実態調査事業 (要介護認定基準の地域差の是正)	市町村における要介護認定の実態を調査 【平成 17 年度当初予算額】 － (平成 15 年度 : 56 百万円) (平成 16 年度 : 13 百万円) 【事業創設年度】 平成 15 年度	○調査・検証の結果を、二次判定指標の作成の検討や、認定調査マニュアル等の研修資料、介護認定審査会運営要綱等の通知等の作成に反映 ○二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差を是正し、要介護認定の客観性を確保	事業実績報告による	○実態調査件数 H15 : 3,190 H16 : 3,100	本事業により、市町村における要介護認定の実態を調査し、得られた結果をマニュアル・通知等に反映させることで、事例の解釈を共通化し、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差が是正され、もって要介護認定の客観性を担保しているところである (平成 15 年度から 18 年度にかけて、例えば重度変更率については 2.8% の減少が見られている。)。これにより、介護保険制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となっている。 今後は、新たな要介護認定手法の導入等により市町村における実態を調査・検証する必要があるとき所要の予算を要求する (平成 19 年度要求はなし)。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
10	介護認定平準化 研修事業 (要介護認定規 準の地域差の是 正)	介護認定審査会委員長、合 議体の長及びこれに準ず る委員並びに市町村職員 を対象とした、審査判定が 困難な事例における審査 会の進め方、事例の考え方 等に関する研修事業に対 する補助（都道府県又は政 令市が実施） 【平成 17 年度当初予算額】 72 百万円 【事業創設年度】 平成 15 年度	○研修を通じて事例の 解釈を共通化するこ とにより、二次判定 による要介護度の変 更割合に係る地域差 を是正し、要介護認 定の客観性を確保	事業実績報告による	○研修受講者数 H15 : 6, 090 H16 : 7, 583 H17 : 7, 109	研修を通じ、事例の解釈を共通化 し、二次判定による要介護度の変更 割合に係る地域差が是正され、もっ て要介護認定の客観性を担保してい るところである（平成 15 年度から 18 年度にかけて、例えば重度変更率に ついては 2.8%の減少が見られてい る。）。これにより、介護保険制度 の信頼性を高めつつ、その持続可能 性を担保することが可能となっている。 今後も引き続き本事業を実施する ことにより更なる効果の発現が見込 まれることから、平成 19 年度概算要 求において所要の予算を要求する。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
11	難治性疾患克服研究費 (難病の診断・治療法等の研究)	患者数が少なく、原因不明で、有効な治療法が無く、長期にわたる生活への支障を来す疾患（121 疾患）の診断・治療法、QOL 向上を目的とした研究 【平成 17 年度当初予算額】 2,239 百万円 【事業創設年度】 平成 15 年度（?）	○難治性疾患の診断基準と治療指針の策定 ○難治性疾患の治療成績及び患者の QOL の向上	実際に採択された課題の数	○研究課題採択数 H15 : 68 H16 : 66 H17 : 63	一般的な成果として、 ①対策研究対象の疾患の患者数、性別、好発年齢、地域の偏りなどの実態が明らかになった。 ②バラバラであった疾患の診断基準、検査手技、分類の統一が行われた。 ③各疾患の病態が詳細に検討された。 ④治療の実態とその効果及び限界が明らかにされ、一定の基準に基づいた治療法の開発が目指された。その結果、各種免疫性疾患（大腸性潰瘍炎等）に対する経口免疫抑制剤タクロリムスの投与が著効を示すことが明らかとなるなど、対処療法に関しては明らかな進歩が見られた。 ⑤難病に対する一般医師の関心と知識が飛躍的に向上した。 等の点が挙げられる。 このように診断方法や対処療法の開発については一定の成果が得られたところであるが、難治性疾患の根治に至る治療法の開発についてはなお課題であり、引き続き事業を推進し、研究を促進することにより今後さらなる診断・治療法の開発及び地域における難病患者のQOLの向上に努める必要があることから、平成 19 年度概算要求において所要の予算を要求することとする。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
12	電子入札システムの導入 (入札参加機会の拡大と行政事務の簡素合理化)	厚生労働省調達に係る電子入札システムの導入 【平成 17 年度当初予算額】 207 百万円 【事業創設年度】 平成 15 年度	○入札が容易化することによる、入札者の多様化 ○企業間の競争性の向上による全体的な調達コストの低減	導入実績による	<参考指標> ○電子入札システムを導入する機関（調達機関数：159 機関） H15： 6 H16：153	平成 16 年度までに 159 機関でシステムが導入され、企業側の移動コストの低減や、容易な入札への参加が可能となったことから、企業間の競争性の向上が図られ、全体的な調達コストの低減に寄与したものと考えられる。今後とも本事業を実施していく必要があることから、平成 19 年度概算要求において所要の予算を要求する。 なお、電子入札システムによる入札参加には、新たな企業側の環境整備（電子入札に参加するための IC カード及び IC カードリーダの購入）が必要となるため、電子入札による入札参加が伸び悩んでいる。今後は、政府全体として電子入札の一層の普及促進を図る必要があり、また、厚生労働省においても電子入札システムの積極的な活用を推進していく必要がある。 (参考) ①平成 17 年度における電子入札案件に対する入札状況 電子による入札：2,659 件 (30.5%) 紙による入札：6,055 件 (69.5%) ②平成 17 年度における電子入札システムの活用状況 システムを活用：100 機関 (62.9%) システムを活用していない：59 機関 (37.1%)

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
13	○あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師試験 ○あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師名簿の登録 (あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師制度の適正な運営)	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に係る試験の実施及び名簿の登録 ((財) 東洋療法研修試験財団への委託)	○あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の一定の資質の確保と適正な管理 ○これらの業務の効率的運営	—	—	当該試験の実施及び名簿の登録業務は、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師制度の適正な運営のため不可欠なものであり、今後とも継続して実施。 また、本事業を効率的に実施する観点から、引き続き一定条件を満たす法人に委託。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
14	免許試験の実施に関する業務の 代行業務 (労働安全衛生法に基づく免許事務の適正な運営)	労働安全衛生法に基づく、以下の免許事務の実施 ((財) 安全衛生技術試験協会への委託) ・第一種衛生管理者免許試験 ・第二種衛生管理者免許試験 ・高圧室内作業主任者免許試験 ・ガス溶接作業主任者免許試験 ・林業架線作業主任者免許試験 ・特級ボイラー技師免許試験 ・一級ボイラー技師免許試験 ・二級ボイラー技師免許試験 ・エックス線作業主任者免許試験 ・ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験 ・発破技師免許試験 ・揚貨装置運転士免許試験 ・特別ボイラー溶接士免許試験 ・普通ボイラー溶接士免許試験 ・ボイラー整備士免許試験 ・クレーン・デリック運転士免許試験 ・移動式クレーン運転士免許試験 ・潜水士免許試験	○当該業務に就くために必要な能力の担保 ○試験事務の敵生活効率的な実施	—	—	引き続き免許試験の実施により労働者の安全と健康を確保することは必要であるとともに、指定機関が免許試験事務を実施することにより、制度の円滑な運用を図る

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
15	労働安全・衛生コンサルタント試験の実施に関する代行業務 (労働安全・衛生コンサルタント試験事務の適正な運営)	労働安全衛生法に基づく労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの試験実施に関する事務の実施 ((財) 安全衛生技術試験協会が代行)	○事業場の安全又は衛生についての診断及びこれに基づく指導を行い得る能力の担保 ○当該試験事務の適正かつ効率的な実施	—	—	引き続き当該試験の実施による労働者の安全と健康を確保することは必要であるとともに、指定機関が試験業務を実施することにより、制度の円滑な運用を図る
16	労働安全・衛生コンサルタントの登録の代行業務 (労働安全・衛生コンサルタント登録事務の適正な運営)	労働安全衛生法に基づく労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録に関する事務の実施 ((社) 日本労働安全衛生コンサルタント会が代行)	○事業場の安全又は衛生についての診断及びこれに基づく指導を行い得る能力の公証 ○当該登録事務の適正かつ効率的な実施	—	—	引き続き当該資格者の資質の確保による労働者の安全と健康を確保することは必要であるとともに、指定機関が登録事務を実施することにより、制度の円滑な運用を図る
17	義肢装具士国家試験 (義肢装具士試験事務の適正な運営)	義肢装具士の試験実施及び名簿への登録 ((財) テクノエイド協会へ委託)	○義肢装具士の能力の担保 ○当該試験事務及び登録事務の適正かつ効率的な実施	—	—	義肢装具士制度の適正な運営のため国家試験の実施は不可欠であり、今後とも継続して実施 また、事業の効率的実施の観点から、引き続き一定条件を満たす法人に委託
18	○救急救命士国家試験 ○救急救命士名簿の登録 (義肢装具士試験及び登録事務の適正な運営)	救急救命士に係る試験の実施及び名簿の登録 ((財) 日本救急医療財団への委託)	○救急救命士の一定の資質の確保と適正な管理 ○これらの業務の効率的運営	—	—	当該試験の実施及び名簿の登録業務は、救急救命士制度の適正な運営のため不可欠なものであり、今後とも継続して実施。 また、本事業を効率的に実施する観点から、引き続き一定条件を満たす法人に委託。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果																																																						
				効果の把握の方法	把握された効果																																																							
19	給水装置工事主任技術者試験 (給水装置工事主任技術者試験事務の適正な運営)	給水装置工事主任技術者に係る試験の実施 ((財) 給水工事技術振興財団への委託)	○給水装置工事主任技術者の知識と技能の担保による水道水の安全確保 ○当該試験事務の効率的運営	—	—	当該試験の実施は、水道水の安全な供給のために不可欠なものであり、今後とも継続して実施。 また、本事業を効率的に実施する観点から、引き続き一定条件を満たす法人に委託。																																																						
20	建築物環境衛生管理技術者試験 (建築物環境衛生管理技術者試験事務の適正な運営)	建築物環境衛生技術者に係る試験の実施 ((財) ビル管理教育センターへの委託)	給水装置工事主任技術者の知識と技能の担保による水道水の安全確保 当該試験事務の効率的運営	所管課の調べによる	<参考> ○建築物環境衛生管理基準の不適合率の推移 (%) ①浮遊粉じんの量 ②一酸化炭素含有率 ③二酸化炭素含有率 ④温度 ⑤相対湿度 ⑥気流 ⑦水質基準 ⑧残留塩素含有率 <table><tr><td></td><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td></tr><tr><td>①</td><td>2.1</td><td>2.2</td><td>1.6</td><td>1.8</td><td>1.9</td></tr><tr><td>②</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.3</td><td>0.5</td></tr><tr><td>③</td><td>7.5</td><td>8.2</td><td>9.0</td><td>8.5</td><td>10.6</td></tr><tr><td>④</td><td>8.2</td><td>9.7</td><td>9.2</td><td>10.4</td><td>10.0</td></tr><tr><td>⑤</td><td>28.0</td><td>30.8</td><td>32.9</td><td>34.6</td><td>36.5</td></tr><tr><td>⑥</td><td>1.0</td><td>1.2</td><td>1.1</td><td>0.9</td><td>1.2</td></tr><tr><td>⑦</td><td>0.2</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.4</td></tr><tr><td>⑧</td><td>1.5</td><td>1.3</td><td>1.7</td><td>1.8</td><td>1.6</td></tr></table>		H12	H13	H14	H15	H16	①	2.1	2.2	1.6	1.8	1.9	②	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5	③	7.5	8.2	9.0	8.5	10.6	④	8.2	9.7	9.2	10.4	10.0	⑤	28.0	30.8	32.9	34.6	36.5	⑥	1.0	1.2	1.1	0.9	1.2	⑦	0.2	0.3	0.2	0.2	0.4	⑧	1.5	1.3	1.7	1.8	1.6	不適合率は顕著な減少こそ見られないものの目立った増加は無く低水準で推移しており、本試験は建築物の衛生的環境の確保に一定の成果を上げており、引き続き実施。 また、本事業を効率的に実施する観点から、引き続き一定条件を満たす法人に委託。
	H12	H13	H14	H15	H16																																																							
①	2.1	2.2	1.6	1.8	1.9																																																							
②	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5																																																							
③	7.5	8.2	9.0	8.5	10.6																																																							
④	8.2	9.7	9.2	10.4	10.0																																																							
⑤	28.0	30.8	32.9	34.6	36.5																																																							
⑥	1.0	1.2	1.1	0.9	1.2																																																							
⑦	0.2	0.3	0.2	0.2	0.4																																																							
⑧	1.5	1.3	1.7	1.8	1.6																																																							

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
21	○言語聴覚士国家試験 ○言語聴覚士名簿の登録 (言語聴覚士試験及び登録事務の適正な運営)	言語聴覚士に係る試験の実施及び名簿の登録 ((財) 医療研修推進財団への委託)	○言語聴覚士の一定の資質の確保と適正な管理 ○これらの業務の効率的運営	—	—	当該試験の実施及び名簿の登録業務は、言語聴覚士制度の適正な運営のため不可欠なものであり、今後とも継続して実施。 また、本事業を効率的に実施する観点から、引き続き一定条件を満たす法人に委託。
22	作業環境測定士試験の代行業務 (作業環境測定士試験事務の適正な運営)	作業環境測定士に係る試験の実施 ((財) 安全衛生技術試験協会への委託)	○作業環境測定士の専門知識と技能の担保 ○当該試験事務の適正かつ効率的運営	—	—	当該試験の実施は、労働者の安全と健康の確保のために不可欠なものであり、今後とも継続して実施。 また、本事業を効率的に実施する観点から、引き続き指定機関に委託。
23	作業環境測定士の登録の代行業務 (作業環境測定士登録事務の適正な運営)	作業環境測定士に係る登録業務の実施 ((財) 日本作業環境測定協会への委託)	○一定の有害な業務を行う作業場について作業環境測定を行い得る専門知識・経験の公証 ○当該事務の適正かつ効率的運営	—	—	当該登録事務の実施は、労働者の安全と健康の確保のために不可欠なものであり、今後とも継続して実施。 また、本事業を効率的に実施する観点から、引き続き指定機関に委託。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
24	○歯科衛生士国家試験 ○歯科衛生士名簿の登録 (歯科衛生士試験及び登録事務の適正な運営)	歯科衛生士に係る試験の実施及び名簿の登録 ((財) 歯科医療研修振興財団への委託)	○歯科衛生士の一定の資質の確保と適正な管理 ○これらの業務の効率的運営	—	—	当該試験の実施及び名簿の登録業務は、歯科衛生士制度の適正な運営のため不可欠なものであり、今後とも継続して実施。 また、本事業を効率的に実施する観点から、引き続き一定条件を満たす法人に委託。
25	○柔道整復師国家試験 ○柔道整復師名簿の登録 (柔道整復師試験及び登録事務の適正な運営)	柔道整復師に係る試験の実施及び名簿の登録 ((財) 歯科医療研修振興財団への委託)	○柔道整復師の一定の資質の確保と適正な管理 ○これらの業務の効率的運営	—	—	当該試験の実施及び名簿の登録業務は、柔道整復師制度の適正な運営のため不可欠なものであり、今後とも継続して実施。 また、本事業を効率的に実施する観点から、引き続き一定条件を満たす法人に委託。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
26	食品等の命令検査 (食品衛生法に基づく検査事務の適正な実施)	食品衛生法に不適格の蓋然性が高いと判断される食品等についての検査（以下の法人等により実施） （財）日本食品分析センター （財）日本冷凍食品検査協会 （社）日本食品衛生協会 （財）食品環境検査協会 （財）化学技術戦略推進機構 （財）日本穀物検定協会 （財）日本乳業技術協会 （社）菓子総合技術センター （社）日本海事検定協会 （財）新日本検定協会 （財）マイコトキシン検査協会 （財）畜産生物科学安全研究所 （社）日本油料検定協会 （財）山口県予防保健協会	○命令検査の実施による食品の安全性の確保 ○登録検査機関による当該業務の効率的な実施	—	—	年々輸入食品の届出件数が増加する中で、引き続き命令検査の実施による食品の安全性の確保は必要であり、今後とも継続して実施。 また、登録検査機関による検査業務の実施により、検査体制の拡充・整備、命令検査を含む食品等の検査制度の円滑な運用を図る（なお、平成 16 年 2 月より指定検査機関から登録検査機関制度に移行したことにより、公益法人のみならず、民間の検査機関においても実施可能となった）。
27	美容師試験 (美容師試験事務の適正な運営)	美容師試験の実施 (（財）理容師美容師試験研修センターへの委託)	○美容師の知識と技能の担保による、人の身体の安全及び衛生に直接関わる美容業の安全確保 ○当該試験事務の効率的実施	—	—	本試験は公衆衛生の維持・向上のために必要なものであることから、引き続き実施。 また、試験事務を効率的に実施する観点から、引き続き指定試験機関に行わせる。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
28	理容師試験 (理容師試験事務の適正な運営)	理容師試験の実施 ((財) 理容師美容師試験 研修センターへの委託)	○理容師の知識と技能 の担保による、人の 身体の安全及び衛生 に直接関わる理容業 の安全確保 ○当該試験事務の効率 的实施	—	—	本試験は公衆衛生の維持・向上の ために必要なものであることから、 引き続き実施。 また、試験事務を効率的に実施す る観点から、引き続き指定試験機関 に行わせる。
29	臨床工学技士国 家試験 (臨床工学技士 国家試験事務の 適正な運営)	臨床工学技士国家試験の 実施 ((財) 医療機器センター への委託)	○臨床工学技士の資質 の担保による人の生 命、身体の安全の確 保 ○当該試験事務の効率 的实施	—	—	本試験は臨床工学技士制度の適正 な運営のために不可欠なものである ことから、引き続き実施。 また、当該試験事務を効率的に実 施する観点から、引き続き一定要件 を満たす法人に委託。
30	調理技術に関す る審査 (調理技術に関 する審査事務の 適正な運営)	調理技術に関する審査の 実施及び専門調理師の認 定 ((社) 調理技術技能セン ターへの委託)	○調理師の資質向上及 び専門分野において 知識・技術を有する 専門調理師の育成 ○当該審査事務の効率 的实施	—	—	本試験は食生活の向上及び国民の 健康増進のために必要なものである ことから、引き続き実施。 また、当該審査事務を効率的に実 施する観点から、引き続き厚生労働 大臣が指定する団体に委託。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
31	水道水質検査 (水質検査の適正な実施)	水質検査の実施 ((財) 山口県予防保健協会、(財) 日本環境衛生センター、(財) 食品薬品安全センター、(財) 日本食品分析センター、(財) 東海技術センターへの委託)	○高度な技術力と高精度の分析施設による高い信頼性の検査実施及び水道水の安全性確保 ○当該検査業務の効率的実施	—	—	本検査は水道水の安全性の担保のために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該検査業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録水質検査機関において実施(なお、平成16年3月末より指定制から登録制に移行し、登録基準を満たす検査機関であれば厚生労働大臣の登録を受けられることとなっている。)。
32	簡易専用水道の管理の検査 (簡易水道の管理の検査の適正な実施)	簡易専用水道の管理の検査の実施 ((財) 化学物質評価研究機構、(財) 日本文化用品安全試験所、(財) 関西環境管理技術センター、(財) 山口県予防保健協会、(財) 日本環境衛生センター、(財) ビル管理教育センター、(社) 日本食品衛生協会、(財) 食品薬品安全センターへの委託)	○高い信頼性の簡易専用水道の管理検査実施による水道水の安全性確保 ○当該検査業務の効率的実施	—	—	本検査は水道水の安全性の担保のために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該検査業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録検査機関において実施(なお、平成16年3月末より指定制から登録制に移行し、登録基準を満たす検査機関であれば厚生労働大臣の登録を受けられることとなっている。)。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
33	建築物環境衛生管理技術者講習会 (建築物環境衛生管理技術者講習会の適正な実施)	建築物環境衛生管理技術者となることを希望する者に対する講習会の実施 ((財) ビル管理教育センターへの委託)	○建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な知識の付与による、建築物の衛生的環境の確保 ○当該講習会事業の効率的実施	所管課の調べによる	＜参考＞ ○建築物環境衛生管理基準の不適合率の推移 (%) ①浮遊粉じんの量 ②一酸化炭素含有率 ③二酸化炭素含有率 ④温度 ⑤相対湿度 ⑥気流 ⑦水質基準 ⑧残留塩素含有率	本講習会は建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該講習会事業を効率的に実施する観点から、引き続き登録講習機関において実施（なお、平成 16 年 3 月末より指定制から登録制に移行し、登録基準を満たす講習機関であれば厚生労働大臣の登録を受けられることとなっている。）。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
34	水道技術管理者講習会 (水道技術管理者講習会の適正な実施)	水道技術管理者となることを希望する者に対する講習会の実施 ((社) 日本水道協会において実施)	○水道の技術管理に係る高度な技術・知識の付与による、適切な水道管理と安全な水道水の確保 ○当該講習会事業の効率的実施	—	—	本講習会は水道の技術管理に係る高度な技術・知識を有する水道技術管理者の確保が困難な中小規模の水道事業者からの要望も高く、適切な水道の管理を確保する上で必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該講習会事業を効率的に実施する観点から、引き続き登録講習機関において実施（なお、平成16年3月末より指定制から登録制に移行し、登録基準を満たす講習機関であれば厚生労働大臣の登録を受けられることとなっている。）。
35	病院における患者等の食事の提供者認定講習 (病院における患者等の食事の提供者認定講習の適正な実施)	病院より給食の調理業務を受託することを希望する団体等の責任者が受講する、厚生労働大臣認定「財団法人医療関連サービス振興会指定患者給食受託責任者資格認定講習」の実施 ((社) 日本メディカル給食協会への委託)	○衛生管理・栄養管理等、病院給食について必要な知識及び技術の付与による、病院給食調理業務の委託先の一定水準確保 ○当該講習事業の効率的実施	—	—	本講習について、必置資格としての位置付けを撤廃し、厚生労働大臣による講習の推薦を廃止。 (代替措置として、受託責任者の備えるべき知識及び経験等の要件を医療法施行規則及び関係通知に明確に規定することにより、引き続き患者等給食業務の水準を確保)

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
36	○医療機器製造業者の責任技術者の資格要件に係る講習会 ○医療機器修理業者の責任技術者の資格要件に係る基礎講習会及び専門講習会 ○医療機器販売業者及び賃貸業者の営業管理者の資格要件に係る講習会 (医療機器の製造・販売等に関する講習会の適正な実施)	医療機器製造業者及び修理業者の責任技術者並びに販売業者及び賃貸業者の営業管理者となるための要件の一つである講習会の実施 ((財) 医療機器センター、(社) 日本ホームヘルス機器協会、(財) 総合健康推進財団において実施)	○医療機器の製造業者及び修理業者の責任技術者並びに販売業者及び賃貸業者の営業管理者に、関連法令等も含め専門的な知識を付与することによる、国民に対する安全な医療機器の提供 ○当該講習会事業の効率的運営	—	—	本講習会により医療機器の品質確保のための専門的な技術及び関係法令をみにつけさせることは不可欠であることから、引き続き実施。 また、当該講習会事業を効率的に実施する観点から、引き続き登録講習機関において実施（なお、平成 16 年 4 月より指定制から登録制に移行）。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
37	薬事法施行規則等の規定に基づく試験検査	薬局等が医薬品の適切な管理のために必要と認めて行う医薬品の試験検査の実施 （（財）日本食品分析センター、（社）日本薬業貿易協会、（社）日本食品衛生協会、（財）日本畜産生物科学安全研究所、（財）食品薬品安全センター、（社）日本油料検定協会において実施）	○医薬品の試験検査による品質確保の徹底 ○当該試験検査業務の効率的実施	—	—	本試験検査は薬局等における医薬品の品質確保の徹底のために必要なものであることから、引き続き実施。 また、試験検査業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録検査機関において実施（なお、平成16年3月末より指定制から登録制に移行）。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
38	機器の較正	建築物環境衛生管理基準のうち空気環境中の浮遊粉じんの量を測定する機器の較正 ((財) ビル管理教育センターにおいて実施)	○適正に較正された浮遊粉じん計による建築物の衛生的環境の維持管理 ○当該業務の効率的実施	所管課の調べによる	＜参考＞ ○建築物環境衛生管理基準の不適合率の推移 (%) ①浮遊粉じんの量 ②一酸化炭素含有率 ③二酸化炭素含有率 ④温度 ⑤相対湿度 ⑥気流 ⑦水質基準 ⑧残留塩素含有率	浮遊粉じん計の較正は建築物の衛生環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録較正機関において実施（なお、平成16年3月末より指定制から登録制に移行）。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果																																																						
				効果の把握の方法	把握された効果																																																							
39	○清掃作業監督者講習及び再講習 ○清掃作業従事者研修 ○空気環境測定実施者講習及び再講習 ○ダクト清掃作業監督者講習及び再講習 ○ダクト清掃作業従事者研修 ○貯水槽清掃作業監督者講習及び再講習 ○貯水槽清掃作業従事者研修 ○排水管清掃作業監督者講習及び再講習 ○排水管清掃作業従事者研修 ○防除作業監督者講習及び再講習 ○防除作業従事者研修 ○統括管理者講習及び再講習 ○空調給排水管理監督者講習及び再講習	建築物清掃業・建築物空気環境測定業等、建築物の衛生的環境の維持管理に係る事業を行う登録業者となるための要件とされている講習会の実施 （（財）ビル管理教育センター、（社）全国ビルメンテナンス協会、（社）全国建築物飲料水管理協会、（社）日本ペストコントロール協会において実施）	○建築物清掃業、建築物空気環境測定業等の維持管理業務を行う事業者の資質の向上による、建築物の衛生的環境の確保 ○当該講習会事業の効率的運営	所管課の調べによる	<参考> ○建築物環境衛生管理基準の不適合率の推移（%） ①浮遊粉じんの量 ②一酸化炭素含有率 ③二酸化炭素含有率 ④温度 ⑤相対湿度 ⑥気流 ⑦水質基準 ⑧残留塩素含有率 <table><tr><td></td><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td></tr><tr><td>①</td><td>2.1</td><td>2.2</td><td>1.6</td><td>1.8</td><td>1.9</td></tr><tr><td>②</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.3</td><td>0.5</td></tr><tr><td>③</td><td>7.5</td><td>8.2</td><td>9.0</td><td>8.5</td><td>10.6</td></tr><tr><td>④</td><td>8.2</td><td>9.7</td><td>9.2</td><td>10.4</td><td>10.0</td></tr><tr><td>⑤</td><td>28.0</td><td>30.8</td><td>32.9</td><td>34.6</td><td>36.5</td></tr><tr><td>⑥</td><td>1.0</td><td>1.2</td><td>1.1</td><td>0.9</td><td>1.2</td></tr><tr><td>⑦</td><td>0.2</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.4</td></tr><tr><td>⑧</td><td>1.5</td><td>1.3</td><td>1.7</td><td>1.8</td><td>1.6</td></tr></table>		H12	H13	H14	H15	H16	①	2.1	2.2	1.6	1.8	1.9	②	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5	③	7.5	8.2	9.0	8.5	10.6	④	8.2	9.7	9.2	10.4	10.0	⑤	28.0	30.8	32.9	34.6	36.5	⑥	1.0	1.2	1.1	0.9	1.2	⑦	0.2	0.3	0.2	0.2	0.4	⑧	1.5	1.3	1.7	1.8	1.6	本講習会は建築物の衛生環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録講習機関において実施（なお、平成16年3月末より指定制から登録制に移行）。
	H12	H13	H14	H15	H16																																																							
①	2.1	2.2	1.6	1.8	1.9																																																							
②	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5																																																							
③	7.5	8.2	9.0	8.5	10.6																																																							
④	8.2	9.7	9.2	10.4	10.0																																																							
⑤	28.0	30.8	32.9	34.6	36.5																																																							
⑥	1.0	1.2	1.1	0.9	1.2																																																							
⑦	0.2	0.3	0.2	0.2	0.4																																																							
⑧	1.5	1.3	1.7	1.8	1.6																																																							

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
40	健康づくりのための運動指導者が習得した知識・技能の水準についての審査及び証明 (健康運動指導士及び健康運動実践指導者にかかる講習、試験及び登録事務の適正な実施)	健康運動指導士及び健康運動実践指導者に係る講習、試験及び登録事業 ((財) 健康・体力づくり事業財団により実施)	○運動指導者の一定の水準の確保 ○当該講習等業務の効率的実施	—	—	本事業は国民の心身の健康の維持増進のために有効なものであり、これまで厚生労働大臣が一定の要件を満たす事業を認定することより、効率的に実施してきたところ。 しかし、法律に基づかない事業である本事業において、国の認定制度は民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等により、平成 17 年度末で廃止。 (なお、平成 18 年度以降は財団の独自事業として引き続き講習会が行われるとともに、独立行政法人国立健康・栄養研究所や厚生労働省自身により、運動指導者の質の向上及び定着促進の取組みが進められている。)
41	精神保健指定医の研修 (精神保健指定医の研修の適正な実施)	精神保健指定医の指定又はその更新を希望する者に対する研修(精神保健福祉法第 19 条)の実施 ((社) 日本精神科病院協会、(社) 全国自治体病院協議会における実施)	○精神保健指定医としての職務を行うのに必要な知識及び技術の付与 ○当該研修事業の効率的実施	—	—	本研修は精神保健福祉法に定められた精神保健指定医の指定に不可欠なものであることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録研修機関において実施。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
42	技能講習 (危険性又は有害性の高い業務等に従事する者に対する講習の適正な実施)	危険性又は有害性の高い業務若しくは作業主任者を選任して管理を必要とする業務に従事する者に対する講習の実施 ((社) 北海道労働基準協会連合会 他 175 法人)	○危険性又は有害性の高い業務若しくは作業主任者を選任して管理を必要とする業務に従事する者に対する必要な知識及び技術の付与及びそれによる労働災害の防止 ○当該講習事業の効率的実施	—	—	本研修は危険性又は有害性の特に高い業務に従事する労働者の安全と健康の確保に不可欠なものであることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録教習機関において実施。
43	特定機械等の製造時検査の代行の業務 (ボイラー等検査の適正な実施)	特定廃熱ボイラーの製造時等検査の実施 ((社) 日本ボイラ協会、 (社) ボイラ・クレーン安全協会における実施)	○ボイラー等検査による労働者の安全性の確保 ○当該検査事業の効率的実施	—	—	本検査は労働者の安全を確保するために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録検査機関において実施。
44	機械等の個別検定の代行の業務 (小型ボイラー等の個別検定の適正な実施)	小型ボイラー又は小型圧力容器等の個別検定の実施 ((社) 産業安全技術協会、 (社) 日本ボイラ協会、 (社) ボイラ・クレーン安全協会における実施)	○小型ボイラー等の個別検定による労働者の安全性の確保 ○当該検定業務の効率的実施	—	—	本検定は労働者の安全を確保するために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録検定機関において実施。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
45	機械等の型式検定の代行業務 (プレス機械また派シャーの安全装置、防じんマスク等の検定の適正な実施)	プレス機械又はシャーの安全装置、防じんマスク等についての検定の実施 ((社) 産業安全技術協会、 (社) 日本クレーン協会における実施)	○プレス機械又はシャーの安全装置、防じんマスクの検定による労働者の安全の確保 ○当該検定業務の効率的実施	—	—	本検定は労働者の安全を確保するために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録検定機関において実施。
46	教習業務 (クレーンの運転等の教習の適正な実施)	クレーンの運転等の危険業務に就くことを希望する者に対する教習の実施 ((社) ボイラ・クレーン協会における実施)	○クレーン運転実技の教習による労働者の安全の確保 ○当該検定業務の効率的実施	—	—	本検定は労働者の安全を確保するために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録検定機関において実施。
47	作業環境測定士試験合格者等に対する講習の業務 (作業環境測定士の講習の適正な実施)	一定の有害な業務を行う作業場において適正な作業環境の確保のため作業環境測定を実施する資格を取得することを希望する者に対する講習の実施 ((社) 日本作業環境測定協会における実施)	○一定の有害な業務を行う作業場における労働者の安全の確保 ○当該講習業務の効率的実施	—	—	本講習は労働者の安全と健康を確保するために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録講習機関において実施。
48	食品衛生管理者資格認定講習会 (食品衛生管理者資格認定講習会の適正な実施)	食品衛生管理者資格を取得することを希望する者に対する講習の実施 ((社) 日本食品衛生協会における実施)	○食品又は添加物の製造業・加工業等における食品衛生の確保 ○当該講習業務の効率的実施	—	—	本講習は食品等事業者が食品の安全性を確保しながら営業するために必要なものであることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録講習機関において実施。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
49	食鳥処理衛生管理者講習会 (食鳥処理衛生管理者講習会の適正な実施)	食鳥処理衛生管理者資格を取得することを希望する者に対する講習の実施 ((社) 日本食品衛生協会及び (社) 日本食鳥協会における実施)	○食鳥処理に係る衛生の確保 ○当該講習業務の効率的実施	—	—	本講習は食鳥処理事業者が法令を遵守し、衛生的に管理することが必要であることから、引き続き実施。 また、当該業務を効率的に実施する観点から、引き続き一定の基準を満たした登録講習機関において実施。
50	産業医学助成費補助金 (産業医学の振興と産業医の養成・確保)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく、産業医科大学に対する助成 【平成17年度当初予算額】 7,764百万円	○産業医学の振興と産業医の養成・確保	—	—	産業医は、職場における労働者の健康を確保する上で、その必要性が増してきている。 労働者の健康確保のためには、産業医の必要性が増してきている中、産業医科大学への助成等を通じて専門性の高い良質な産業医を引き続き養成・確保するとともに産業医学についての研究を行うことは不可欠であり、引き続き補助を行う必要がある。
51	血液確保事業等補助金 (血液製剤によるHIV感染者等の福祉の向上)	血液製剤によるHIV感染者に対し健康管理費用の支給を行っている(財)友愛福祉財団に対する助成 【平成17年度当初予算額】 550百万円	○エイズ発症前の者の健康管理費用の支給及び発症予防に資する調査研究 ○エイズ発症者のうち、HIV訴訟において和解が成立した者に対する健康管理費用の支給	—	—	HIV訴訟の和解時の確認書において確約された事業であり、血液製剤によるHIV感染者等の福祉の向上を引き続き図る必要があることから、今後も継続して実施。 また、本事業を効率的かつ効果的に実施していくため、引き続き財団を通じて行うことが適当。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
52	医薬品等健康被害対策事業費補助金 (遺族の精神的苦痛の緩和)	①エイズ患者遺族等相談事業（(財)友愛福祉財団が実施） ②ヤコブ病サポートネットワーク事業（ヤコブ病サポートネットワークが実施） 各実施団体に対する助成 【平成17年度当初予算額】 93 百万円	①血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和 ②クロイツェルト・ヤコブ病により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和	—	—	いずれの事業も、和解時の確認書において確約された事業であり、遺族の精神的苦痛を緩和し、福祉の向上を図る上で必要なものであることから、今後も継続して実施。 また、本事業を効率的かつ効果的に実施していくため、引き続き財団を通じて行うことが適当。
53	高齢者就業機会確保事業費等補助金（ワークプラザ事業） (高齢者の働く拠点の整備)	シルバー人材センター会員の働く拠点施設であるシルバーワークプラザ設置市区町村に対する奨励金の支給事務を実施する (社) 全国シルバー人材センター事業協会に対する補助 【平成17年度当初予算額】 300 百万円	健康で働く意欲や能力を持った高齢者の働く拠点の整備	全国シルバー人材センターからの実績報告による	<参考> ○シルバー人材センター会員数 H2：約23 万人 → H16：約77 万人 ○就業延べ人員 H2：約1,925 万人 → H16：約6,740 万人	ワークプラザ事業を創設した平成3年度以来、シルバー人材センター連合の活動拠点の会員数、就業延べ人員は一貫して増加しており、ワークプラザ事業がシルバー人材センター事業の基盤整備に有効に機能している。 一方、本事業については「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）において、ワークプラザの整備目標を設定した上で、目標を達成した時点で廃止するとされており、平成16年度以降の整備目標を150箇所と定めたところ（平成16年度及び17年度で21箇所を整備）。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果																														
				効果の把握の方法	把握された効果																															
54	政府開発援助インドシナ難民等救援事業 (インドシナ難民の生活の安定)	インドシナ難民等の就労支援を（財）アジア福祉教育財団へ委託 【平成17年度当初予算額】 89百万円	インドシナ難民の我が国における生活の安定	（財）アジア福祉教育財団からの実績報告による	<参考> ①職業相談員配置数 ②職業相談件数 ③職業紹介件数 ④就職者数 <table><tr><td></td><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td></tr><tr><td>①</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>②</td><td>1070</td><td>1456</td><td>1351</td><td>1519</td><td>1213</td></tr><tr><td>③</td><td>207</td><td>199</td><td>234</td><td>202</td><td>185</td></tr><tr><td>④</td><td>85</td><td>75</td><td>91</td><td>79</td><td>54</td></tr></table> ※H17年度は2月末の数値		H13	H14	H15	H16	H17	①	6	6	6	6	6	②	1070	1456	1351	1519	1213	③	207	199	234	202	185	④	85	75	91	79	54	インドシナ難民等に対する定住支援は、国際貢献や人道上の配慮等の観点から、今後とも関係省庁が一体となって実施すべきもの。 また、各種給付金の支給についても、関係省庁連携の下で本財団が総合的に実施している定住支援策の一環として、職業相談等と一体的に行う必要があることから、引き続き本財団において実施することとする。
	H13	H14	H15	H16	H17																															
①	6	6	6	6	6																															
②	1070	1456	1351	1519	1213																															
③	207	199	234	202	185																															
④	85	75	91	79	54																															
55	育児休業労働者等支援交付金 (育児休業等取得の環境整備)	仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への給付金の支給等の事業を実施する（財）21世紀職業財団に対する補助 【平成17年度当初予算額】 4,595百万円	職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備	女性雇用管理基本調査（厚生労働省）及び労働力調査（総務省）により把握	<参考> ○育児休業取得率（％） <table><tr><td></td><td>H11</td><td>H14</td><td>H16</td></tr><tr><td>男性</td><td>0.42</td><td>0.33</td><td>0.56</td></tr><tr><td>女性</td><td>58.4</td><td>64.0</td><td>70.6</td></tr></table> ○小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率（％） <table><tr><td>H11</td><td>H14</td><td>H16</td></tr><tr><td>7.0</td><td>9.6</td><td>10.5</td></tr></table> ○女性の労働力率（30～34歳）（％） <table><tr><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td></tr><tr><td>58.8</td><td>60.3</td><td>60.3</td><td>61.4</td><td>62.7</td></tr></table>		H11	H14	H16	男性	0.42	0.33	0.56	女性	58.4	64.0	70.6	H11	H14	H16	7.0	9.6	10.5	H13	H14	H15	H16	H17	58.8	60.3	60.3	61.4	62.7	本事業は、人口減少社会を迎える中、少子化対策として、また、労働力人口減少への対応としても重要なものであり、今後も引き続き実施していくことが適当。 また、（財）21世紀職業財団において職業生活と家庭生活との両立を図りやすい環境整備のための各種事業を体系的・総合的に行うことが目標達成に大きく寄与しているものであり、引き続き実施。		
	H11	H14	H16																																	
男性	0.42	0.33	0.56																																	
女性	58.4	64.0	70.6																																	
H11	H14	H16																																		
7.0	9.6	10.5																																		
H13	H14	H15	H16	H17																																
58.8	60.3	60.3	61.4	62.7																																

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
56	【（財）産業医学振興財団】 産業医学助成費補助金 （産業医学の振興と産業医の養成・確保）	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく、産業医科大学に対する助成のほか、産業医科大学生に対する修学資金の貸与、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施並びに産業医学に関する情報収集及び提供 【平成17年度当初予算額】 7,764百万円	産業医学の振興と産業医の養成・確保	—	—	過労死、メンタルヘルス対策等新たな課題が発生している中で、労働者の健康確保のためには、産業医の必要性が増してきている。 このような中、産業医科大学への助成等を通じて専門性の高い良質な産業医を引き続き養成・確保するとともに産業医学についての研究を行うことは不可欠であり、引き続き補助を行う必要がある。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
57	【(財) 介護労働安定センター】介護労働者雇用改善援助事業等交付金					
	雇用管理改善等援助事業 (介護労働者の雇用管理の改善)	介護労働サービスインストラクターや雇用管理コンサルタントによる雇用管理に関する相談援助や介護関連情報の収集・提供 介護事業所における雇用管理担当者を対象とする講習の実施 【平成 17 年度当初予算額】 557 百万円	介護労働者の雇用管理の改善	—	—	介護保険法改正時の附帯決議をはじめ、各方面から介護労働者の雇用管理改善のための強力な取組を要請されており、その推進のため介護労働対策のノウハウのある本財団において本事業を今後も継続して行うことが必要。
	介護雇用管理支援助成金 (介護労働者の雇用管理の改善)	雇用管理の改善を図る介護事業主による取組に対する助成 【平成 17 年度当初予算額】 585 百万円	介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発等	—	—	介護保険法改正時の附帯決議をはじめ、各方面から介護労働者の雇用管理改善のための強力な取組を要請されており、その推進のため介護労働対策のノウハウのある本財団において本事業を今後も継続して行うことが必要。
	介護労働者能力開発事業 (介護労働者の能力向上)	公共職業安定所長から受講指示を受けた離転職者等を対象とした訪問介護員養成研修 2 級課程等の実施 【平成 17 年度当初予算額】 1, 580 百万円	介護労働者の能力発揮及び介護労働力の確保	—	—	要介護者の増加が見込まれる中で、介護労働者が能力を十分に発揮し、また事業主が良質な介護労働者を十分に確保できるようにするため、本事業は今後とも必要。 なお、その際、民間教育訓練機関の積極的な活用についても配慮を行うこととする。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
57	介護労働者需給サービス事業 (労働者の福祉の向上)	労働者及びその家族が介護サービスを必要とした際に割安でサービスを受けられるための、看護師家政婦（夫）紹介所に対する助成 【平成 17 年度当初予算額】 199 百万円	○労働者の福祉の向上 ○ケア・ワーカーの雇用の安定	—	—	介護保険法改正時の附帯決議をはじめ、各方面から介護労働者の雇用管理改善のための強力な取組を要請されており、その推進のため介護労働対策のノウハウのある本財団において本事業を今後も継続して行うことが必要。
	紹介事業高度化推進事業 (介護労働者の福祉の向上)	在宅の要介護者等に雇用されるケア・ワーカーに対する介護労働補助器具（介護支援ベッド・車いす等）の無償貸出 【平成 17 年度当初予算額】 71 百万円	介護業務に関わるケア・ワーカーの福祉の向上及び雇用の安定	—	—	介護保険法改正時の附帯決議をはじめ、各方面から介護労働者の雇用管理改善のための強力な取組を要請されており、その推進のため介護労働対策のノウハウのある本財団において本事業を今後も継続して行うことが必要。
	介護労働力需給調整事業 (ケア・ワーカーの常用就労の促進)	家政婦（夫）紹介所のコンピュータによる登録・紹介システム整備の支援 介護分野で事業を行っている家政婦（夫）紹介所の的確な雇用管理 【平成 17 年度当初予算額】 107 百万円	ケア・ワーカーの常用就労の促進	—	—	本事業については、ケア・ワーカーの雇用の安定に一定の効果をもたらしたものと考えられるが、実績が低調であること等から政策的な必要性が低いものと判断し、平成 17 年度限りで廃止。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
58	【(財)友愛福祉財団】					
	血液確保事業等補助金 (血液製剤によるHIV感染者等の福祉の向上)	血液製剤によるHIV感染者に対し健康管理費用の支給を行っている(財)友愛福祉財団に対する助成 【平成17年度当初予算額】 550百万円	○エイズ発症前の者の健康管理費用の支給及び発症予防に資する調査研究 ○エイズ発症者のうち、HIV訴訟において和解が成立した者に対する健康管理費用の支給	—	—	HIV訴訟の和解時の確認書において確約された事業であり、血液製剤によるHIV感染者等の福祉の向上を引き続き図る必要があることから、今後も継続して実施。 また、本事業を効率的かつ効果的に実施していくため、引き続き財団を通じて行うことが適当。
	医薬品等健康被害対策事業費補助金 (遺族の精神的苦痛の緩和)	①エイズ患者遺族等相談事業(財)友愛福祉財団が実施) ②ヤコブ病サポートネットワーク事業(ヤコブ病サポートネットワークが実施) 各実施団体に対する助成 【平成17年度当初予算額】 93百万円	①血液製剤によるHIV観戦により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和 ②クロイツェルト・ヤコブ病により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和	—	—	いずれの事業も、和解時の確認書において確約された事業であり、遺族の精神的苦痛を緩和し、福祉の向上を図る上で必要なものであることから、今後も継続して実施。 また、本事業を効率的かつ効果的に実施していくため、引き続き財団を通じて行うことが適当。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握された効果	
59	【(財) 予防接種 リサーチセンタ ー】					
	予防接種対策 費等補助金 (予防接種に 関する知識の 普及と健康被 害の防止)	①保健福祉相談事業 ②啓発普及事業 【平成 17 年度当初予算額】 94 百万円	①予防接種による健康 被害の防止 ②予防接種に関する知 識の普及	—	—	本事業は、国民の健康に大きな影 響を及ぼす感染症の発生及びまん延 を防止するために必要不可欠なもの であることから、今後も継続して実 施。 また、本事業を効率的かつ効果的 に実施していくため、引き続き財団 を通じて行うことが適当。
	衛生関係指導 者養成等委託 費 (予防接種に よる健康被害 の防止)	予防接種従事者に対する 研修の実施 【平成 17 年度当初予算額】 7.6 百万円	予防接種による健康被 害の防止	—	—	本事業は、予防接種による事故を 未然に防止するために必要不可欠な ものであることから、今後も継続し て実施。 また、本事業を効率的かつ効果的 に実施していくため、引き続き財団 を通じて行うことが適当。

- (注) 1 厚生労働省の事業評価書及び公益法人関連事業評価書を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策（名称、目的）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとした効果」欄		政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	「効果の把握の方法」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	「把握された効果」欄	実際に得られた効果を記入した。
「評価の結果」欄		把握された効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。